

14. 5-355



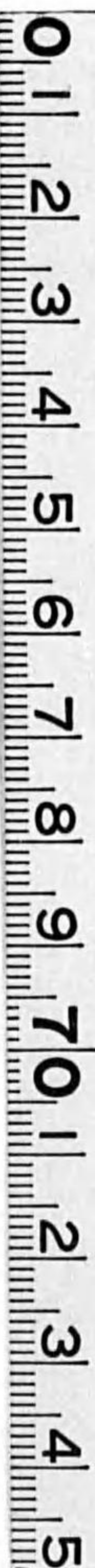
\*1200600189379\*

昭和八年四月

# 失業對策に關する諸資料

〔東京府管内施行失業救濟事業概況  
海外失業對策資料〕

東京地方失業防止委員會  
東京府學務部社會課



# 始



1009  
A  
1009



80W53758

## 例言

本書は東京府管内に於て昭和四、五、六、七各年度に夫々施行したる日傭労働者並小額給料生活者失業救済事業の概要を記述し、併せて東京地方失業防止委員会の決議による建議文、諮問事項答申、東京地方失業防止委員会々則、失業の防止並救済施設等に關する主要通牒、海外失業問題關係資料其他を集録して、官公署其他關係各方面の參考に資する爲編纂したものである。

昭和八年四月 日

東京地方失業防止委員会  
東京府學務部社會課

# 失業対策諸資料

## 目次

第一、東京府管内失業推定表	一頁
第二、東京府管内に於ける失業救済事業概況	九
昭和四年度の概要	九
一、東京府管内昭和四年度土木失業救済事業施行状況一覧表	一〇
A、郡部	二
東京府施行	二
各町村施行	二
B、市部	二
東京市施行	二

C、管内總計	二
二、東京府管内昭和四年度小額給料生活者授職事業施行狀況一覽表	三
A、東京府施行	三
B、東京市施行	三
C、府市總計	三
昭和五年度の概要	三
一、東京府管内昭和五年度土木失業救済事業施行狀況一覽表	一五
A、郡部	一五
東京府施行	一五
昭和四年度より五年度へ繰越せる事業	一五
昭和五年度既定事業	一五
各市町村施行	一六
昭和四年度より五年度へ繰越せる事業	一六
昭和五年度既定事業	一六
B、市部	一七
東京市施行	一七

昭和四年度より五年度へ繰越せる事業	一七
昭和五年度既定事業	一七
C、管内總計	一九
二、東京府管内昭和五年度小額給料生活者授職事業施行狀況一覽表	一九
A、東京府施行	一九
B、八王子市及接續五郡各町村施行	一九
C、東京市施行	二〇
D、管内總計	二〇
昭和六年度の概要	二二
一、東京府管内昭和六年度土木失業救済事業施行狀況一覽表	二三
A、郡部	二三
東京府施行	二三
昭和五年度より六年度へ繰越せる事業	二三
昭和六年度の既定事業	二三
各市町村施行	二四
昭和五年度より六年度へ繰越せる事業	二四

昭和六年度既定事業	四
B、市部	三
東京市施行	三
昭和五年度より六年度へ繰越せる事業	三
昭和六年度既定事業	三
C、昭和六年度東京府管内土木失業救済事業總計一覽表	三
D、昭和六年度政府施行國道改良工事(東京府管内)失業救済事業	三
E、管内總計	三
二、東京府管内昭和六年度小額給料生活者授職事業施行狀況一覽表	三
A、東京府施行	三
B、東京市施行	三
C、府市總計	三
昭和七年度の概要	三
一、東京府管内昭和七年度土木失業救済事業施行狀況一覽表	三
A、郡部	三
B、市部	三

C、管内總計	三
二、東京府管内昭和七年度小額給料生活者授職事業	三
A、東京府施行	三
B、東京市施行	三
C、府市合計	三

### 第三、東京地方失業防止委員會建議文、諮問事項、答申

一、昭和五年三月十八日建議文	四
二、昭和五年九月十一日諮問事項	四
三、前項ニ對スル答申	四
四、昭和五年十月七日建議文	四
五、昭和六年六月八日建議文(内務、鐵道兩大臣宛)	五
六、昭和六年九月十八日建議文	五
七、昭和六年十月十六日建議文	五
八、昭和七年三月十七日建議文	五
九、昭和八年一月十日建議文	六
十、昭和八年三月廿四日建議文	六

第四、東京地方失業防止委員會々則……………空

第五、東京地方失業防止委員會委員一覽……………空

第六、失業防止並救濟施設等ニ關スル主要通牒……………七

一、失業防止並救濟ノタメノ事業調節ニ關スル件(昭和四年十月三日付發社第  
七九號內務、大藏兩次官通牒)……………七

二、失業應急事業ニ關スル件(昭和七年五月二十日付發社第  
五一號內務、大藏兩次官通牒)……………七

三、各種官營事業ニ失業者使用ノ件(昭和七年五月二十四日付發社  
第五六號、內務次官通牒)……………七

四、各種公營事業ニ失業者使用ノ件(昭和七年六月一日付發社第五  
七號內務、大藏兩次官通牒)……………八

各種公營事業ニ失業者使用ノ件(昭和七年六月一日付發社  
第五八號內務次官通牒)……………九

五、産業開發ノタメニスル土木事業ニ關スル件(昭和七年六月四日付發社第五九號  
社會局社會部長、內務省土木局長通牒)……………九

六、産業開發ノ爲ニスル國直轄土木事業ニ關スル件(昭和七年六月二十二日付發社第六七號  
社會局社會部長、內務省土木局長通牒)……………一〇

七、失業者救濟關係事業ニ關スル諸通牒一覽(昭和七年七月十四日付發社第五〇號  
社會局社會部職業課ヨリ府縣社會課へ)……………一〇

八、失業狀況(推定)月報ニ關スル件(昭和四年八月十二日發社  
第四七號社會局長官通牒)……………一〇

九、失業狀況(推定)月報ニ關スル件(昭和五年五月二日發社第  
七五號社會局長官通牒)……………一一

十、昭和五年十月以降失業狀況(推定)月報ニ關スル件(昭和五年九月二十三日發社第  
一一二號社會局社會部長通牒)……………一五

十一、失業狀況(推定)月報ニ關スル件(昭和六年七月二日發社第  
五八號社會局社會部長通牒)……………一七

海外に於ける失業對策資料

一、各國資料……………一九

世界の失業狀態(一九二四—一九二五初頭)……………一九

歐洲各國の失業狀況(一九二九—一九三〇春夏)……………一九

世界主要諸國の失業狀況(一九二九—一九三一)……………一七

——R・A・B・一九三二年二月二五日號——

各國失業統計(一九三〇・一月—一九三二・一月)……………一〇

——獨逸景氣研究所季報一九三二年四月號——

各國失業統計(一九三〇—一九三二・三月)……………一七

——L・R・一九三二・五月號、獨逸景氣研究所季報一九三二・五月號——

最近各國失業者數(一九三〇—一九三一)……………一〇

——L・R——

世界の失業者數……………一〇

各國失業業者數……………二〇六

——獨逸景氣研究所季報一九三二・六月號——

各國失業業者數(一九三二四月—六月)……………二〇六

——國際聯盟統計月報一九三二・七月號——

最近に於ける各國失業情勢……………二〇〇

——產業勞働時報一九三二・一月一八日號——

最近に於ける各國失業情勢(一九三二・七月—九月)……………二〇〇

——產業勞働時報一九三二・一〇月三日號——

各國の失業狀態……………二〇〇

——ウイルトンヤフトスタチステイク一九三二・八月二日號——

各國失業保險の被保險者數並びに收入及支出額に關する一覽表……………二〇六

——R・A・B・臨時號一九二七・七月號——

現行世界各國失業保險法制一覽表……………二〇六

——L・R・一九三一・一月號——

各國失業保險に關する調査……………二〇六

——レゲスレチプシリーズ——R・A・B・——M・L・G・——

獨逸大都市の失業業者數と人口數……………二〇〇

二、獨逸共和國……………二〇〇

獨逸に於ける失業狀況(一九三二・一〇月)……………二〇四

——R・A・B・一九三二・一月五日號——

獨逸に於ける勞働延長に就て(一九二七)……………二〇八

——W・U・S・一九三二・一月號——

獨逸に於ける授職計畫(一九三〇)……………二〇四

——タツシエンブフデスアルバイツレヒツ——

勞働時間短縮は失業者を救助す(一九三〇)……………二〇九

——S・P・一九三〇・九月一八日號——

獨逸に於ける失業對策……………二〇〇

——獨逸金屬勞働組合理事 オート・トースト——

獨逸に於ける失業救濟費……………二〇四

——I・L・I・一九三二・九月・二日號——

獨逸に於ける失業者授職計畫と其の財源……………二〇七

——產業勞働時報一九三二・二月號——

獨逸失業者救濟に關する命令及同施行規則……………二〇五

——S・P・一九三二・四月一四日號——



獨逸一部失業者救済に關する命令……………三六〇

——R・A・B・一九二四・二月二四日號及四月二六日號——

獨逸生産的失業救済事業に關する法規……………三六四

——獨逸職業紹介及失業保險法註釋書、一九二九・七月發刊——

大統領令に於て規定せられたる獨逸の失業者救護……………三六九

——R・A・B・一九三二・六月二五日號——

三、英吉利帝國……………四〇四

英國政府の失業對策……………四〇四

——ロンドンタイムス 一九三〇・二月・一九日號——

英國失業對策に於ける補助事業……………四一一

——L・R・一九三一・四月號——

現行英國失業保險法概要(一九二八・二月)……………四一四

——サウイ オブ アネムプロイメント インシユランス アクツ 一九二〇—一九二七——

四、亞米利加合衆國……………四三七

米國に於ける失業狀況……………四三七

——I・L・I・一九三二・四月・二五日號——

亞米利加合衆國の失業狀況並對策……………四四一

五、佛蘭西共和國……………四六〇

佛國の失業狀況、原因及對策(一九三一・四月)……………四六〇

——(駐佛大使芳澤氏より外務省通商局長宛報告)——

佛蘭西の失業者救済政策……………四六四

——世界の勞働 一九三一——

佛蘭西に於る失業對策(一九三一・七月付)……………四六九

——國際勞働機關帝國事務所書記福田喜東調査報告——

六、瑞典王國……………四九〇

瑞典の失業對策……………四九〇

——R・A・B・一九三二・四月二五日號——

瑞典失業救済に對する國庫補助に關する勅令……………四九二

——國際勞働事務局發刊立法集 一九三二——

七、伊太利王國……………五〇三

伊太利に於る冬期失業救済事業……………五〇三

——外務省通商局長よりの報告一九三〇・一月七日——

伊太利失業保險令(一九二三・二月三〇日)..... 五四

伊太利に於る社會保險の拂込額(一九三二・一月)..... 五七

八、 澳太利共和國 ..... 五八

澳國の失業救済に基く新産業の建設..... 五八

ーグリュンドング ノイアー インドストリエン ドルヒ デイー アルバー..... 五八

九、 諾威王國..... 五〇

諾威失業金庫に對する國及自治團體の補助金支給に關する一九一五年八月の法律及其後の改正法並一九二二年七月七日の法律..... 五〇

一〇、ルクセンブルグ大公國..... 五七

ルクセンブルグ失業救済法規(一九二二——一九二七)..... 五七

ーメモリアル デス グロスシエルツオグトムス ルクセンブルグ..... 五七

一一、白耳義王國..... 五四

白耳義失業保險令..... 五四

ー國際勞働事務局發行情類集 レヂスレチブ シリーズ 一九二四——..... 五四

一二、チエコスロヴァキア共和國..... 五四

チエコスロヴァキア共和國失業救済金に對する國庫補助金に關する法律..... 五四

ー獨逸勞働公報一九二二・三月一五日號——..... 五四

### 第一 東京府管内失業推定表

財界の不況は勞働者小額給料生活者等に影響を及ぼし失業者漸次巷に滿つるの状態を呈して來たので、本府は昭和四年八月十二日付發社第四七號社會局長官の通牒に依り別表の通り毎月失業者數の推定をなすと共に、之を基礎として東京府、東京市舊近接町村と協力して失業救済事業を起興し、以つて失業の防止緩和に寄與する事となつた。

尙本府に於ける失業狀況の推定基礎は次の如くである。即大正十四年施行に係る失業調査に依る有業者並失業者數を基礎として、大正十四年の同數と昭和四年に於ける人口數(現在人口數と見做す)とを比較し人口増加による失業者數を算出し尙大正十四年の當該月の職業紹介所の失業率とを對比し、此の比率を前記の失業者數に乘じ大體推定數を決定し、尙各地の特殊の事情を參酌して最後の決定をしたものである。

月 別 地 區	給料生活者		日 傭 勞 働 者		其 他 ノ 勞 働 者		合 計
	男	女	男	女	男	女	
昭和四年 市 部	10,806	1,015	7,100	1,447	17,779	4,800	4,566
郡 部	5,385	2,433	2,863	2,000	9,388	7,666	28,885
計	16,191	3,448	9,963	3,447	27,167	12,466	70,495
同 市 部	10,733	1,006	7,093	1,448	17,594	5,606	4,388
郡 部	5,439	2,440	2,870	2,000	9,410	7,666	29,492
計	16,172	3,446	9,963	3,448	27,004	13,272	70,384
十月一日 計	16,161	1,150	7,141	1,400	18,642	5,551	70,633

五月一日	六月一日	七月一日	八月一日	九月一日	十月一日	十一月一日
郡部	市部	郡部	市部	郡部	市部	郡部
一四、〇八八	一五、九六九	一五、三九〇	一六、二四四	一五、三六四	一六、七三〇	九、九四六
一、一八九	一、四三〇	一、四四三	一、四四五	一、四四六	一、四四五	一、四四五
一五、八七	一七、四三三	一六、八三三	一七、三九九	一六、八〇〇	一八、三九二	一〇、九二一
二、二二八	三、一五〇	二、五九六	二、五九九	三、八三〇	二、四四五	二、七〇〇
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
二、四七〇	二、五〇二	二、六〇九	二、四四三	三、三〇〇	二、五八三	二、九七七
一六、九〇三	一七、九六九	一七、九六九	一七、九六九	一七、九六九	一七、九六九	一七、九六九
二、三〇五	二、三〇五	二、三〇五	二、三〇五	二、三〇五	二、三〇五	二、三〇五
一九、三〇八	一九、三〇八	一九、三〇八	一九、三〇八	一九、三〇八	一九、三〇八	一九、三〇八
英、五五五	英、六六六	英、六六六	英、六六六	英、六六六	英、六六六	英、六六六

三

昭和四年十一月一日	昭和五年一月一日	二月一日	三月一日	四月一日	五月一日
市部	市部	市部	市部	市部	市部
一〇、四九六	一〇、四九六	一〇、四九六	一〇、四九六	一〇、四九六	一〇、四九六
九八三	九八三	九八三	九八三	九八三	九八三
一、四九七	一、四九七	一、四九七	一、四九七	一、四九七	一、四九七
一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九
二、一三五	二、一三五	二、一三五	二、一三五	二、一三五	二、一三五
一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七
二、三六三	二、三六三	二、三六三	二、三六三	二、三六三	二、三六三
一七、三九七	一七、三九七	一七、三九七	一七、三九七	一七、三九七	一七、三九七
四、六三三	四、六三三	四、六三三	四、六三三	四、六三三	四、六三三
二、六六六	二、六六六	二、六六六	二、六六六	二、六六六	二、六六六
四、七九	四、七九	四、七九	四、七九	四、七九	四、七九

二

昭 和 五 年	昭 和 六 年	同	同	同	同	同	同	同	同
十二月一日	一月一日	二月一日	三月一日	四月一日	五月一日	六月一日	七月一日	八月一日	九月一日
市部	市部	市部	市部	市部	市部	市部	市部	市部	市部
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
一六、七二二	一五、七六一	一七、一三九	一七、六四五	一八、一四八	一八、八八八	一九、六六一	二〇、四二二	二一、四四七	二二、四四八
一、七二一	一、六三一	一、八一三	一、八七五	一、九四〇	一、九六四	二、〇三三	二、一〇九	二、一八四	二、二六〇
一八、五〇三	一六、九八三	一八、九三三	一八、七五三	一九、〇三六	一九、八五三	二〇、六四一	二一、四二二	二二、二〇六	二三、〇〇〇
三、七四三	三、七九六	三、六五五	三、七四七	三、八二九	三、九一七	四、〇〇五	四、〇九三	四、一八一	四、二六九
三、六三四	三、四〇三	三、〇四八	三、一〇二	三、一五五	三、二〇八	三、二六二	三、三一五	三、三六八	三、四二一
七、七六六	七、〇三九	七、五五三	七、八二九	八、一〇五	八、三八一	八、六五七	八、九四二	九、二二七	九、五一二
二、〇三三	二、〇四三	二、〇六六	二、〇八八	二、一一一	二、一三三	二、一五五	二、一七八	二、二〇〇	二、二二二
二二、八二八	二一、六六五	二二、五五三	二二、四〇七	二三、〇七二	二三、九三六	二四、八〇〇	二五、六六四	二六、五二八	二七、三九二
四、六三三	四、二九八	四、九七〇	四、六二五	五、二九七	五、九六九	六、六四一	七、三一三	七、九八五	八、六五七
二八、六五五	二六、七〇四	二八、五五三	二八、四〇七	二九、二七二	三〇、一三六	三一、〇〇〇	三一、八六四	三二、七二八	三三、五九二
四、六三三	四、四九七	四、三六一	四、二二五	四、〇五九	三、八九三	三、七二七	三、五六一	三、四九五	三、二八九
一〇、九七二	一〇、八二七	一〇、六八二	一〇、五三七	一〇、四八七	一〇、三九二	一〇、二九七	一〇、二〇二	一〇、一〇七	一〇、〇一二
四、六三三	四、四九七	四、三六一	四、二二五	四、〇五九	三、八九三	三、七二七	三、五六一	三、四九五	三、二八九
一〇、九七二	一〇、八二七	一〇、六八二	一〇、五三七	一〇、四八七	一〇、三九二	一〇、二九七	一〇、二〇二	一〇、一〇七	一〇、〇一二

四

昭 和 六 年	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六月一日	七月一日	八月一日	九月一日	十月一日	十一月一日	十二月一日	一月一日	二月一日	三月一日
市部	市部	市部	市部	市部	市部	市部	市部	市部	市部
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
二一、六四八	二二、四二二	二三、〇七二	二三、四四八	二三、四四八	二三、四四八	二三、四四八	二三、四四八	二三、四四八	二三、四四八
一、二六五	一、三〇三	一、三四一	一、三七八	一、四一五	一、四五三	一、四九一	一、五二九	一、五六七	一、六〇五
二三、八三三	二四、一三六	二四、四三九	二四、七四二	二五、〇四五	二五、三四八	二五、六四一	二五、九三四	二六、二二七	二六、五二〇
八、一三七	八、二六五	八、三五三	八、四四一	八、五二九	八、六一七	八、七〇五	八、七九三	八、八八一	八、九六九
六、五	六、三三七	六、二二五	六、一一三	六、〇〇一	五、八八九	五、七八七	五、六七五	五、五六三	五、四五
八、八二三	八、九一一	八、九九九	八、八八七	八、七七五	八、六六三	八、五五一	八、四三九	八、三二七	八、二一五
一九、〇六五	一九、一五三	一九、二四一	一九、三二九	一九、四一七	一九、五〇五	一九、五九三	一九、六八一	一九、七六九	一九、八五七
四、四八九	四、三七六	四、二六四	四、一五二	四、〇四〇	三、九二八	三、八一六	三、七〇四	三、五九二	三、四八〇
五、三三四	五、二二二	五、一一〇	五、〇〇〇	四、八八八	四、七七六	四、六六四	四、五五二	四、四四〇	四、三二八
三三、六八七	三三、三九〇	三三、〇九三	三二、七九六	三二、四九九	三二、二〇二	三一九〇五	三一、六〇八	三一、三一一	三一、〇一四
一〇、一八六	一〇、〇七四	九九、九六二	九九、八五〇	九九、七三八	九九、六二六	九九、五一四	九九、四〇二	九九、二九〇	九九、一七八
四、六三三	四、五二一	四、四〇九	四、二九七	四、一八五	四、〇七三	三、九六一	三、八四九	三、七三七	三、六二五
一〇、九七二	一〇、八六〇	一〇、七四八	一〇、六三六	一〇、五二四	一〇、四一二	一〇、三〇〇	一〇、一八八	一〇、〇七六	九九、九六四

五



昭和七年	市部	郡部	計	昭和五年十月一日現在及同年十一月一日現在ニ於テ推定數ノ激減セルハ國勢調査ノ失業數ヲ參酌セルニ依ル
十二月一日	二八、〇九	八、五三	三六、六二	二、八〇一
同	二九、六三	二、八九七	三、五五九	三、六〇〇
一月一日	三、七九	三、〇四	六、八三	二、〇〇〇
計	八、五三	六、八三	一、九八	三、二一六
	三、五五	三、七四	三、九三	三、九四三
	三、二六	三、九三	三、五九	四、八七六
	三、九三	三、二一	三、五九	一〇、四四四
	三、二一	三、二一	三、二一	五、二九三
	三、二一	三、二一	三、二一	二、八二二
	三、二一	三、二一	三、二一	五、五七七
	三、二一	三、二一	三、二一	二、六八四
	三、二一	三、二一	三、二一	一、三〇八
	三、二一	三、二一	三、二一	一、三〇八

備考

- (一) 昭和五年十月一日現在及同年十一月一日現在ニ於テ推定數ノ激減セルハ國勢調査ノ失業數ヲ參酌セルニ依ル
- (二) 昭和七年十月一日現在以降市部ニ於テ増シ、郡部ニ於テ減ジタルハ十月一日ヲ以テ隣接五郡東京市ニ編入セラレタルニ由ル

## 第二 東京府管内に於ける失業救済事業概況

### 昭和四年度の概要

#### 昭和四年度日傭労働者失業救済事業

經濟界の不況は次第に深刻の度を加へ失業者は漸次増加の傾向を示して來た、即昭和四年九月一日現在では日傭労働者の失業數は二萬四百八人であつたが、同年十二月一日現在には二萬五千八百三十四人に達し僅か三ヶ月間に約五千四百人を増加し尙漸次増加の傾向を示してきたのである。

茲に於て東京府市は之等失業者の内失業の結果直ちに生活を脅かさるゝ日傭労働者の救済を最も緊急の要務なりと信じ昭和四年度より失業救済事業を起興し、鋭意救済の方策を講ずると共に他方地方農村より職を求めて帝都に集中する労働者を防止する目的で、昭和四年十月、日傭労働者の登録を行つたのである。今當時の登録者數を示せば次の如くである。

市部登録者	一萬三千八百四十七人
郡部登録者	三千五十六人
合 計	一萬六千九百三人

東京府市は大體前記の登録者を對象として失業救済事業の計畫を樹立したのである。即昭和四年度の事業計畫は別表の通りであるが、其の概況を述べれば次の如くである。

昭和四年度東京府施行に係る事業は道路改修並に目黒川改修埋立事業として事業費百六十萬四千圓、勞力費三十八

萬三千三十九圓、又東京市に於ては水道、道路、河川、下水、公園の改修並に築造工事として事業費三百三十四萬七千三百四十五圓、勞力費百二十六萬四千七百七十六圓を以て極力失業勞働者の救済に當り大體所期の目的を達したのである。

此の他尙管下近接町村の失業救済事業として江戸川上水町村組合計畫に係る事業費五十三萬四千六百四十圓、勞力費十八萬七千三十一圓の上水道擴張工事及び巢鴨町の事業費二十三萬五千七十一圓、勞力費五萬二千四百二圓の下水道築造工事が施行される豫定であつたが、是等は事業並に起債の認可手續等に日時を要した爲其の殆んど全部を五年度へ繰越すの止むなきに至つたのである。

昭和四年度小額給料生活者授職事業

昭和四年九月一日現在に於ける東京府管下知識階級の失業推定數は一萬七千四百四十八人と云ふ多數に達し尙漸次増加して來たので東京府市は日傭勞働者の救済と共に知識階級の失業救済にも鋭意努力を拂ひ東京府は事業費二萬一千八百二十八圓で、一日平均百四十人、延一萬二千六百人、又東京市は事業費二十萬三千五百六十五圓で、一日平均七百九十四人、延十萬三千八百八十八人、府市合計で事業費總額二十二萬五千三百九十三圓、一日平均八百八十一人延十一萬五千七百八十八人を救済したのである。

併しながら是等の計畫は尨大なる失業者に對しては餘りにその規模小なる爲深刻な失業狀況緩和に資するところ極めて少かつたのである。

一 東京府管内昭和四年度土木失業救済事業施行狀況一覽表

A (郡部)				
東京府施行の失業救済事業				
事業別	事業種類	事業費	勞力費	使用延人員
起債事業	道路改修並目黒川改修埋立工事	一、六〇四、〇〇〇 <small>円</small>	三八〇、三三九 <small>円</small>	一七七、一三八 <small>人</small>
町村施行の失業救済事業				
江戸川上水町村組合				
補助事業	上水道擴張工事	五三四、六四〇	一八七、〇三一	九六、六七〇
巢鴨町				
起債事業	下水道築造工事	二三五、〇七一	五二、四〇二	二八、五四四
郡部計		二、三七三、七一一	六一九、七七二	三〇二、三五二
B (市部)				
東京市施行の失業救済事業				
事業別	事業種類	事業費	勞力費	使用延人員
起債事業	水道、道路、河川下水、公園ニ關スル臨時土木事業	三、三四七、三四五	一、二六四、七七六	六五九、四一九
C				
管内總計				
管内總計		五、七二一、〇五六	一、八八四、五四八	九六一、七七二
管内總計				二、六三五

備考 管内總計欄ノ一日平均人員ハ延人員ヲ三百六十五日デ割ツタモノデアル

二 東京府管内昭和四年度小額給料生活者授職事業施行状況一覽表

A 東京府施行

事業種類	事業費豫算	使用延人員	一日平均	期	間	備考
社會調査事務	二一、八二八 <sup>円</sup>	一二、六〇〇 <sup>人</sup>	一四〇 <sup>人</sup>		一二〇 <sup>日</sup>	

B 東京市施行

事業種類	事業費豫算	使用延人員	一日平均	期	間	備考
各種社會調査	一六六、六九一	八二、六八四	六三六		一三〇	
追加分	一六、三六一	九、〇〇三	九〇		三〇	
再追加分	二〇、五一三	一一、五〇一	三八三		三〇	
計	二〇三、五六五	一〇三、一八八	七九四		一	

C 府市總計

府市總計	二二五、三九三	一一五、七八八	八八一			
------	---------	---------	-----	--	--	--

備考 總計欄一日平均人員ハ施行最長日數百三十日デ延人員ヲ割ツタモノデアル

昭和五年度の概要

昭和五年度日傭労働者失業救済事業

昭和五年度に於ける東京府郡部及び市部の日傭労働者失業救済事業に就て述べれば、郡部の事業中東京府は既定計畫並前年度繰越事業の事業費二百九十一萬七千三百九十三圓、勞力費五十七萬六千八百六十四圓以外に秋冬の失業救済事業として事業費六百四十七萬四千三百二十一圓、勞力費百二萬五千八百六十七圓及び政府より補助を受けたる臨時冬季應急失業救済事業の事業費百十萬圓、勞力費三十六萬四千五百十六圓で前記三種の事業費總額は一千四十九萬一千七百十四圓、勞力費百九十六萬七千二百四十七圓、使用延人員百十四萬四千四百八十人、一日平均使用人員三千百三十五人である。尙これ以外に管下江戸川上水町村組合、巢鴨町に於ける昭和四年度よりの繰越事業費七十六萬九千七百十一圓、勞力費二十三萬九千四百三十三圓の工事及び昭和五年度既定事業として江戸川上水町村組合の上水道擴張事業、巢鴨町の下水道事業、代々幡町、戸塚町の上水道敷設事業、八王子市の下水道浚渫事業、岩淵町の道路改修事業等を合し事業費三百二十六萬六千七百二十二圓、勞力費百二萬五千六百九十四圓、使用延人員五十四萬七千四百二十六人一日平均使用人員千五百人である。以上郡部に於ける各事業の總事業費は一千三百七十五萬八千四百三十六圓、勞力費二百九十九萬二千九百四十一圓使用延人員百六十九萬一千九百六人、一日平均使用人員四千六百三十五人であつたが、江戸川上水町村組合及び巢鴨町の繰越事業以外の各町村の事業は五年度に於ては事業認可並に起債等の手續の關係上同年度末僅かに事業に着手したばかりで大部分六年度へ繰越すの止むなきに至つたのである。

次に東京市の事業に就いて述べると昭和五年四月より七月までは前年度よりの繰越事業費百二十九萬四千四百十四圓、勞力費五十三萬三千二十九圓を以てし七月以降即ち夏季より冬季に亘る失業救済事業として、事業費總額六百五



十七萬五千五百三十九圓、勞力費百九十萬三千六十一圓の工事を計畫し更に冬季以降の失業救済事業として事業費總額二百七十三萬二千七百四十圓、勞力費七十八萬九千四百八十一圓を深刻な冬季の失業救済に充當したが更に政府より補助を得て事業費百十七萬圓、勞力費四十萬五千三百三十圓の臨時冬季應急失業救済事業を起興した爲失業狀況は相當緩和されたのである。

前記三種の總事業費は一千百七十七萬二千六百九十三圓、勞力費三百六十三萬七百一圓、使用延人員百九十五萬四千七百四十四人、一日平均使用人員五千三百五十五人であつた。

以上述べた府、市、町村に於ける失業救済事業の總事業費は二千五百五十三萬一千二百二十九圓、勞力費六百六十二萬三千六百四十二圓、使用延人員三百六十四萬六千六百五十人一日平均九千九百九十人であつて、昭和五年度に於ては大體失業救済の目的を達し得たと信ずるものである。

**昭和五年度小額給料生活者授職事業**

昭和五年度に於ては東京府市は知識階級の失業者救済に一層努力し極力事業の擴大を計つたのである。即ち東京府は事業費八萬五千九百圓で、一日平均二百四十七人、延五萬五千四百九十三人を官廳委託及び社會調査事務に、八王子市及接續五郡の各町村は家屋賃貸價格調査に事業費總額十一萬二千三百四十四圓を以て一日平均三百七十七人延四萬五千三十九人を救済したのである。又東京市は總事業費四十七萬七千九百八十五圓で官廳委託事務、社會調査事務及家屋賃貸價格調査を施行し一日平均約一千二百人を使用したのである。

以上府、市、町村の事業費總額は六十七萬五千四百十九圓、一日平均約一千七百六十二人、延人員四十八萬二千六百八十七人となり、深刻な知識階級の失業狀況緩和に多大の努力を拂つたのである。

**一 東京府管内昭和五年度土木失業救済事業施行狀況一覽表**  
A (郡部)

東京府施行の失業救済事業

昭和四年度より昭和五年度へ繰越せる失業救済事業

事業別	事業種類	事業費	勞力費	使用延人員	一日平均	備考
起債事業	道路改修工事	七〇四、三九二 <sup>円</sup>	一六八、六四二 <sup>円</sup>	七〇、四六八 <sup>人</sup>	一、〇八四 <sup>人</sup>	

昭和五年度既定失業救済事業

事業別	事業種類	事業費	勞力費	使用延人員	一日平均	備考
起債事業	道路改修工事	二、〇六三、七七一	三六三、四四九	二二〇、九三二	六〇五	
起債事業	目黒川改修及埋立工事繰越分	一四九、二三〇	四四、七七三	二四、六四二	六七	
	計	二、二一三、〇〇一	四〇八、二二二	二四五、五七四		

東京府秋冬季失業救済事業

事業別	事業種類	事業費	勞力費	使用延人員	一日平均	備考
起債事業	道路改修工事	三、七九五、五三二	四二一、〇七七	二四二、八三四	一、三三三	

同	道路舗装工事	五七五、九二八	一一六、〇一三	七二、〇二〇	四六二
同	三河川改修工事	四六〇、五〇〇	九二、二五一	五二、〇一六	四三三
同	目黒川改修工事	一、六四二、三六一	三九六、五一六	二三四、八二四	六七四
計		六、四七四、三二一	一、〇二五、八六七	六〇一、六九四	

一六

臨時冬季應急失業救済事業

事業別	事業種類	事業費	労力費	使用延人員	一日平均	備考
補助事業	路面舗装工事	一、一〇〇、〇〇〇	三六四、五一六	二二六、七四四	二、五一九	
東京府合計		一〇、四九一、七一四	一九六七、二四七一	一四四、四八〇	三、一三五	

備考 合計欄ノ一日平均人員ハ延人員ヲ三百六十五日デ割ツタモノデアル

各市町村施行の失業救済事業

町村名	事業別	事業種類	事業費	労力費	使用延人員	一日平均	備考
江戸川	補助事業	上水道擴張工事	五三四、六四〇	一八七、〇三一	九六、六七〇	一、〇七三	
上水町	起債事業	下水道築造工事	二三五、〇七一	五二、四〇二	二八、五四四	二八七	
巢鴨町	計		七六九、七一	二三九、四三三	一二五、二一四		

昭和五年度既定失業救済事業

町村名	事業別	事業種類	事業費	労力費	使用延人員	一日平均	備考
江戸川上水町村組合	補助事業	上水道擴張工事	一、三五六、九一五	四五四、二四八	二三三、七八三	六二六	
巢鴨町	起債事業	下水道築造工事	六一六、八四一	一四七、六〇六	八〇、六四五	二二〇	
代々幡町	補助事業	上水道敷設工事	二二〇、〇〇〇	六六、五六五	三八、一八七	二一〇	
戸塚町	起債事業	上水道工事	一九六、三〇〇	五二、七五七	二八、六九九	一五九	
八王子市	補助事業	下水道工事	七一、二八六	五〇、九一二	三一、二五四	三〇〇	
岩淵町	起債事業	道路改修工事	三五、六六九	一四、一七三	九、六四四	八〇	
計			二、四九七、〇一一	七八六、二六一	四二二、二一二	一	
町村計			三、二六六、七二二	一、〇二五、六九四	五四七、四二六	一、五〇〇	
郡部合計			一三、七五八、四三六	九九二、九四一	一、六九一、九〇六	四、六三五	

備考 町村及郡部合計欄ノ一日平均人員ハ延人員ヲ三百六十五日デ割ツタモノデアル

B (市部)

東京市施行の失業救済事業  
昭和四年度より五年度へ繰越せる失業救済事業

事業別	事業種類	事業費	労力費	使用延人員	一日平均	備考
起債事業	水道、道路、河川、下水公園に関する臨時土木事業	一、二九四、四一四	五三三、〇二九	二五〇、八六四	一、〇〇〇	

昭和五年度既定失業救済事業

一七

夏季より冬季に亘る失業救済事業

事業別	事業種類	事業費	労力費	使用延人員	一日平均	備考
補助事業	道路工事、河川工事、水道職管工事	二、四五一、二七九	七八七、八一二	四二二、二〇八	自七、二一	
起債事業	改良下水道成工事都市計畫事業	四、一二四、二六〇	一一五、二四九	五八〇、三四四	自四、九〇三	
計		六、五七五、五三九	一九〇三、〇六一	一、〇〇二、五五二	自二、九二六	

冬季以降の失業救済事業

事業別	事業種類	事業費	労力費	使用延人員	一日平均	備考
補助事業	第二街路修築第二改良下水道速成塵芥處理工場建設上野恩賜公園施設費	一、九一六、七四〇	五七六、七八一	三三一、七二一	三、〇九九	
起債事業	東京港修築家畜市場並居場建設	八一六、〇〇〇	二一二、七〇〇	一二三、一一七	四、五五八	
計		二、七三二、七四〇	七八九、四八一	四五四、八三八	三、五五七	

臨時冬季應急失業救済事業

事業別	事業種類	事業費	労力費	使用延人員	一日平均	備考
補助事業	路面舗装工事	一、一七〇、〇〇〇	四〇五、一三〇	二四六、四九〇	二、一六一	
市部	計	一一、七七二、六九三	六三〇、七〇一	一一、九五四、七四四	五、三五五	

備考 市郡合計欄ノ一日平均人員ハ延人員ヲ三百六十五日デ割ツタモノデアル

C 管内總計

管内	總計
管	計 二五、五三一、一二九六、六二三、六四二、六四六、六五〇
管	九、九九〇

備考 管内總計欄ノ一日平均人員ハ延人員ヲ三百六十五日デ割ツタモノデアル

二 東京府管内昭和五年度小額給料生活者授職事業施行狀況一覽表

A 東京府施行

事業種類	事業費豫算	使用延人員	一日平均	期	間
官廳委託事務	七八、七四〇	五二、四九三	二二七	自五、六、三、三	至五、八、三、三
社會調査事務	六、三五〇	三、〇〇〇	二〇	自六、三、三	至六、三、三
計	八五、〇九〇	五五、四九三	二四七		

B 八王子市及接續五郡各町村施行ノ分

事業種類	事業費	使用延人員	一日平均	備考
家屋貸賃價格調査	一一二、三四四	四五、〇三九	三七二	自五、十二、三一
合 計	一九七、四三四	一〇〇、五三二	六一九	

C 東京市施行

管内總計	官廳委託事務	二八五、九三〇 <sup>四</sup>	一八六、八四〇 <sup>八</sup>	一、〇三八	自
	同	八三、〇五五	一四二、三八〇	七九一	自
管内總計	各種調査事務	四七、〇〇〇	二一、九八〇	四四〇	自
	家屋賃貸價格調査	六二、〇〇〇	三〇、九五五	二五五	自
管内總計	計	四七七、九八五	三八二、一五五	一、〇三八 四六八 人乃至	至 六五、 六六、 六六、 六六、 六五、 十 三、 三、 三、 三、 〇
管内總計	管内總計	六七五、四一九	四八二、六八七	一、七六二	

管内總計欄ノ一日平均人員ハ延人員ヲ施行最長日數二百七十四日デ割ツタモノデアル

昭和六年度の概要

昭和六年度日傭労働者救済事業

(郡部)

東京府施行事業の内五年度より六年度へ繰越たる事業と六年度既定事業とを合計すれば事業費一千五百六十四萬五千四百八十九圓、勞力費三百八十六萬八千九百八十二圓、使用延人員二百一十一萬八千九百八十四人一日平均五千七百八十九人の計畫である。

次に町村施行の事業につきて見るに五年度より六年度へ繰越せる八王子市外四ヶ町の各事業の計は事業費五十四萬六千七百圓、勞力費十七萬九千七十八圓、使用延人員十萬六千七十八人一日平均二百八十九人である。

又町村施行高田町外十ヶ町及二町村組合の六年度既定事業の計は事業費四百四十八萬一千九百八十八圓、勞力費百二十六萬五千八百八十八圓、使用延人員七十二萬八千四百九十九人一日平均一千九百九十人である。

右本府並各町村施行の郡部事業の計は事業費二千六十七萬四千七百七圓、勞力費五百三十一萬三千九百四十八圓、使用延人員二百九十五萬三千五百六十一人一日平均八千六百九十九人である。

(市部)

東京市施行事業の内五年度より六年度へ繰越せる事業は事業費四百十七萬四千五百八十七圓、勞力費百三十八萬七千三百八十五圓、使用延人員八十一萬九千七百十人一日平均二千二百三十九人にして六年度既定事業は事業費千五百十八萬八千七百二十六圓、勞力費四百三十九萬九千九十一圓、使用延人員二百五十二萬二千五百三十三人一日平均六千八百九十二人なり、而して右市部合計は事業費千九百三十六萬三千三百十三圓勞力費五百七十八萬六千四百七十六圓、使用延人員三百四十三萬二千二百四十三人一日平均九千三百七十七人で、右本府町村並東京市施行の失業救済事業を合算すれば府、市、町村總計事業費四千三萬七千四百二十圓、勞力費千十萬四百二十四圓、使用延人員六百

三十八萬五千八百四十一日平均一萬七千四百四十七人である。

尙昭和六年度郡部に於て施行せる政府直轄の國道改良工事、事業費二百二萬八千七百七十七圓、勞力費七十九萬二千四百四十四圓、使用延人員五十七萬四千九百二十六人一日平均千六百四十三人の計畫ありたるを以てこれを合算せる管内總計は事業費四千二百六萬六千九百九十七圓、勞力費千八百八十九萬二千四百六十八圓、使用延人員六百九十六萬七百三十人一日平均一萬九千九十八人である。

**昭和六年度小額給料生活者授職事業**

東京府施行に係る標記事業の官廳委託事務及各種調査事務の事業費豫算二十三萬八千三百十六圓、使用延人員十五萬五千八百八十四人一日平均四百二十四人である。

東京市施行の官廳委託事務其他調査事務の事業費豫算八十八萬七千三百三十四圓、使用延人員五十六萬五千五百七十六人一日平均千五百四十五人である。

**一、東京府管内昭和六年度土木失業救濟事業施行狀況一覽表**

A(郡部)

東京府施行土木失業救濟事業

昭和五年度より昭和六年度へ繰越せる失業救濟事業

事業種類	事業費	勞力費	使用延人員	一日平均	期間	備考
都市計畫道路改修工事	四、三三三、六五〇	八二二、六〇〇	四二七、〇〇〇	二、七九〇		道路工事ハ一部施行中河川工事ハ大體完了
産業道路改修工事						
目黒川改修工事						
三河川改修工事						

(備考) 一日平均員數ハ延人員ヲ施行期間百五十三日テ割出シタモノデアラル

昭和六年度既定失業救濟事業

事業種類	事業費	勞力費	使用延人員	一日平均	期間	備考
第二期都市計畫道路改修工事	四四一、〇〇〇	三四、八九二	二一、〇三九	五九	自六、四、三一	
産業道路改修工事	四八、九六四	一四、九六六	七、三三五	二〇	同	
道路舗装工事	六七九、三七〇	一四九、八六七	五一、〇八一	一九七	同	
道路舗装並改修工事	二九〇、〇三〇	八五、八二〇	五〇、三一〇	一七三	自六、六、一五	
目黒川改修埋立工事	一、〇〇六、一〇〇	四三二、六七八	二二九、二七〇	六二六	自六、四、三一	
三河川立會川改修工事	四三八、九六〇	一四六、五二〇	八一、二七〇	二二三	同	
改修工事	八六五、二四〇	二九八、七四三	一七五、七八四	四八一	同	
事	三一六、五七〇	一一四、四一〇	六七、四四九	一八五	同	
道路公債法ニ依ル府縣道改良工事	五、七二四、五六七	一、一七九、〇〇〇	六六〇、四五七	二、一六五	自六、六、三一	
警察署及消防署建築(工事警視廳施行)	五〇一、〇三八	八九、四八六	三三、九八八	一二四	自六、七、三一	
臨時冬季應急失業救濟事業	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三一四、〇〇一	三、二〇三	自六、一、二五	
計	一一、三三一、八三九	三、〇四六、三二二	六九一、九八四	四、六二三		
東京府合計	一五、六四五、四八九	三、八六八、九八二	一一八、九八四	五、七八九		

(備考) 東京府合計欄ノ一日平均員數ハ延人員合計數ヲ三百六十六日テ割り出シタモノデアル

各市町村施行土木失業救済事業

昭和五年度より昭和六年度へ繰越せる失業救済事業

町村名	事業別	事業種類	事業費	勞力費	使用延人員	一日平均	期間	備考
八王子市	補助事業	下水浚渫工事	四五、二〇〇	四〇、八五〇	二七、一〇〇	一二九	自六、一〇、三	
岩淵町	起債事業	道路工事	三〇、六四四	一一、七九一	六、七五九	七五	自六、四、三〇	
代々幡町	補助事業	上水道布設工事	一三八、八三九	五二、〇〇七	三三、一一七	三六三	同	
戸塚町	起債事業	上水道工事	一三二、〇一七	四四、七三〇	二二、六〇二	一六一	自六、四、三	
巢鴨町	起債事業	改良下水道工事	二〇〇、〇〇〇	二九、七〇〇	一六、五〇〇	七九	自六、四、三	
計			五四六、七〇〇	一七九、〇七八	一〇六、〇七八	二八九		

(備考) 計欄ノ一日平均員數ハ延人員ヲ三百六十六日テ割り出シタモノデアル

昭和六年度既定失業救済事業

町村名	事業別	事業種類	事業費	勞力費	使用延人員	一日平均	期間	備考
高田町	起債事業	改良下水道工事	四〇三、三八〇	一〇〇、九六三	六一、七二三	二〇二	自六、六、三	
東部下水	起債事業	下水道改良工事	八八九、〇〇〇	二七〇、三八三	一四四、一二四	四七四	同	

(備考) 計欄ノ一日平均員數ハ延人員ヲ三百六十六日テ割り出シタモノデアル

町村名	事業別	事業種類	事業費	勞力費	使用延人員	一日平均	期間	備考
寺島町	補助事業	道路改修工事	八七、四一八	三八、九四三	二三、一四〇	七六	同	
江戸川上	水町村組	第二期水道擴張工事	一、九四四、四一〇	四四二、四六〇	二五四、二〇六	八三六	同	
大島町	同	道路修築工事	一四二、〇〇〇	五八、〇〇〇	三七、一一一	一一一	同	
淀橋町	同	上水道改修並新設工事	五五、五一一	一七、一三〇	一一、〇四〇	一〇〇	自六、六、三〇	
龜戸町	同	道路修築工事	八六、〇〇〇	三四、九七四	二一、〇三〇	七〇	自六、六、三一	
巢鴨町	起債事業	下水道工事	四三四、七二九	一〇三、五五四	五五、五八六	二二一	自六、七、三一	
西巢鴨町	同	同	一二二、〇〇〇	三八、三八〇	二一、二三一	一九二	自七、一、三一	
目黒町	補助起債	道路新設並下水道埋設	七二、一六〇	二二、九四四	一四、八七六	一一〇		
瀧野川町	補助事業	道路、擴張工事	九四、九七一	二九、二〇七	一八、一一六	九〇	自六、二、三一	
尾久町	同	下水道布設工事	九一、八三九	九八、四一一	五八、〇一三	一九四	自七、三、三一	
岩淵町	起債事業	道路工事	一九、七八九	三、七八〇	二、七〇一	四五	自七、三、中旬	
品川町	起債事業	下水道工事	七〇、七〇〇	一九、七七一	一一、八三一	一三〇	自七、三、中旬	
計			四、五一三、九〇七	一、二七八、九〇〇	七三四、七二八	二、〇〇七		
町村計			五、〇六〇、六〇七	一、四五七、九七八	八四〇、八〇六	二、二九七		
郡部計			三〇、七〇六、〇九六	五、三二六、九六〇	二、九五九、七九〇	八、〇八六		

B(市部)

東京市施行土木失業救済事業

昭和五年度より六年度へ繰越せる失業救済事業

昭五年度より同六年度繰越第二改良下水速成外八事業	事業費	労力	使用延人員	一日平均使用数
補助事業	二、六九三、七三七	九二五、〇二二	五四四、二一〇	一、五一二
起債事業	一、四八〇、八五〇	四六二、三六三	二七五、五〇〇	七六五
小計	四、一七四、五八七	一、三八七、三八五	八一九、七一〇	二、二七三

昭和六年度既定失業救済事業

第二街路修築外十八事業	事業費	労力	使用延人員	一日平均使用数
補助事業	一〇、三二九、九二六	三、一九一、四七八	一、八六六、〇〇八	五、〇八四
起債事業	四、八五八、八〇〇	一、二〇七、六一三	六五六、五二五	一、八二三
小計	一五、一八八、七二六	四、三九九、〇九一	二、五二二、五三三	七、〇〇七
合計	一九、三六三、三一三	五、七八六、四七六	三、四三二、二四三	九、二八四

C 昭和六年度東京府管内土木失業救済事業總計一覽表

種別	事業費	労力	使用延人員	一日平均	備考
東京市合計	一九、三六三、三一三 <sup>四</sup>	五、七八六、四七六 <sup>四</sup>	三、四三二、二四三 <sup>人</sup>	九、二八四	再掲
町村合計	五、〇六〇、六〇七	一、四五七、九七八	八四〇、八〇六	二、二九七	同
東京府合計	一五、六四五、四八九	三、八六八、九八二	二、一八八、九八四	五、七八九	同
町村市總計	四〇、〇六九、四〇九	一、一三、四三六	六、三九二、〇三三	一七、四六五	

(備考) 府市町村總計ノ一日平均ハ延人員ヲ三百六十六日デ割り出シタモノデアル

D 昭和六年度政府施行國道改良工事(東京府管内)失業救済事業

事業種類	事業費	労力	使用延人員	一日平均	備考
國道改良工事	二、五四一、〇〇〇 <sup>円</sup>	四二、七一六 <sup>四</sup>	三〇九、六〇六 <sup>人</sup>	一、二九〇 <sup>人</sup> 至七、三、三一	

E 管内總計

管内總計	事業費	労力	使用延人員	一日平均	備考
	四二、六一〇、四〇九 <sup>四</sup>	一、五五六、一五二 <sup>四</sup>	六、七〇一、六三九 <sup>人</sup>	一八、三一〇 <sup>人</sup>	府、市、町、村、國營ヲ合算セルモノ

(備考) 一日平均ハ延人員ヲ三百六十六日デ割り出シタモノデアル

二、東京府管内昭和六年度小額給料生活者授職事業施行狀況一覽表

A 東京府施行

事業種類	事業費豫算	使用延人員	一日平均	期	間	備考
官廳委託事務	二一六、三〇六 <sup>円</sup>	一四四、二〇四 <sup>円</sup>	三九四 <sup>人</sup>	至	七、三、三一	
各種調査事務	二二、〇一〇	一〇、九八〇	三〇	同		
計	二三八、三一六	一五五、一八四	四二四			

B 東京市施行

事業種類	事業費豫算	使用延人員	一日平均	期	間	備考
官廳委託事務	五七四、二五四	三八二、八三六	一、〇四六	至	七、四、三一	
各種調査事務	八三、〇〇〇	三六、八五〇	三三五	自	六、七、一九	
商工省委託ニ係ル東京市内居住ノ商工業者ノ營業状況調査	六〇、三九〇	四〇、一六〇	二二〇	自	七、三、三一	
東京市各種調査事業	一六九、四九〇	一〇五、六三〇	三八六	至	六、一〇、一日	
計	八八七、一三四	五六五、五七六	一、五四五		七、三、末日	
C 府市總計	一、二二五、四五〇	七二〇、七六〇	一、九六九			

昭和七年度の概要

昭和七年度日傭労働者失業救済事業

昭和七年度に至つて、政府は刻下の失業状況に鑑み、従前の失業救済事業の外に、産業開發、公營事業にも失業者を使用する事を條件とし、極力失業の防止緩和に寄與する事となつたので、本府管内に於ても更に一段と失業の防止緩和に努むる事となつた。

本年度後半期に入つてから政府の諸政策は漸時國民經濟生活に反映し、一面勞力の需要は稍好轉の機運を示して來たが不熟練労働者、知識階級には其の影響を及ぼさず失業者漸増の趨勢にあつたので、本委員會亦屢々總會幹事會を開催して救済上萬遺憾なきを期したのである。

東京府管内昭和七年度に於ける失業救済事業施行状況は次表に示す通りであるが、本年度十月一日東京市域擴張せられ、従來五郡の地域は新市域に編入せられたので各町村の事業は東京市事業となり、内務省施行東京府施行の事業の一部も新市域内に實施せられる事となつた。従つて本年度に於ける郡部施行の事業とは三多摩各郡に實施せられる失業救済、産業開發公營事業を總稱するものである。

東京府郡部即三多摩各郡地域に於ける昭和七年度施行の日傭労働者失業救済事業は東京府、八王子市、内務省各施行の失業應急事業、公營事業、産業開發、各種事業の六年度繰越並七年度既定各事業を合算すれば、事業費 百三十五萬八百三十八圓、勞力費 二十五萬八千三百三十一圓、使用延人員 十七萬五千二百七十一人 一日平均四百八十人を就勞せしめる計畫である。



尙東京市部即舊市域及新市域内に於ける昭和七年度施行の日傭労働者失業救済事業は、東京市、東京府、内務省施行の失業應急事業、公營事業、産業開發各種事業の五、六年度繰越並七年度既定の各事業を合算すれば、事業費 四千五百三十一萬六千八百八十一圓、勞力費 千二百四萬九千六百十四圓、使用延人員 七百萬八千九百三十一人、一日平均一萬九千二百二人を使用する計畫になつてゐる。

右郡部と市部とを合算すれば、事業費 四千六百六十六萬一千五百十九圓、勞力費 千二百三十萬七千七百四十五圓、使用延人員七百八十八萬四千二百一人、一日平均一萬九千六百八十三人を使用する事となつてゐる。

昭和七年度小額給料生活者授職事業

東京府施行の官廳委託事務、各種調査事務を合せて事業費 三十九萬二千八百七十五圓、使用延人員 二十六萬二千七百七十人、一日平均八百六十二人を使用する事となつてゐる。

東京市施行の同事業は事業費 百萬三千八百十五圓、使用延人員 七十七萬五千四百七十二人、一日平均二千三百四十三人を使用する事となつてゐる。

右府市を合算すれば事業費 百四十萬六千六百九十圓、使用延人員 百三萬七千六百四十二人、一日平均三千二百五人使用する事となつてゐる。

一、東京府管内昭和七年度土木失業救済事業施行狀況一覽表

A (郡部)

施行團體	種別	事業種類	事業費	勞力費	使用延人員	一日平均使用人員	施行期間	備考	東京府			八王子市			内務省直營			
									失業應急事業	同	公營事業	計	失業應急事業	計	失業應急事業	失業應急事業(六年度ヨリ繰越事業)	失業應急事業(七年度既定事業)	産業開發事業
		路面舗装	二二六、五八〇 <sup>円</sup>	四五、三一七 <sup>円</sup>	二九、四五六 <sup>人</sup>	八七 <sup>人</sup>	至自 八、七、三、三一											
		橋梁架設工 (産業道路)	四八、九六四	一〇、四六七	五、一三五	一九	至自 八、七、三、三一											
		道路改修	九九、六四四	一四、四四八	九、六三二	七九	至自 八、七、二、三一											
		計	三七五、一八八	七〇、二三二	四四、二二三	一五四												
		道路工事 學校建築	一六八、一五〇	六五、二九九	三九、四四八	二二〇	至自 八、七、一、三〇、三一											
		計	五四三、三三八	一三五、五三一	八三、六七一	二二九												
		国道改良	二七、五〇〇	一七、六〇〇	一一、〇〇〇	三〇	至自 七、七、四、三一											
		同	六八〇、〇〇〇	九五、〇〇〇	七三、〇〇〇	二〇〇	至自 七、七、七、三一											
		同	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、六〇〇	四二	至自 八、七、一、三〇、三一											

合	計	八〇七、五〇〇	一二二、六〇〇	九一、六〇〇	二四九
計	一、三五〇、八三八	二五八、一三一	一七五、二七一	四八〇	一日平均ハ延人員ヲ三アル

B (市部)

團施行名	種別	事業種目	年度	事業費	勞力費	使用勞働者	一日平均人員	備考	
東京港修築工事 (六年度認可)	失	千川街路修築並下水道改良工事(五年度認可)	六線	六五八、〇六七	一五一、三三〇	九二、七七二	五〇七		
			七	一、四五〇、〇〇〇	二九四、二二五	一四八、六一六	四〇七		
			計	二、一〇八、〇六七	四四五、五五五	二四一、三八八	一		
			下水道改良速成工事 (五年度認可)	五線	三一五、三八一	七〇〇	四〇〇	一三	
				同	五七三、二九九	八二、七八一	四五、九三四	一六七	
				六線	一、六九〇、三八六	三〇六、八三一	二一〇、一四五	七六四	
			都市計畫事業第二改良 下水道速成工事 (五年度認可)	計	二、二六三、六八五	三八九、六一二	二五六、〇七九	一	
				六線	三、八九七、九七六	七、三一六	二、三四五	一七	
				七	二二三、五〇〇	四〇、四六四	二一、八七一	一六〇	
			尿管分場建設工事 (五年度認可)	計	二七二、四七六	四七、七八〇	二四、二一六	一	
六線	一、九〇二、八七八	六五五、三二一		三六六、八八六	一、三三四				
同	一、二五一、〇二八	三二二、九一〇		一六七、七二二	七八四				
都市計畫事業第二街路 修築工事(六年度認可)	應急	導水路改築工事 (六年度認可)	同	一六七、七五三	四三、六三六	三三、八八六	三七二		
			計	七九七、七五三	二三五、一八四	一三三、三七一	一		
			水道鐵管増設並移轉工 事(六年度認可)	六線	五五八、三五三	一九七、〇九二	一一九、三一六	九七八	完
				七	九二七、五〇〇	三〇八、六〇〇	一八五、一六九	五〇七	
				計	一、四八五、八五三	五〇五、六九二	三〇四、四八五	一	
			都市計畫事業第二街路 修築工事(六年度認可)	六線	三一四、九八〇	六二、九五〇	三四、三七五	一四一	
				七	一、四九七、九五〇	二九六、二〇〇	一六〇、二九七	四三九	
				計	一、八一二、九三〇	三五九、一五〇	一九四、六七二	一	
			道路改良事業 (六年度認可)	六線	四七六、一八九	一三五、〇六三	六九、四〇七	三七九	
				同	一七、五〇〇	一一、〇七九	六、四八二	四二	
同	八二、〇四六	五七、七六五		三二、四四五	三五七				
江戶川改修工事 (六年度認可)	同	五〇〇、〇〇〇	二二二、九七四	一二三、七二一	八〇九				
	同	五四六、〇六一	一二四、六六一	六八、九二一	一、一三〇	完			
	同	二、四〇〇、〇〇〇	二五一、四一七	一〇五、三四五	四七〇	成			

團施行名	種別	事業種目	年度	事業費	勞力費	使用勞働者	一日平均人員	備考	
東京港修築工事 (六年度認可)	失	千川街路修築並下水道改良工事(五年度認可)	六線	六五八、〇六七	一五一、三三〇	九二、七七二	五〇七		
			七	一、四五〇、〇〇〇	二九四、二二五	一四八、六一六	四〇七		
			計	二、一〇八、〇六七	四四五、五五五	二四一、三八八	一		
			下水道改良速成工事 (五年度認可)	五線	三一五、三八一	七〇〇	四〇〇	一三	
				同	五七三、二九九	八二、七八一	四五、九三四	一六七	
				六線	一、六九〇、三八六	三〇六、八三一	二一〇、一四五	七六四	
			都市計畫事業第二改良 下水道速成工事 (五年度認可)	計	二、二六三、六八五	三八九、六一二	二五六、〇七九	一	
				六線	三、八九七、九七六	七、三一六	二、三四五	一七	
				七	二二三、五〇〇	四〇、四六四	二一、八七一	一六〇	
			尿管分場建設工事 (五年度認可)	計	二七二、四七六	四七、七八〇	二四、二一六	一	
六線	一、九〇二、八七八	六五五、三二一		三六六、八八六	一、三三四				
同	一、二五一、〇二八	三二二、九一〇		一六七、七二二	七八四				
都市計畫事業第二街路 修築工事(六年度認可)	應急	導水路改築工事 (六年度認可)	同	一六七、七五三	四三、六三六	三三、八八六	三七二		
			計	七九七、七五三	二三五、一八四	一三三、三七一	一		
			水道鐵管増設並移轉工 事(六年度認可)	六線	五五八、三五三	一九七、〇九二	一一九、三一六	九七八	完
				七	九二七、五〇〇	三〇八、六〇〇	一八五、一六九	五〇七	
				計	一、四八五、八五三	五〇五、六九二	三〇四、四八五	一	
			都市計畫事業第二街路 修築工事(六年度認可)	六線	三一四、九八〇	六二、九五〇	三四、三七五	一四一	
				七	一、四九七、九五〇	二九六、二〇〇	一六〇、二九七	四三九	
				計	一、八一二、九三〇	三五九、一五〇	一九四、六七二	一	
			道路改良事業 (六年度認可)	六線	四七六、一八九	一三五、〇六三	六九、四〇七	三七九	
				同	一七、五〇〇	一一、〇七九	六、四八二	四二	
同	八二、〇四六	五七、七六五		三二、四四五	三五七				
江戶川改修工事 (六年度認可)	同	五〇〇、〇〇〇	二二二、九七四	一二三、七二一	八〇九				
	同	五四六、〇六一	一二四、六六一	六八、九二一	一、一三〇	完			
	同	二、四〇〇、〇〇〇	二五一、四一七	一〇五、三四五	四七〇	成			





同	東 京 府		省 務 内		應急 事業 國道改良工事	合 計
	合 計	總 計	上 七	六 線		
警察署建築工事	同	四〇〇、八三一	八〇、八六九	三二、三九四	三二六	
		七、三七六、六七六	一、五八五、七三七	九一七、八一八		
		二一五、八九四	九七、三九六	五六、七六八		
		一、四七二、七七四	五一九、九〇〇	二八〇、六八一		
		九、〇一二、八〇五	一、九一四、一八九一	一、三二二、八八五		
		計 一三、二七五、六五〇	三、二一四、三五三	一、八六九、七四四		
		一七二、八八三	八〇、二〇八	四四、五六〇	三三〇	
		一、四八七、五〇〇	四四六、二五〇	三五七、一〇〇	九八〇	
		一、六五九、三八三	五二六、四五八	四〇一、六六〇		

備 考  
 國及府ノ事業ハ三多摩關係ヲ除ク  
 C 管内總計

總 計	東京府管内務省工事 各 年 度 小 計		
	七 年	六 線	五 線
	四五、三一〇、六八一	三、五〇九、九四六	八、三〇九、九四六
四、五、三一〇、六八一	一、二、〇四九、六一四	七、〇〇八、九三一	七、〇〇八、九三一
	一、一〇六、一〇七	一、一〇六、一〇七	一、一〇六、一〇七
	一、九三三、五七二	三、五〇九、九四六	三、五〇九、九四六
	一、〇三三、六七〇	一、〇三三、六七〇	一、〇三三、六七〇
	一九、二〇三	一九、二〇三	一九、二〇三

東京府管内總計	四六、六六一、五一九	一、二、三〇七、七四五	一、八四、二〇二	一九、六八三
---------	------------	-------------	----------	--------

(二) 東京府管内昭和七年度小額給料生活者授職事業施行狀況一覽表

A 東京府施行	事業種類	事業費	使用延人員數	一日平均	施行期間	備考
計	三三七、四六七	二二五、四一五	七七七	八、三、三一	實 施 中	
	五五、四〇八	二六、七五五	八五	同	同 上	
	三九二、八七五	二六二、一七〇	八六二			

B 東京市施行	事業種類	事業費	使用延人員數	一日平均	施行期間	備考
計	六七三、四六二	五六一、二一八	一、七五五	七、四、三一	實 施 中	
	三四〇、三五三	二一四、二五四	五八八	同	同	
	一、〇一三、八一五	七七五、四七二	二、三四三			
	一、四〇六、六九〇	一、〇三七、六四二	三、二〇五			

### 第三 東京地方失業防止委員會建議文諮問事項答申

#### 一 建 議

現下失業状態ハ愈々深刻トナリ之ヲ全國的ニ見レハ失業者推定數約三十一萬ヲ算スルノ現状ニシテ尙順次増加ノ傾向ヲ示セルハ洵ニ遺憾ナリトイフヘシ

帝都ヲ抱擁セル東京府管下ニ於テハ文化商工業ノ中心地トシテ財界不況ノ影響最モ顯著ニシテ昨年九月以降ノ失業者推定數ニ就テ見ルニ九月一日現在ニ於テハ七萬四千八百八十九人ナリシガ本年二月一日現在ニ於テハ已ニ八萬六千三百八十八人ヲ算スルニ至レリ、而モ本年復興事業ノ完了ト共ニ四月以降ハ失業者十二萬人ヲ突破スルノ狀況ニ在リ如斯ハ單ニ地方公共團體ノ力ノミヲ以テハ到底之カ救済ヲ計ル能ハサル所ニシテ地方公共團體ト政府ト極力協力シテ之カ解決ニ努メサルヘカラス此際政府ニ於テモ事情ヲ洞察シ特ニ左記各項ヲ考慮セラレムコトヲ望ム

一、起債ノ範圍緩和並ニ敏速許可ニ關スル件

政府ハ曩ニ地方公共團體ノ事業ニシテ失業救済ノ爲特ニ緊要ナル場合ニ於テハ之カ起債ヲ許可スルノ方針ヲ樹テ鋭意失業問題ノ解決ニ努力セラレツ、アルハ誠ニ機宜ニ適シタル處置ト謂ハサル可ラス

然レトモ起債ノ許可時ニ敏速ヲ缺クノ憾ナシトセス尙勞力費等ノ制限重キニ過クルノ感ナキニ非サルヲ以テ政府ニ於テモ事情ヲ洞察セラレ單ニ失業者多數存在スル場合ノミナラス進ンテ失業者續出セントスル原因の事情顯著ナル場合或ハ勞力費事業費ノ三割ニ滿タサル場合ト雖地方産業開發ニ寄與スト認メラル、府市町村ノ諸事業ニ關シテハ地方財

政ノ著シキ膨脹ヲ來サ、ル範圍ニ於テ許可スル様考慮セラレンコトヲ望ム

### 一、地方公共團體ノ失業救濟事業補助費増額ニ關スル件

從來地方公共團體ニ於テ失業救濟土木事業並小額給料生活者授職事業遂行ニ際シ之カ國庫補助ハ勞力費又ハ就業手當ノ二分ノ一補給ニ止マリシガ地方財政涸渴ノ現況ニ於テハ到底大規模ノ事業計畫不可能ノ事情ニアルヲ以テ勞力費及就業手當ノ全額補助ノ途ヲ拓キ地方公共團體ヲシテ其ノ地方事情ニ適スル救濟事業ヲ容易ニ起興セシムル等適當ノ方策ヲ講セラレムコトヲ望ム

### 一、政府ニ於ケル失業救濟事業實施計畫ニ關スル件

地方失業者ノ多數集中スル本府ノ如キニ在リテハ之カ救濟ハ單ニ地方公共團體ノ力ノミヲ以テシテハ到底完璧ヲ期スル能ハサル所ナルヲ以テ政府ハ如斯事情ニ在ル地方ニ於テハ特ニ港灣、土木、河川、運河、鐵道等多數ノ勞力ヲ要スル事業ヲ選ヒ救濟事業トシテ直接計畫起興セラル、様深甚ノ考慮ヲ望ム。

東京地方事業調節委員會ノ決議ニ依リ右建議ス

昭和五年三月十八日

東京地方事業調節委員會々長 牛 塚 虎 太 郎

## 二 諮問事項

一、冬期ニ於ケル日傭労働失業者ニ對スル適當ナル失業救濟事業如何

理 由

本年六月一日現在ノ日傭労働失業者推定數ヲ見ルニ市部一萬七百人郡部二萬一千五百二人ニシテ尙冬季ニ於テハ一層増加スルノ傾向明ナル状態ニアリ而シテ之ガ市郡部ニ於ケル登録更新ノ場合ヲ豫想スルニ交通ノ便否労働紹介設備ノ良否從來ノ慣習等ノ關係ヨリ市部約二萬餘、郡部約一萬二千三百位ノ割合トナルニ非サルカト思料セラル之ニ對シ目下計畫中ノ事業ヲ對比スルニ東京市ニ於テハ目下申請中ノモノ十一月末日迄ハ一日平均四千九百三人、十二月以降ハ二千九百二十六人トナリ郡部ニ於テハ東京府並近接町村ノ目下施行中ノモノ及申請中ノモノヲ合シ全部着手スルニ至レハ一日平均四千八百六十六人ヲ使用シ得ル見込ナルヲ以テ此ノ率ヨリ見レバ大體郡部ヨリ市部ノ方見込使用率僅少ノ感アルニヨリ市ニ於テ適當ナル冬期失業救濟事業ノ起工ヲ特ニ希望スル次第ナリ

又市郡全體ヲ通シテ考フルニ使用見込人員ハ相當數ニ達スルノ感ナキニアラサルモ其ノ使用人員中ニハ熟練工額付等モ存シ眞ニ日々交代シ得ル日傭労働者ハ其ノ半數ト見ルヘキニ付尙相當事業ヲ起興スルノ必要アリト思料セラル、ヲ以テ本件ヲ諮問セントス

二、冬期ニ於テ失業ノ爲メ極端ニ生活窮迫ニ陥レル者ニ對スル救濟方策如何

理 由

昭和五年六月一日現在警視廳ノ調査ニ依ル生活窮迫者ノ數ハ次ニ示スガ如キ状態ナリ

市部(家世帯主) 二千六百九十一人  
 四百八十四人  
 郡部(家世帯主) 五千六百六十七人  
 六百七十五人  
 島嶼(家世帯主) 十四人  
 三人  
 計(家世帯主) 七千八百七十二人  
 一千一百六十二人

而シテ冬季ニ於テハ之等窮迫者ノ數ハ尙一層増加スルモノト思料セラル

東京市ニ於テハ夙ニ方面委員制度ヲ布キ之等窮迫者ノ救済ニ力ヲ拂ヒツ、アリ府ニ於テモ近ク近接五十四ヶ町村ニ  
 方面委員制度ヲ布キ原田積善會ヨリ寄附セラル、資金ノ利息ヲ救済ニ充當スル方針ナルモ本年冬季ニ於ケル失業狀  
 態ハ相當深刻ナリト豫想セラレ且ツ天候等ノ關係ニテ數日ニ涉リ相當多數ノ人々失業狀態ニ置カル、如キ場合ヲ豫  
 想シ現在ノ救護方法ニテハ尙充分ナリト云フ能ハサル事情ニアルヲ以テ之ガ救済ノ爲メ別途寄附金募集等ヲ行ヒ救  
 済ヲ圓滑ナラシムル必要アリト思料セラル

尙野宿者及無料宿泊所止宿者ノ數ヲ見ルニ昭和四年七月二十五日現在ニ於テハ

無料宿泊所止宿 百五十一人  
 二百八十八人  
 野 無料宿泊所止宿 二百三十一人  
 四百八十九人

ノ狀態ナリシガ本年七月十五日現在ニ於テハ

ノ數字ヲ示シ現在ニ於テハ尙其ノ數ヲ増加セルモノ、如シ如斯シテ冬季ニ及バンカ相當注意ヲ要スヘキモノアリト  
 被存ル、ニヨリ此等野宿者ノ救護及取締方策等モ相當講究スルノ必要アリト思料セラル、ニ依リ本件ヲ諮問セント  
 ス

### 三、小額給料生活者ノ適當ナル授職事業如何

#### 理由

現在東京市ニ於テハ官廳委託事務ヲ小額給料生活者ノ授職事業トシテ一日平均一千三十八人ヲ使用シ東京府ニ於テ  
 ハ官廳委託事務及府ノ調査事務ニ一日平均二百四十七人ヲ使用シツ、アルモ東京市ノ分ハ本年十二月又ハ來年一月  
 ニテ事業終了ヲ見ルコト、ナルヲ以テ尙別途ニ事業ヲ計畫スルノ必要アリト思料セラル、ニヨリ此際適當ナル事業  
 ノ計畫ヲ希望スル次第ナリ東京府ニ於テハ家屋賃賃價格調査ヲ次ノ如キ方法ニヨリ東京市及近接五郡町村ヲシテ行  
 ハシメタキ希望ヲ有シ目下準備中ニ屬ス  
 此種事業ノ開始ヲ目下ノ世相ニ鑑ミ必要ト信スルヲ以テ本件ヲ諮問セントス

#### 家屋賃賃價格調査計畫

主體	調査範圍	期	人員		經費	備考
			一日平均	延人員		
市町村	東京市外五ヶ町村	昭和五年十月ヨリ 四ヶ月	六〇一人	七四、〇四〇人	一八一、二三〇円	國庫補助二分ノ 府庫補助四分ノ 市町村負擔金四分ノ

### 四、失業救済事業ニ民間ヲシテ協力セシムル方策如何



理由

失業者益々増加セル現状ニ於テ之ニ授職ノ方途ヲ講ズル爲所謂失業救済事業施行ノ如キ國家公共團體ノ施設ノミヲ以テシテハ未ダ足レリト爲ヌヲ得ズ官民一途相互協力シテ之ガ解決ニ當ルニ非ラサレバ到底充分ナル成果ヲ擧グルコトヲ得ザルヤ必セリ然ルニ民間事業家ニシテ財界ノ前途ニ對シ過度ノ恐怖不安ヨリ極端ニ事業ヲ縮少シ或ハ手控ヘ居ル向ニ對シテハ此際事業ヲ起興スル様又相當餘裕アル家庭ニシテ極度ニ其ノ消費ヲ緊縮セル者ニ對シテハ建築、土木修繕等ノ工事ヲ施行スル様勸奨シ以テ失業者ニ對スル授職ニ關シ國家公共團體ノ努力ニ協力セシムルハ刻下ノ失業狀況ニ微シ洵ニ緊要ト認ムルニ依リ本件ヲ諮問セントス

三 答 申

一、冬季ニ於ケル日傭労働失業者ニ對スル適當ナル失業救済事業如何

答 申

冬期失業救済事業トシテ最モ適當ナルモノハ上下水道工事、道路改修舗装、河川改修、港灣修築等ナリト認メラル尙各公共團體ヲ勸誘シ財政ノ許ス限リ各種土木建築事業ノ起興ヲ爲サシメ以テ冬季失業ノ緩和ニ努ムルコト

附 記

特ニ東京市ハ諸種ノ關係上労働者ノ集中甚シキヲ以テ當局ハ之ニ適應スヘク事業ヲ起興セラレムコトヲ望ム更ニ東京府ハ綜合的見地ヨリ各地方ノ失業狀況ニ應シ事業ヲ統制シ特ニ冬季ニ事業ヲ集中シ就勞ノ機會ヲ提供スル様細心ノ注意ヲ拂フコト

二、冬季ニ於テ失業ノ爲メ極端ニ生活窮迫ニ陥レル者ニ對スル救済方策如何

答 申

- (一) 寄附金ヲ募集シテ應急ノ救済ニ充ツルコト
- (二) 警視廳、東京府、東京市、東京商工會議所協同シテ寄附金募集ノ計畫ヲ樹ツルコト
- (三) 救済ハ警視廳、東京府、市、町村ヲ通シテ之ヲ行フコト
- (四) 救済ニ伴フ各種ノ弊害ハ極力之ヲ防止スルコト

三、小額給料生活者ノ適當ナル授職事業如何

答 申

四八

官公署ノ施行スル各種調査事務(家屋賃貸價格調査等ノ如キ)ヲ適當ナリト認ム  
前項調査事務ニ付テハ可成男子失業給料生活者ヲ採用スル様依頼スルコト  
四、失業救済事業ニ民間ヲ協力セシムル方策如何

答 申

- (一) 社會事業團體及町會等ニ對シテ失業救済ニ協力スル様勸奨スルコト  
(二) 相當餘裕アル向ニ對シテハ庭園ノ手入れ掃除等簡易ナル仕事ニ失業者ヲ使用スル様勸奨スルコト  
(三) 時々職業紹介所ニ於テ求人週間ヲ設ケテ之カ宣傳ヲ行フコト  
(四) 授職ニ際シテハ職業紹介所ハ人物ノ詮衡ヲ嚴ニシ民間ヲシテ安ンシテ求人ノ申込ヲナサシムルガ如キ方策ヲ講  
スルコト

#### 四 建 議

一、起債ノ範圍緩和並敏速許可ニ關スル件

政府ハ曩ニ失業救済ノ爲特ニ緊要ナル地方公共團體ノ事業ニ對シテハ之ガ起債ヲ許可スルノ方針ヲ樹テラレ更ニ漸  
時其ノ範圍ノ緩和ニ努力シ尙施行手續ニ關シテモ相當考慮セラレツ、アルハ誠ニ機宜ノ處置ニシテ幸慶ノ至ナリ  
然レドモ尙起債許可ノ範圍限定セラレ而モ其ノ手續ニ少ナカラサル日子ヲ要シ時ニ施行ノ時機ヲ失スルノ憾ナキニ  
アラサルヲ以テ此際一層範圍ヲ擴張シテ起債ヲ許可シ且敏速ニ其ノ手續ヲ了セラル、様吏僚ヲ督勵セラレ直接事業  
實施者ニ對シ一段ノ利便ヲ供與セラレムコトヲ望ム

一、地方公共團體ノ失業救済事業補助増額ニ關スル件

本府管下ニ於ケル失業狀況ハ昨年來益々深刻ノ度ヲ加ヘ本年八月一日現在ニ於テハ失業推定數實ニ十二萬五千六百  
五十三人ヲ算スルノ現況ニシテ之ヲ昨年九月一日現在ノ七萬四百八十九人ト對比スレバ實ニ七割八分ノ増加ヲ示セ  
リ如斯ハ單ニ地方公共團體ノ力ノミヲ以テシテハ到底救済ノ完璧ヲ期シ難キヲ以テ政府ニ於テモ進ンデ之ガ匡救保  
護ノ方途ヲ講ゼラレ地方公共團體ノ協力ト兩々相俟ツテ所期ノ目的ヲ達成スルニ遺憾ナキヲ期セサル可ラズ然ルニ  
從來地方公共團體ノ失業救済事業ニ對スル國庫補助ハ勞力費又ハ就業手當ノ二分ノ一補給ニ止マルヲ以テ地方財政  
涸渴ノ現況ニ於テハ到底大規模ノ計畫不可能ニ屬シ現下ノ深刻ナル失業狀況ニ適應シ得ザルノ憾ナキニアラザルヲ  
以テ政府ハ此際勞力費又ハ就業手當全額補給ノ途ヲ拓キ地方公共團體ヲシテ地方事情ニ適應セル救済事業ヲ容易ニ  
起興セシムル様適當ノ方策ヲ講セラレムコトヲ望ム

四九

昭和五年七月二十二日及九月三十日ニ開催サレタル東京地方失業防止委員會ノ決議ニ依リ右建議ス

昭和五年十月七日

東京地方失業防止委員會長

牛 塚 虎 太 郎

内務、大藏大臣  
失業防止委員會長 宛

### 五 建 議 (イ)

帝都ヲ中心トスル東京府管下ニ於テハ最近ニ於ケル經濟界不況ノ影響ト復興事業ノ完了トニ依リ失業者續出シ其ノ數全國失業推定數ノ約四割ヲ占ムルノ現況ニ在リ

是ヲ以テ曩ニ東京府ハ管下市町村ト相協力シ失業救濟事業ノ擴充ヲ圖リ或ハ新ニ失業救濟事業ヲ勸説起工セシメ或ハ既定事業ヲ繰上施行セシムル等最善ノ努力ヲ拂ヒツ、アルモ未タ之カ緩和ヲ見サルハ主トシテ世界的不況ノ結果トハ云ヒナガラ誠ニ遺憾トスル所ナリ

本府最近ノ失業狀況ヲ見ルニ失業推定數ハ九萬三千八百四十三人ニ達シ失業登錄數ハ二萬六千五百七十三人ヲ算スルモ就勞日數ハ僅ニ數日ニ一回ノ割合ニシテ且失業狀態ニ在ル未登錄勞働者其ノ數尙萬ヲ算スヘク其ノ窮狀眞ニ憐憫ニ堪ヘサルモノアリ而モ目下地方財政涸渴ノ現況ニ鑑ミ大規模ノ新規事業ヲ起興スルハ至難ノ事情アルヲ以テ救濟ノ完璧ヲ期スルニ尙遺憾ノ點甚タ多シ

然ルニ貴省ニ於テハ本府管下ニ於ケル失業狀態ノ深刻化ヲ洞察セラレ新ニ國道改良工事ヲ起興セラル、ト共ニ府道ノ改良ニ對シテモ多額ノ補助金ヲ交付セラル、等專ラ失業ノ緩和ニ對シ力ヲ注ガル、ハ現下ノ狀勢ニ鑑ミ洵ニ感謝ニ堪ヘサル次第ナリ

仄聞スル處ニ依レハ鐵道省ニ於テモ失業救濟ノ目的ヲ以テ東京市内ニ於テ鐵道路線ノ増設又ハ新設事業ヲ起興シ多數ノ勞働者ヲ使用セラルルノ趣ニ付府下現下ノ實狀ヲ御賢察ノ上鐵道省ニ對シ貴大臣ヨリ御協議ヲ遂ケラレ右工事ニ對シ登錄勞働者ヲ可及的多數使用セラル、様特ニ御厚配アラムコトヲ切望ス

右昭和六年六月五日開催ノ東京地方失業防止委員會總會ノ決議ニ依リ建議ス

昭和六年六月八日

東京地方失業防止委員會長

牛 塚 虎 太 郎

内務大臣 安 達 謙 藏 殿

建 議 (ロ)

帝都ヲ中心トスル東京府管下ニ於テハ最近ニ於ケル經濟界不況ノ影響ト復興事業ノ完了トニ依リ失業者續出シ其ノ數全國失業推定數ノ約四割ヲ占ムルノ現況ニ在リ

是ヲ以テ曩ニ東京府ハ管下市町村ト相協力シ失業救濟事業ノ擴充ヲ圖リ或ハ新ニ失業救濟事業ヲ勤説起工セシメ或ハ既定事業ヲ繰上施行セシムル等最善ノ努力ヲ拂ヒツ、アルモ未タ之カ緩和ヲ見サルハ主トシテ世界の不況ノ結果トハ云ヒナガラ誠ニ遺憾トスル所ナリ

本府最近ノ失業狀況ヲ見ルニ失業推定數ハ九萬三千八百四十三人ニ達シ失業登錄數ハ二萬六千五百七十三人ヲ算スルモ就勞日數ハ目下僅ニ數日ニ一回ノ割合ニシテ且失業ノ狀態ニ在ル未登錄勞働者其ノ數尙萬ヲ算ス可ク其ノ窮狀眞ニ憐憫ニ堪エサルモノアリ而モ目下地方財政涸渴ノ現況ニ鑑ミ大規模ノ新規事業ヲ起興スルハ至難ノ事情アルヲ以テ救濟ノ完壁ヲ期スルニ尙遺憾ノ點甚タ多シ

仄聞スル處ニ依レハ貴省ニ於テハ失業救濟ノ目的ヲ以テ東京市内ニ於テ鐵道路線ノ増設又ハ新設事業ヲ起興シ多數ノ勞働者ヲ使用セラル、ノ趣ニ付府下現下ノ實狀ヲ御賢察ノ上右工事ニ對シ登錄勞働者ヲ可及的多數使用セラル、様特ニ御高配アラムコトヲ切望ス

右昭和六年六月五日開催ノ東京地方失業防止委員會總會ノ決議ニ依リ建議ス

昭和六年六月八日

東京地方失業防止委員長

牛 塚 虎 太 郎

鐵道大臣 江 木 翼 殿

六 建 議

曩ニ東京府ハ東京市ト相圖リ國庫ヨリ多額ノ御補助ヲ得テ小額給料生活者授職事業ヲ起興シ官廳委託事務ト府市各種  
調査事務ヲ施行シ極力之カ救済ニ當リツ、アルモ失業狀況ハ末夕緩和ヲ見サルノミナラス順次深刻ノ度ヲ加ヘツ、ア  
リ試ミニ最近ニ於ケル府下ノ失業推定數ヲ見ルモ其ノ數二萬三千六百九十二人ニ達シ之ヲ本年三月一日現在ノ推定數  
一萬九千五百四人ニ對比スレハ實ニ二割二分ノ増加ヲ示セリ

然ルニ現在施行ノ官廳委託事務ハ曩ニ九月末日迄認可ノ指令ニ接シ東京府三九四人東京市一千四十六人計一千四百四  
十人ヲ該事務ニ従事セシメツツアルモ彼等ハ何レモ僅ニ糊口ノ資ヲ得テ生活シツツアル現況ナルヲ以テ今ニ於テ之カ  
打切りヲ見ムカ再ヒ失業群ニ轉落シ窮乏ノ底ニ沈淪スルノミナラス延テハ現下ノ失業狀況ヲ益々激化セシムルノ惧ナ  
シトセス

幸ニ當局ニ於テモ如上ノ狀勢ヲ賢察サレ曩ニ本會カ議決セル如ク來年三月迄該事業ヲ續行セシメラル、様特ニ御高配  
アラムコトヲ切望ス

右昭和六年九月十八日開催ノ東京地方失業防止委員會事業調節部會ノ決議ニ依リ建議ス

昭和六年九月十八日

東京地方失業防止委員長 牛 塚 虎 太 郎

內務大臣 安 達 謙 藏 殿

## 七 建 議 (イ)

失業救済事業ハ事業費ニ對スル勞力費ノ割合其他政府屢次ノ通牒ニ依ル所定ノ條件ニ合致スル必要上從來ハ主トシテ土木工事ヲ失業救済事業トシテ計畫シ來レリ

然ルニ財界不況ノ爲建築關係ノ勞働者ニシテ又失業ノ渦中ニ陥レルモノ其ノ數夥シク建築學會ノ調査ニ依テ見ルモ昭和五年末ニ於ケル失業者數實ニ二萬八千餘人ヲ示シ爾來愈々其ノ數増加ノ趨勢ニアリ

サレバ建築關係勞働者ノ救済モ現下決シテ看過スベカラザル事象ナリト信ズルヲ以テ爾今失業救済事業トシテ建築工事ノ認可申請アル場合ハ政府ニ於テモ當該事業ガ勞力費ト國產材料費トヲ合シ總事業費ノ五割以上ニ達スルトキハ勞力費が從令一割ニ滿タザル場合ニ於テモ之ヲ救済事業トシテ認可セラル、様又國產材料ヲ考慮セザルトキハ勞力費ガ總工事費ノ一割以上ニシテ二割ニ滿タザル場合ニ於テモ事業内容審査ノ上認可セラレ以テ建築關係失業者ノ救済ニ資セラレンコトヲ昭和六年十月十六日開催セラレタル東京地方失業防止委員會ノ決議ニ依リ右建議ス

昭和六年十月十六日

東京地方失業防止委員會長 牛 塚 虎 太 郎

内 務 大 臣  
大 藏 大 臣 宛  
失業防止委員會長

## 建 議 (ロ)

財界ノ不況ハ愈々深刻トナリ失業者ハ漸次増加ノ趨勢ニアリ本年一月現在ノ本府失業者推定數ハ八萬三千五百九十七人ナルニ本年八月現在ニ於テハ十一萬一千九百六十八人ノ多キヲ示セリ

而シテ之ガ勞働者ノミノ失業状態ヲ見ルニ一月現在ニテハ六萬六千二百二十四人ナリシニ八月現在ニ於テハ八萬六千九百八十二人ヲ算シ更ニ嚴冬霜枯ノ季節ニ至ラバ一層増加スルモノト思料セラル

今府下登録者ノ總數ヲ見ルニ市郡ヲ通ジ三萬一千二百八十八人ヲ數ヘ尙追加登録ノ必要ニ迫ラレ居ルヲ以テ之ガ登録ノ曉ハ優ニ四萬三千ヲ超ユルモノト豫想セラル

然ルニ現在失業救済事業トシテ實施中ニ屬スル事業ニ依ル使用勞働者ハ紹介所ヲ通ジテ救済シ得ルモノ七千七百人ニシテ是ヲ登録者ト對比スレバ四日ニ一回ノ割合ノ就勞率ヲ示スニ過ギザル状態ナリ

故ニ事業ヲ現状ノ儘持續シ今後追加登録ヲ行フトスレバ五日ニ一回ノ就勞割合ヲ示スニ至ルベシ

假ニ目下申請中及計畫中ニ屬スル事業全部ヲ本年度中ニ同時ニ着手シ得ルモノトスルモ一日平均二千八百人ノ増加ヲ見ルノミニシテ之ヲ以テシテモ尙四日半ニ一回ノ就勞率トナルニ過ギズ、府市ガ今年度冬季ニ於ケル失業對策トシテ一段ノ方途ヲ講ズベキ必要歴然タリト雖モ今ヤ府市町村ノ財政ハ現在以上事業起興ヲ望ムコト頗ル困難ノ實狀ニアリ曩ニ政府當局ニ於テハ本府失業ノ事情ヲ洞察シ自ラ事業ヲ起興セラレタリト雖モ現在ノ失業狀況前述ノ如キ情勢ニアルヲ以テ政府ハ更ニ昨年度末ト同様臨時冬季應急ノ土木救済事業ヲ計畫シ東京府市ニ對シ二百萬圓以上ノ事業費ヲ補助セラレンコトヲ望ム

昭和六年十月十六日開催セラレタル東京地方失業防止委員會ノ決議ニ依リ右建議ス

五八

昭和六年十月十六日

東京地方失業防止委員會長 牛 塚 虎 太 郎

内務 大臣  
大藏 大臣 宛  
失業防止委員會長

## 八 登録労働者ノ處置ニ關スル件

財界好轉ノ機運未タ顯著ナラス失業者依然トシテ増加ノ傾向ヲ示スハ甚タ遺憾ノ極ミト謂フヘシ  
東京府管下ノ失業者推定數尙十二萬餘人ヲ示シ内労働者九萬四千餘人ヲ算フ而シテ登録労働者總數ハ市郡ヲ通シ三萬四千三百人ヲ數ヘ尙登録希望ノ労働者一萬七千人ヲ超ユルノ現状ナリ  
然ルニ昭和七年度ニ於ケル失業救濟事業ノ計畫ヲ見ルニ政府直營ノ國道改良工事ハ完了ヲ告クルヲ以テ府市町村ノ失業ニヨリ紹介所ヲ通シテ救濟シ得ル労働者ハ一日平均九千二百餘人ニ止マリ現在ノ登録者總數ニ對比スルニ昭和六年度ニ於ケル平均二日半ニ一回ニ對シ約四日ニ一回ノ就勞割合ヲ示スニ過キス之ニ天候或ハ工事進捗上ノ緩急ヲ考慮スルトキハ就業ノ機會更ニ一層僅少トナルヘシ仍ツテ府市町村ニ於テハ一段ノ方途ヲ講シ事業ノ擴充ヲ計リ之カ緩和ニ資スルノ要切ナルモノアリ

仄聞スルニ政府ニ於テハ不況打開ノ一方策トシテ地方債許可ノ範圍ヲ擴大シ以テ商工業ノ潤達ナル活動ヲ促サントセラルト洵ニ時局ニ對應セル適切ナル措置ナルヘシ  
雖然商工業ノ發展タルヤ直チニ之ヲ望ムモ不可能事ニ屬ス失業労働者救濟ノ方策ニ付從來ノ方針ニ對シ急激ナル變轉ヲ加ヘ事業救濟事業トシテハ只従前ノ所謂補助事業ノミヲ認メントスルハ尨大ナル失業群ヲ擁スル本府ノ如キニ於テハ甚タ憂慮スヘキ状態ヲ誘導スルナキヤラ虞ル須ク現在ノ登録労働者ノ就勞機會ノ急激ナル減少ヲ生スルカ如キヲ避ケ順次産業ノ發展ヲ待ツテ失業救濟事業ノ範圍ヲ縮少スルノ方針ノ下ニ漸次登録労働者ノ數ヲ漸少セシムルノ要アリト思考ス

五九

即ち政府ニ於テハ當分ノ内失業ノ緩和ニ有效ナル事業ニ對シテハ失業救済事業以外ノモノニ付テモ使用労働者ノ内相當數ノ登録労働者ヲ使用スヘキ條件ヲ付シ起債ヲ許可セラルル等ノ方策ニ出テラレ更ニ直轄ノ失業救済事業ヲ繼續シ現下ノ時局ニ對應セラレンコトヲ望ム

昭和七年三月十七日開催ノ東京地方失業防止委員會對策部會ノ決議ニヨリ右建議ス

昭和七年三月十七日

東京地方失業防止委員會長

藤 沼 庄 平

内務、大藏兩次官

殿

失業防止委員會長

## 九 建 議

財界ノ不況ハ漸次好轉ノ機運ヲ示シ熟練労働者ノ需要ハ増加ノ趨勢ニアリト雖モ不熟練労働者及知識階級ノ失業者ニ就テハ未ダ其ノ影響ノ見ルベキモノナク十月一日現在ノ失業者推定數ハ労働者ニ於テ九萬三千人ヲ算シ知識階級ニ於テ三萬五千人ヲ數フ

而シテ失業労働者ニ就テ見ルニ現ニ登録ヲ有スルモノ三萬餘人ニ過ギズ嚴冬ノ季節ニ入り追加登録ヲ行ハザルベカラザル場合ヲ想到セバ其ノ數五萬人ヲ下ラザルニ至ルベシ今東京府管下ニ於ケル昭和七年度計畫ノ救済事業ヲ通觀スルニ現ニ實施中ニ屬シ職業紹介所ヲ通ジ救済シツツアルモノ一日約一萬人ニ過ギズ之ヲ前記登録者三萬餘人ニ對比スレバ約三日強ニ一度ノ就勞割合ナルヲ以テ追加登録ノ結果ヲ豫想セバ五日ニ一回ノ就勞状態ヲ示スニ至ルベシ

救済ノ狀況如斯ニシテ現狀ノママ勞力需要ノ涸渴スル嚴冬期間ヲ經過センカ労働者ノ慘狀默視スルニ忍ビザルモノアラム依ツテ之カ對策トシ臨時的應急ノ事業ヲ起工シソノ救済ニ具フルハ機宜ノ措置ナリト雖モ政府ノ補助ヲ受クルニ非ザレバ府市財政ノ現狀ハ此種事業ノ起工困難ナルヲ遺憾トス

勿論現ニ計畫セル救済事業ヲ極力調節鹽梅シ以テ冬期間事業ノ集中ニ努メツツアルモ到底之ノミヲ以テハ救済上充分ナル結果ヲ見ルヲ得ザルベク然モ府市計畫ノ救済事業中ニハ尙未ダ起債ノ許可ヲ得ザルモノ尠カラザルノミナラズ更ニ低利資金ノ供給決定ニ日時ヲ要シ之ガ實行上幾多ノ困難ニ當面スルヲ遺憾トス

サレバ政府ニ於テハ之等ノ事情ヲ諒察セラレ昨年度同様特ニ臨時冬季應急ノ事業費補助ヲ府市ニ交付セラレ簡易敏速ニ之ガ實行ニ着手シ得ラルル様特別ノ詮議アランコトヲ望ム



次ニ知識階級ノ救濟事業ニ在リテハ前期推定數三萬五千ニ對シ府市ニ於テハ現在僅カニ三千二百人ヲ救濟シツツアルニ過ギザルノミナラズ近ク新學校卒業生ヲ迎フルノ時期ニ直面セルヲ以テ更ニ應急ノ對策ヲ講究スルノ要アリト認ムサレバ來年度ニ於テハ從來ノ補助額ヲ増加セラレ之ガ救濟ニ對シ相當效果ヲ増大セラルル様考慮ヲ拂ハレンコトヲ望ム

昭和七年十二月二十六日開催ノ東京地方失業防止委員會ノ決議ニヨリ右建議ス

昭和八年一月十日

東京地方失業防止委員會長

香 坂 昌 康

内務 大臣  
大藏 大臣 宛  
失業對策委員會長

### 十 建 議

政府ノ諸政策ハ漸次國民經濟生活ニ反映シ一面勞力ノ需要ハ稍々好轉ノ機運ヲ示シ來レルモ知識階級ニ於テハ未ダ其ノ影響ヲ受クルコト尠ク失業者ハ依然漸増ノ趨勢ヲ辿リ來レリ試ミニ一月一日現在ノ失業推定數ヲ見ルニソノ數三萬五千七百餘人ヲ算シ之ヲ前月ニ比スレバ三千百餘人ノ増加ヲ示セリ、然カモ昭和八年度初頭ニ於ケル諸學校新卒業生ノ社會進出ヲ豫想セバ更ニ救濟計畫擴充ノ要顯著ナルモノ有ルヲ以テ更ニ事業ノ擴充ヲ計リ之ガ對策ヲシテ遺憾ナカラシメント欲ス共然目下施行中ノ失業應急事業ニ於ケル國庫補助ノ割合ハ官廳委託事務ハ就業ノ手當全額補助ヲ受クルモ事務費ハ二分ノ一ニ止マリ公共團體事務ハ就業手當並ニ事務費ニ於テ二分ノ一ノ補助ヲ受クルニ過ギザルヲ以テ現狀ノ儘之ガ事業ノ擴充増大ヲ計ランカ事業施行團體ノ負擔ハ更ニ増額ヲ來ス事トナリ府市財政ノ現狀ニ照シ之ガ實行上困難アルハ誠ニ遺憾トスル處ナリサレバ昭和八年度ニ於テハ從來ノ國庫補助ヲ官廳委託事務ハ其ノ事務費ノ全額公共團體事務ニ於テハ就業手當並事務費ノ四分ノ三ノ國庫補助ヲ認メラレ事業擴充ノ實施ヲ可能ナラシムル様考慮ヲ拂ハレンコトヲ切望スル次第ナリ

更ニ就業手當ハ曩ニ單價一圓五十錢ヲ減額シ一圓二十錢トセラレタルモ輓近諸物價ハ漸次高騰ヲ示シツツアルヲ以テ多數ノ授職者ハ經濟的苦痛濃厚ナルモノアルヲ察知セラルルヲ以テ極端ナル困窮世帯ノ經濟生活ノ緩和並ニ一般授職者ノ轉身更生ノ素地ニ資スル爲單價一圓四十錢ニ改訂セラルル様詮議セラレ度キ次第ナリ。次ニ官廳委託事務ハ事業實施以來既ニ數年ヲ經過シ委託先ノ開拓範圍モ稍々固定シ現狀ノママニ於テ其ノ擴大ハ不可能ノ感ナキニ非ザルヲ以テ更ニ公立小學校等ノ如ク國家ノ事務ニ屬スルモノハ官廳委託事務ト同様ノ取扱ヲナシ更ニ私立大學専門學校等ニ派

遺スル事務ハ公共團體事務ト同様ノ取扱ヲ認メラレ事業ノ擴大ヲ圓滑ナラシムル様考慮ヲ拂ハレンコトヲ望ム  
 尙本事業ノ授職者派遣先官廳又ハ事業施行團體ニ於テハ本採用等ノ方法ニヨリ極力經濟生活ノ安定ニ努メツツアルモ  
 更ニ半官半民又ハ有力ナル會社銀行及社會事業團體ニ一定期間之ヲ派遣シ其ノ經費ハ國庫ニ於テ二分ノ一當該團體ニ  
 於テ二分ノ一ヲ負擔シ期間滿了後査ヲ行ヒ派遣員ノ二割乃至三割ヲ本採用トナス條件ヲ付シ試雇制度ヲ起スコトハ  
 授職員將來ノ爲メ一道ノ光明ヲ與フルモノナリト信ズルヲ以テ本制度ニ對シテモ相當ノ考慮ヲ拂ハレンコトヲ望ム  
 要是昭和八年度ノ該事業ハ諸般ノ狀勢ニ鑑ミ相當擴充ヲ計リ之カ救濟方策ニ關シ充分考慮ヲ要スル秋ニ非ルヤト思料  
 セラル、ヲ以テ政府ニ於テモ前記ノ諸點ヲ詮議セラレ速カニ實現ヲ期セラルル様翼フ次第ナリ  
 昭和八年三月二十三日開催ノ東京地方失業防止委員會ノ決議ニヨリ右建議ス  
 昭和八年三月廿四日

東京地方失業防止委員會長

香 坂 昌 康

內 務 大 臣  
 大 藏 大 臣 各 宛  
 失業對策委員會長

#### 第四 東京地方失業防止委員會々則 (昭和五年六月制定)

東京府ニ於テ東京地方失業防止委員會々則左ノ通定メタリ

東京地方失業防止委員會々則

第一條 東京地方失業防止委員會ハ東京府廳内ニ之ヲ置キ公私事業ノ調節其ノ他失業ノ防止及救濟ニ關スル事項ヲ調  
 査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ東京府知事ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ東京府知事之ヲ命シ又ハ囑託ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ失業對策部及事業調節部ヲ置ク失業對策部ハ事業調節部ノ所管ニ屬スル事項ヲ除クノ外失業防止及  
 救濟ニ關スル事項ヲ掌ル事業調節部ハ公私事業ノ調節ニ關スル事項ヲ掌ル

部ニ部長ヲ置ク會長之ニ當ル

委員ノ所屬部ハ會長之ヲ定ム

緊急ノ事項ヲ審議スル爲必要アルトキハ會長ハ委員中ヨリ特別委員ヲ指名シ特別委員會ヲ設クルコトヲ得

第六條 會長ニ於テ特ニ總會ヲ開クノ必要アリト認メタル場合ヲ除クノ外部又ハ特別委員會ノ議決ヲ以テ委員會ノ議

決トス

第七條 委員會ニ幹事長及幹事ヲ置ク東京府知事之ヲ命シ又ハ囑託ス

幹事長ハ東京府學務部長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充テ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 委員會ニ書記ヲ置ク東京府知事之ヲ命シ又ハ囑託ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

東京地方事業調節委員會々則ハ之ヲ廢止ス

### 第五 東京地方失業防止委員會委員一覽 (昭和七年三月末日現在)

會長	芝區芝公園一八ノ七官舎	芝	(43)一五二七	東京府知事	香坂昌康
失業對策部					
部長	前記同				香坂昌康
委員					
	荏原區戶山町五〇〇一番地	荏原	宅 二七四八	丸ノ内(23)〇五一	東京市助役 齋藤守因
	荏原區戶山町四九四一番地	荏原	宅 三五七七	同	菊池慎三
	芝區白金今里町七七番地	高輪	宅 四七〇四	東京市社會局長	山下又三郎
	麴町區準町	九段	宅 〇三四四	警視廳官房主事	村地信夫
	麴町區準町一番地	九段	宅 〇三一六	警視廳保安部長	林信夫
同		九段	宅 〇三〇一	警視廳警務部長	三島誠也

芝區芝公園一八ノ七官舎	芝(43)〇四八三	東京府内務部長	金森太郎
八王子市横山町五三番地	八王子 宅電 五七一	東京府稅制調查委員	北村勝
向島區吾嬬町東一ノ四三	墨田(74)一六六四	東京府稅制常置委員	大澤梅次郎
牛込區辨天町一番地	牛込(34)二九〇四	東京府社會常置委員	西澤浩仙
北多摩郡三鷹村深大寺三九三六	吉祥寺 宅電 二二	東京府土木常置委員	井上銀三
大森區入新井町新井宿二七二五	大森 宅電 一三四	同 參事會員	平林淺次郎
本所區石原町一ノ一八	墨田(74)〇四九六	同 參事會員	山田竹治
小石川區大塚仲町二五番地	大塚(86)二八六〇	同 參事會員	高野直治
荏原區荏原町下蛇窪三五〇	高輪(44)三三七八	東京府會副議長	伊藤武七郎
澁谷區澁谷町猿樂三九番地	青山(36)五八八六	東京府會議長	朝倉虎次郎
澁谷區猿樂町三一番地	青山(36)〇八三六	東京商工會議所副會頭	金光庸夫

澁谷區澁谷町綠岡一四官舎  
澁谷區代々幡町幡ヶ谷一一  
麴町區上六番町四二番地  
淺草區馬道町五ノ二  
江戸川區西字喜田町

青山(36)六三〇六  
同 學務部長 安原舜一  
同 土木部長 來島良亮  
東京府稅制調查委員 三隅正  
議 員 野田孫一  
議 員 田中源

事業調節部  
部長 前記同  
委員 大森區新井宿二丁目一、五八八  
牛込區砂土原町二ノ一  
小石川區原町三一番地  
前記同

香坂昌康

大森 宅電 二六五〇	局長室(23)〇八〇八	東京鐵道局長	新井堯爾
牛込 庶務課(48)一〇〇一	局長室(48)〇〇〇一	東京逓信局長	前田直造
小石川 宅電 一九七〇	出張所(23)〇〇五九〇一	內務省東京土木出張所長	眞田秀吉
丸ノ内(23)〇〇五九〇一	出張所電話	東京市助役	齋藤守因

六九

前記同	菊池慎三
麻布區本村町一四六番地	同
高自宅電話 (44)六〇〇三	東京市土木局長 近 新三郎
中野區新井藥師町六〇九	同 水道局長 原 全 路
芝區白金今里町七七番地	同 社會局長 山下又三郎
高自宅電話 (44)四七〇四	同
品川區大井塚四七九一番地	東京地方職業 天 谷 健 二
大自宅電話 一四四七	紹介事務局長 紹介事務局長 天 谷 健 二
杉並區阿佐ヶ谷五一四番地	東京府職業 豊 原 又 男
前記同	紹介所 長 豊 原 又 男
前記同	東京府内務部長 金 森 太 郎
前記同	同 學務部長 安 原 舜 一
前記同	同 土木部長 來 島 良 亮
大森區新井宿二丁目一四八〇番地	同 内務省東京土木 出張所技師 金 森 誠 之
大自宅電話 一九〇〇	同
向島區寺島町一丁目一四八番地	同 原 口 忠 次 郎
墨自宅電話 (74)三五九六	同 大 石 義 郎
杉並區阿佐ヶ谷一丁目六七四番地	同

### 第六 失業ノ防止並救済施設等ニ關スル主要通牒

#### 一 失業ノ防止並救済ノ爲ノ事業調節ニ關スル件 (昭和四年十月三日付發社第七九號 (内務大藏兩次官ヨリ各地方長官へ))

失業ノ防止並救済ノ爲ノ事業調節ニ關シテハ曩ニ社會政策審議會ヨリ別紙答申ノ次第モ有之政府ニ於テモ之ガ實施ヲ急ギ居候ニ就テハ貴官ニ於テモ管内ノ失業狀況ニ應ジ左記各項ニ依リ適宜ノ御措置相成度依命此段及通牒候也

(別紙答申ハ第三ノ二參照)

- 一、貴(府)縣並管内公共團體及民間ニ於テ既ニ實施方確定セル事業ニ關シテハ其ノ施行ノ時期、地域、方法等ニ關シ本文第六項ノ如キ委員會ヲ組織スル等ノ方法ニ依リ關係各方面ノ聯絡ヲ密ニシ事業ノ施行ヲシテ失業ノ防止並救済ノ爲最モ有効ナラシムルニ努ムルコト
- 二、民間ノ事業ニ關シテハ其ノ施行ガ失業ノ防止又ハ救済ニ寄與スルコト大ナルモノナルトキハ許可又ハ認可ヲ必要トスル事業ハ速ニ之ヲ許可又ハ認可シ又既ニ許可又ハ認可ヲ受ケタルニ拘ハラズ未着手ニ屬スルモノハ成ルベク速ニ之ヲ實施スル様促進ノ途ヲ講ズルコト
- 三、地方公共團體ノ事業ニ關シテハ失業救済ノ爲特ニ緊要ナル場合ニ於テハ昭和四年七月十六日內務省訓令第九七三號ノ次第モ有之特ニ起債ヲ許可セラルルコトト相成居ル處右ハ六大都市關係公共團體其ノ他救済ヲ要スベキ失業者特ニ多キ地方ニ限り適用セラルルモノニシテ前記一、二項ノ手段ニ依ルモ尙失業者多ク之ガ救済ヲ必要トスル場合ニ於テハ新規事業タルト既定計畫事業タルトヲ問ハス其ノ事業ニ要スル勞力費ヲ主トシテ生活困難ナル失

業者ノ救済ニ充ツルモノナルトキハ別紙甲第五項以下ノ條件ニ依リ特ニ起債ヲ許可シ及成ルベク低利資金ノ融通ヲ認メ又既ニ起債ヲ許可セラレタルモノニシテ事業ノ施行ヲ中止セラレ居ルモノニ就テモ其ノ全部又ハ一部ノ施行ヲ認ムルコトト相成タルニ就テハ該當公共團體ヲシテ遅クモ十月末日迄ニ其手續ヲ運バシムルコト

四、前記各項ノ手段ニ依ルモ尙救済ヲ要スベキ失業者多數存在シ關係公共團體ニ於テ之ガ救済ノ爲特ニ新規事業ヲ起興セムトスルトキハ政府ハ事業ニ必要ナル起債ヲ許可シ之ニ低利資金ヲ融通スルノミナラズ勞力費ニ對シ國庫補助ヲモ爲スベキ意向ナルベキ意向ナル處本件モ前項ノ場合ニ於ケルト同様六大都市關係公共團體其ノ他救済ヲ要スベキ失業者特ニ多キ地方ニ限り適用セムトスルモノナルヲ以テ其ノ含ミニ依リ該當公共團體ヲシテ別紙甲ノ條件ニ依リ遅クモ十月末日迄ニ内務大臣ノ認可ヲ受ケシムルコト

五、小額給料生活者即チ所謂下級知識階級ノ失業保護ニ關シテハ筋肉勞動者ト同様其ノ生活困難ナル者ヲ救済スル爲公共團體ニ於テ特ニ施設スル授職事業ニ對シテ別紙乙ノ條件ニ依リ國庫補助(必要アル場合ハ起債ノ許可及低利資金ノ融通ヲモ)ヲ爲ス意向ナル處本件ハ差當リ六大都市關係公共團體ニ限り適用シ度豫定ナルニ就テハ該當公共團體ヲシテ其ノ手續ヲ運バシムルコト

六、事業調節委員會中地方ニ設ケラルルモノニ關シテハ大體左記ニ依ルコト

- (イ) 差當リ六大都市關係府縣ニ於テハ之ヲ設ケ其ノ他ニ於テモ必要ニ應ジ之ヲ設置スルコト
- (ロ) 委員會ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充テ管内ノ失業狀況ニ通曉セル者竝失業ニ關係アル事業ニ關係ヲ有スル者ヲ委員トスルコト
- (ハ) 委員會ハ失業ノ防止竝救済ノ爲最モ有効ナル事業ヲ選擇シ其ノ施行ヲ促進スルノ方途ヲ講究シ又事業施行ノ

- 時期、地域、方法等ヲ失業ノ防止竝救済ノ爲最モ有効適切ナラシムル様鹽梅工夫シ更ニ官公署用品ノ注文ニ關シテモ其ノ時期、方法等ニ付失業緩和ニ資スル様講究スルコト
- (ニ) 委員會ニ要スル費用ハ別ニ國費ノ配賦ヲ爲スヲ得ザルヲ以テ適宜地方費ヲ以テ支辨スルコト
- (ホ) 委員會ヲ設ケタルトキハ會則竝委員ノ氏名ヲ具シ直ニ内務大臣宛報告スルコト
- 七、追テ農閑期ヲ利用シテ地許ニ於ケル土木工事ニ従事スル農民ノ如キハ本文第三項、第四項ニ所謂失業者ニ該當セザル義ニ有之爲念

〔別紙甲〕

失業救済事業ニ對スル國庫補助條件要綱

- 一、事業ハ失業救済ノ爲特ニ新規起興スルモノニシテ當該公共團體ノ直營ニ係リ勞力費ハ事業費總額ノ三割以上タルベキコト
- 二、國庫ハ失業救済事業ヲ行フ公共團體ニ對シ勞力費竝勞動手帳(五ハ参照)作成ニ要スル費用ノ二分ノ一ヲ補助スルコト
- 三、事業施行ノ財源ヲ起債ニ求ムルトキハ特ニ之ヲ許可シ尙貸銀立替資金ノ借入ニ對シテモ起債ヲ許可スルコト
- 四、前項起債ニ對シテハ低利資金ヲ融通スルコト
- 五、事業施行ニ關シテハ左記各號ニ依ルコト
  - (イ) 事業ハ失業者ニシテ特ニ生活困難ナルモノヲ救済スルヲ目的トスルモノナルヲ以テ左記諸點ニ留意スルコト
  - 一、失業者中救済ヲ必要トスルモノナリヤ否ヤニ關シテハ方面委員等ノ活動ヲ促シ之ガ認定ニ遺憾無キヲ期スル

コト

二、事業ニ使用スル労働者ニ就テハ其ノ生活状況失業期間等ヲ參酌シ困窮ノ度甚シキ者ヲ優先セシメ且ツ相互間就勞機會ノ分配ヲ公平ナラシムルコト

(ロ) 事業ノ施行ハ當該公共團體ノ失業救済ヲ目的トスルモノナルヲ以テ新ニ他地方ヨリ労働者ヲ招來シ又ハ他ノ事業ニ従事セル労働者ヲ奪フガ如キ結果ヲ來サザル様細心留意スルコト

(ハ) 事業ニ使用スル労働者ハ職業紹介所アル地ニ於テハ必ズ其紹介ニ依ルモノタルコト、但シ技術工其ノ他特殊ノ熟練ヲ要スルモノハ此ノ限ニ在ラス、職業紹介所無キ地ニ於テハ方面委員等ノ保護ニ依ル求職者ヲ使用シ勞働賃銀ノ頭刻ネヲ避クル等其ノ保護ニ遺憾無キヲ期スルコト

(ニ) 勞働賃銀ハ日拂トシ必要ニ應ジ立替支拂制度ヲ利用スルコト

六、事業ヲ施行セムトスルトキハ左記事項ヲ具シ内務大臣ノ認可ヲ受クルコト

労働者ノ失業状況

事業施行ヲ必要トスル具體的事由

事業ノ種類並其ノ計畫概要

事業施行箇所ヲ示シタル圖面

事業豫算、勞力費豫算 (熟練工ニ要スルモノト否トニ分チ且ツ通牒本文第三項ニ依ルモノハ要救済者ニ支拂ハムトスル勞力費ノ割合ヲモ示スコト)

労働者使用人員(熟練工ト否トニ分チ延人員並一日平均使用人員ヲ示スコト)

(ト) 労働者一人一日平均賃銀

(チ) 事業着手並終了ノ豫定月日

註 (ロ)號以下ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ内務大臣ノ認可ヲ受クルコト

〔別紙乙〕

小額給料生活者ニ對スル授職施設國庫補助條件要綱

一、事業ハ小額給料生活者ノ失業救済者又ハ未就職者ニシテ生活困難ナル者ヲ救済スル爲特ニ施設スルモノニシテ例ヘバ失業調査其ノ他當該公共團體社會施設ノ參考トナルベキ調査ニ關スル資料ノ蒐集、整理又ハ當該公共團體並他ノ委託ニ係ル謄寫、筆寫、計算、圖書整理、製圖、タイプライター等ノ事務ヲ爲サシムルモノ但シ必要ナル場合ハ之等ニ關スル職業輔導ヲモ併セ行フコトヲ得

二、國庫ハ授職施設ヲ爲ス公共團體ニ對シ左ノ割合ヲ以テ補助スルコト

(イ) 官廳ノ委託ニ係ル事務ニ付テハ就業者手當ノ全額

(ロ) 公共團體ノ事務ニ付テハ就業者手當ノ二分ノ一

(ハ) 勞働手帳作成ニ要スル費用ノ二分ノ一

(ニ) 前各號以外ニ經常諸費及建設費ノ二分ノ一

但シ場屋ハ職業紹介所ノ一部若ハ之ニ近接スル既設ノ建物ヲ利用スル等ノ方法ヲ講ジ努メテ新築ヲ避クルコト

三、施設ノ財源ヲ起債ニ求ムルトキハ特ニ之ヲ許可シ尙手當立替資金ノ借入ニ對シテモ起債ヲ許可スルコト

四、前項起債ニ對シテハ低利資金ヲ融通スルコト

五、事業施行上ノ條件、手續等ハ失業救済事業ニ對スル國庫補助條件要綱〔別紙甲〕五、以下ニ準ズルコト

(附記) 本通牒ハ現行通牒ニ非ザルモ失業救済事業通牒ノ嚆矢ナルヲ以テ掲記セリ

七六

## 二 失業應急事業ニ關スル件

(昭和七年五月二十日付發社第五一號)  
(内務大藏兩次官ヨリ府縣知事宛)

政府ハ産業ノ開發ヲ圖ル爲道路、河川、港灣其ノ他ノ土木事業ヲ起興シ併テ失業ノ防止並救済ニ努ムル意嚮ナルカ貴府並貴管内公共團體施行ノ公營事業及民間事業ニ關シテモ其ノ施行ノ時期地域方法等ニ於テ失業ノ防止並救済ノ爲最モ有効ナル方法ヲ講シ政府事業ト併セテ失業ノ緩和ヲ圖ラレ度右ノ手段ニ依ルモ尙救済ヲ要スヘキ失業者多數存シ之カ救済ノ爲關係公共團體ニ於テ特ニ事業ヲ起興セムトスルトキハ失業應急事業トシテ左記ノ條件ニ依リ國庫補助ヲナスノミナラス預金部資金ノ都合ノ許ス限リ低利資金ヲ融通スル意嚮ニ付御了知ノ上管内ノ失業狀況ニ應シ適宜ノ御措置相成度尙以上各種事業ノ施行ヲシテ失業ノ防止並救済ニ最モ有効ナラシムル様鹽梅工夫スル爲事業調節委員會等ノ活動ヲ促ス様御配慮相成度依命此段及通牒候也

追而爾今起興スル失業應急事業ニ關シテハ左記通牒ニ據ラサル義ニ有之爲念尙従前ノ失業救済事業ニ就テモ之ヲ失業應急事業トシ其ノ施行ニ當リテハ本通牒ニ據ラレ度

昭和四年十月三日付發社第七九號内務大藏兩次官通牒

昭和四年十月十六日付發社第八四號社會部長通牒

昭和五年五月二十二日付發社第六九號内務大藏兩次官通牒

昭和五年五月二十二日付發社第七〇號社會部長通牒

昭和五年七月八日付發社第八九號社會部長通牒

昭和五年八月二十五日付發社第八號社會部長通牒

七七



記

(甲) 一般勞働者失業應急事業國庫補助條件要綱

- 一、政府ハ本文記載ノ如ク一般ノ各種土木事業ヲ起興シ失業ノ防止並救濟ニ努ムルヲ以テ特ニ失業應急事業トシテノ施行區域ハ原則トシテ六大都市關係府縣及福岡縣トスルコト。但シ其ノ他ニ於テモ救濟ヲ要スヘキ失業者特ニ多キ地方ニシテ必要已ムヲ得サル場合ニハ之ヲ認ムルコトアルヘキコト
- 二、事業施行主體ハ道、府、縣、市、町、村、市町村組合タルコト
- 三、事業費ニ對スル勞力費ノ割合カ二割以上ヲ占ムル事業ナルコト但シ勞力費カ事業費ノ一割以上ニシテ之ト國產材料費トノ合計カ事業費ノ五割以上タル場合ニ於テモ認ムルコト
- 四、事業ハ延人員一萬人以上使用スルモノナルコト
- 五、事業ハ施行團體ノ直營タルコト但シ技術上直營トシテ施行困難ナル場合ハ請負ニ附スルコトヲ認ムルコト
- 六、國庫補助額ハ勞力費及勞働手帳作製費ノ二分ノ一トス
- 七、事業ハ失業者ニシテ特ニ生活困難ナルモノヲ救濟スルヲ目的トスルモノナルヲ以テ其ノ施行ニ關シテハ特ニ左記各號ニ據ルコト
- (イ) 失業者中救濟ヲ必要トスルモノナリヤ否ヤニ關シテハ方面委員、警察官吏、宿泊所長等ノ活動ヲ促シ之カ認定ニ遺憾ナキヲ期シ且ツ認定セラレタルモノニ對シテハ本人ノ寫眞ヲ添付セル勞働手帳ヲ職業紹介所ヲ經テ交付スルコト

- (ロ) 右勞働手帳ノ様式、形狀、作製時期、作製方法、交付時期、交付方法等ニ關シテハ地方ニ於テ適當鹽梅工夫シ得ルコト。尙手帳ハ單ニ失業應急事業ニ就職希望ノ登録ヲ受ケ居ル證左ニ過キスシテ決シテ就業ヲ保障セルモノニ非サル趣旨ヲ被交付者ニ徹底セシムルコト
- (ハ) 事業ニ使用スル勞働者ハ原則トシテ勞働手帳ヲ交付シタル要救濟失業者ヲ職業紹介所ノ紹介ニ依リ採用シ其ノ數ハ少クトモ全使用勞働者數ノ七割ヲ下ルコトヲ得サルコト、未ダ適當ナル職業紹介所無キ地方ニ於テ失業應急事業ヲ施行セムトスル場合ハ先ツ常時的又ハ臨時的ノ職業紹介所ヲ設置シ使用勞働者ノ紹介ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- (ニ) 前項要救濟者ノ採用ニ就テハ其生活狀況失業期間等ヲ參酌シ困窮ノ度甚ダシキモノヲ優先セシメ且ツ相互間就業機會ノ分配ヲ公平ナラシムルコト從ツテ職業紹介所ヨリ採用スル要救濟失業者中ノ額付(指定人夫)ノ數ハ技術上必要ノ最少限度ニ止メ其ノ數ハ少クトモ其ノ三割以內タルヘキコト
- (ホ) 失業應急事業ノ爲メ他地方ヨリ不自然ニ勞働者ヲ招致シ又ハ他ノ事業ニ従事セル勞働者ヲ奪フカ如キ結果ヲ來ササル様細心留意スルコト
- (ヘ) 勞働賃銀ハ其ノ地方ニ於ケル同種ノ者ノ賃銀ヨリ低額ナルヲ原則トシ且成ルヘク多數ノ勞働者ヲ就業セシムル爲メ夜業歩増等ハ之ヲ避クルヤウ努ムルコト
- (ト) 勞働賃銀ハ頭刎ネヲ避ケ且日拂トシ必要ニ應シ立替支拂制度ヲ利用スルコト
- 八、事業ヲ施行セムトスルトキハ左記事由ヲ具シ豫メ內務大臣ノ認可ヲ受クルコト
- (イ) 勞働者ノ失業狀況

特ニ勞働者ノ種別（日傭勞働者及其ノ他ノ勞働者）毎ニ勞働者ノ總數、失業者數及要救濟者數ヲ示シ失業ノ狀況ヲ記載シ且ツ右狀況ヲ見ルニ至レル具體的事由ヲ明ニスルコト

(ロ) 事業施行ヲ必要トスル具體的事由

特ニ通牒本文ニ記載セル如キ失業緩和ノ手段ヲ講スルモ尙當該事業ノ施行ヲ必要トスル事由ヲ數字ヲ以テ具體的ニ示スコト

(ハ) 事業ノ種類並其ノ計畫概要

(ニ) 事業關係豫算書

事業ノ財源ヲ起債ニ求ムルトキハ起債決議書謄本ヲ併而添付スルコト

(ホ) 勞力費、勞働者使用延人員及使用延人員中要救濟失業者使用ノ割合

(ヘ) 勞働者一日平均使用人員及一日平均賃銀

(ト) 事業着手並終了ノ豫定年月日

(チ) 事業施行箇所ヲ示シタル圖面

(リ) 設計書（昭和五年六月十七日付發社第一〇七號通牒ニ依ルモノ）

(ス) 本要項第五項但書ニ依リ事業ヲ請負ニ附セムトスル場合ハ其ノ已ムヲ得サル事由及契約條件（就中勞働者使用ニ關スル條件詳細）

尙ハ號以下ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ内務大臣ノ認可ヲ受クルコト

九、事業ノ着手一時休止又ハ終了ノ場合ニハ其ノ年月日ヲ具シ直ニ其ノ旨内務大臣宛報告シ且施行中ハ認可件別ニ左

記ニ依ル事業成績ヲ社會局長官宛報告スルコト

一般勞働者失業應急事業成績

事業主體名	年度分事業
認可年月日 番號	昭和 年 月 末現在

事業種目	事業費	同上支	勞力費	同上支	勞働者使用	實際使用勞	工事施行日數	工程	工事着手年月日	工事竣工年月日
	豫算額	出済額	豫算額	出済額	豫定延人員	働者延人員				
計										

備考

- (1) 本表ハ月報トシ毎月十五日迄ニ前月末迄ノ分ヲ報告スルコト
- (2) 事業種目ハ工事種類別（道路、河川、水道、下水、其他等）ニ區別シ現場別ニ區別スルコトヲ要セス
- (3) 本表ハ凡テ事業開始以來ノ累計ヲ示シ且支出済額ハ支拂ノ有無ニ不拘支拂義務額ヲ計上スルモノトス
- (4) 使用勞働者延人員ハ出役頭數ノ延人員トス
- (5) 實際使用勞働者延人員ノ内職業紹介所利用ニ依ルモノノ數ヲ其ノ左側ニ（ ）ヲ附シテ示スコト
- (6) 工事施行日數ハ一事業種目ニ多數ノ工事ヲ一括シテ掲記スル場合ニハ最初ニ着手シタル工事ヨリ起算シタル日數ヲ示スコト
- (7) 前年度ヨリ繰越施行スルモノハ其ノ事業完了迄當初年度分トシテ計上スルコト

(乙) 小額給料生活者失業應急事業國庫補助條件要綱

- 一、事業施行主體ハ六大都市及關係府縣タルコト
- 二、事業ハ小額給料生活者ノ失業者（知識階級ニ屬スル未就職者ヲ含ム以下同シ）ニシテ生活困難ナル者ヲ救済スル爲特ニ施設シタル當該公共團體ノ事務又ハ官廳ノ委託ニ係ル事務ニシテ失業者ヲ從事セシムルニ適當ナルモノナルコト、但シ必要ナル場合ハ職業輔導ヲモ併セ行フコトヲ得ルコト
- 前項ノ事務ハ或特定ノ事務ナルコトヲ要シ從ツテ不特定事務ノ爲ニ漠然ト一定期間使用スルカ如キモノニアラサルコト
- 三、官廳ノ委託ニ係ル事務トハ當該官廳ニ於テ當該特定事務ノ遂行ニ關シ何等ノ經費ヲ有セス之カ遂行ヲ公共團體ニ對シ委託セルモノヲ指稱ス、但シ其ノ經費カ地方費ノ負擔ニ屬スヘキモノハ之ヲ含マサルコト
- 四、事業施行期間ハ一年未滿トシ成ルヘク次年度ニ互ラサルコト
- 五、國庫ハ本事業ヲ爲ス公共團體ニ對シ左ノ割合ヲ以テ補助スルコト
  - (イ) 官廳ノ委託ニ係ル事務ニ就テハ就業者手當ノ全額
  - (ロ) 公共團體ノ事務ニ就テハ就業者手當ノ二分ノ一
 前各號以外ニ事務施行上必要ナル經常諸費ノ二分ノ一但シ就業者手當總額ノ二割ヲ超ユル部分ニ對シテハ補助ノ限ニ在ラス
- 六、事業ハ失業者ニシテ生活困難ナルモノヲ救済スルヲ目的トスルモノナルヲ以テ其ノ施行ニ關シテハ特ニ左記各號ニ據ルコト
  - (イ) 失業者中救済ヲ必要トスルモノナリヤ否ヤニ關シテハ戸別調査ヲ爲シ當該事業ニ適當セル相當ノ技能ヲ有スルモノニシテ本人ノ扶養スヘキ家族ヲ有シ困窮ノ度甚シキ者ヨリ採用スルコト
  - (ロ) 事業ニ使用スル小額給料生活者ハ職業紹介所ノ紹介ニ依ルモノタルコト
  - (ハ) 採用ニ當リテハ就業手帳又ハ之ニ代ルヘキモノヲ交付スルヲ妨ケサルモ之ヲ交付ニ際シテハ一定ノ期間當該特定事業ノ爲メ臨時ニ採用セラレタルモノナル旨ヲ徹底セシムルコト
  - (ニ) 失業應急事業ノ爲メ他地方ヨリ不自然ニ小額給料生活者ヲ招致シ又ハ他ノ事業ニ従事セルモノヲ奪フカ如キ結果ヲ來ササル様細心留意スルコト
  - (ホ) 就業手當ハ其ノ地方ニ於ケル同種ノ手當ヨリ低額ナルヲ原則トスルコト
  - (ヘ) 就業者手當ハ月二回以上ニ分チテ支拂ヲ爲スコト
  - (ト) 就業者ヲシテ本事業ニ固定セシメサル爲事業施行主體ハ事務ノ性質等ノ許ス限り一定期間毎ニ一應就業者ノ就業ヲ打切り又常時職業紹介所トノ聯絡ヲ緊密ニシ能フ限リ本事業ニ就業スルモノヲ普通職業ニ就職セシムル様幹旋スルコト

- 七、事業ヲ施行セムトスルトキハ左記事項ヲ具シ豫メ内務大臣ノ認可ヲ受クルコト
  - (イ) 給料生活者ノ失業狀況
  - (ロ) 給料生活者ノ總數、失業者數及要救済者數ヲ明示シテ失業狀況ヲ記載スルコト
  - (ハ) 失業應急事業ノ施行ヲ必要トスル具體的事由及當該事業ヲ適當ナリトシタル理由
  - (ロ) 事業ノ種類並其ノ計畫概要
 官廳ノ委託ニ係ル事務ニ就テハ第三項ニ該當スル旨ノ當該管廳ノ證明書ヲ添付スルコト

(二) 事業關係豫算書

事業ノ財源ヲ起債ニ求ムルトキハ起債決議書謄本ヲ併而添付スルコト

就業者手當總額及使用豫定延人員

一日平均使用豫定人員及一日平均就業者手當

(ト)(ヘ)(ホ) 事業着手並終了ノ豫定年月日

尙ハ號以下ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ内務大臣ノ認可ヲ受クルコト

八、事業ノ着手又ハ終了ノ場合ハ其ノ年月日ヲ具シ直チニ其ノ旨内務大臣宛報告シ且ツ施行中ハ認可件別ニ左記ニ依ル事業成績並就業者異動調ヲ社會局長官宛報告スルコト

(一) 小額給料生活者失業應急事業成績

事業施行主體名	年度分事業
認可年月日番號	昭和 年 月 末現在

事業種目	事業費 豫算額	同上支 出濟額	就業者手 當豫算額	同上支 出濟額	使用豫定 延人員	實際使用 延人員	着手 年月日
計							

備考

(1) 本表ハ月報トシ毎月十五日迄ニ前月末迄ノ分ヲ報告スルコト

(2) 本表ハ凡テ事業開始以來ノ累計ヲ示シ且支出濟額ハ支拂ノ有無ニ不拘支拂義務額ヲ計上スルモノトス

(3) 前年度ヨリ繰越施行スルモノハ其ノ事業完了迄當初年度分トシテ計上スルコト

(二) 小額給料生活者失業應急事業就業者異動調

事業施行主體名	年度分事業
認可年月日番號	昭和 年 月 分

事業種目	前月末現在 實人員	月内新採用數	月内退去數	本月末現在 實人員	月内退去數中普通職業 ニ就職シタル者ノ數
計					

備考

事業種目欄ノ配列ハ前表ト合致スルヲ要ス

三 各種官營事業ニ失業者使用ノ件

(昭和七年五月二十四日付發社第五  
六號 內務次官ヨリ各省次官へ)

失業ノ防止並救済ノ効果ヲ十全ナラシムルニハ單ニ失業者救済ノ目的ヲ以テ特ニ起興スル所謂失業應急事業(失業救済事業)ノミナラス中央地方相呼應シテ一般各種事業ニ要救済失業者ヲ使用シ以テ失業者ニ對スル就業ノ機會ヲ豊富ナラシムルコトハ極メテ緊要ナルモノト存セラレ候處此ノ趣旨ヲ以テ當省ニ於テハ直轄工事ニ原則トシテ失業勞働者ヲ使用スルハ勿論地方公共團體ニ於テ各種公營土木事業ヲ起興スル場合ニ於テモ之等事業ニ失業者ヲ使用セシムルコトトスル豫定ニ有之候ニ付テハ貴省關係ニ於テモ少クトモ失業者特ニ多キ地方ト認メラルル左記都市及其ノ附近ノ地域ニ於テ土木建築事業ヲ起興セラルルニ當リテハ右趣旨ニ依リ能フ限リ職業紹介所ヨリ紹介セラレタル要救済失業者ヲ使用スル様格段ノ御配慮相煩度又右以外ノ地方ニ於テモ生活困難ナル者多數存スル地方ニ於テ事業ヲ起興セラルル場合ニ於テハ方面委員等ト聯絡ヲ圖ラレ之等生活困窮者ヲ成ルヘク多數使用スル様御配慮相煩度此段及御依頼候也

記

北海道 札幌市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、夕張町  
東京 東京市、八王子市  
京都 京都市  
大阪 大阪市、堺市  
神奈川 横濱市、川崎市、横須賀市  
兵庫 神戸市、明石市

長崎 長崎市、佐世保市  
 愛知 名古屋市、豊橋市  
 岐阜 岐阜市  
 長野 長野市  
 宮城 仙台市  
 青森 青森市  
 秋田 秋田市  
 岡山 岡山市  
 廣島 廣島市、吳市  
 山口 下關市、宇部市  
 和歌山 和歌山市  
 福岡 福岡市、門司市、小倉市、若松市、大牟田市、八幡市、戸畑市  
 熊本 熊本市  
 鹿児島 鹿児島市

四 各種公營事業ニ失業者使用ノ件イ

(昭和七年六月一日付發社第五七號  
 內務大藏兩次官ヨリ廳府縣長官へ)

貴府並貴管下公共團體施行ノ公營事業及民間事業ノ實施ニ當リ其ノ時期、地域、方法等ニ付失業ノ防止並救濟ノ爲最モ有効ナル方法ヲ講スル様留意セラレタキコトニ關シテハ昭和七年五月二十日發社第五一號ヲ以テ通牒致置候處別途內務次官ニ於テ指定スル失業者特ニ多キ地方ニ於テ關係道府縣市町村カ事業費總額五萬圓以上ノ土木事業ヲ起興セラルルニ當リテハ右趣旨ニ依リ工事施行上已ムヲ得サル場合ノ外原則トシテ使用労働者ノ五割以上ハ職業紹介所ヨリ紹介セラレタル要救濟失業者ヲ使用スル様御配慮相成度右ノ場合ニ於テ左記ニ該當スルモノハ預金部資金ノ都合ノ許ス限り低利資金(失業應急資金)ヲ融通スルコトト致スヘキニ付御了知相成度又右以外ノ地方ニ於テモ生活困難ナル者多數存スル地方ニ於テ公營ノ土木事業ヲ起興スルニ當リテハ方面委員等ト聯絡ヲ保チ之等生活困窮者ヲ成ルヘク多數使用スル様御配慮相成度依命此段及通牒候也

追而産業開發ノ目的ヲ以テ施行ノ豫定ナル國庫補助關係土木事業ノ失業者使用ニ關シテハ失業ノ防止並救濟ニ有効ナラシムル様留意方更メテ通牒セラルル見込ニ付右本文ニ據ラサル義ニ有之爲念申添候

記

事業費ニ對スル勞力費ノ割合カ二割以上タルモノ。但シ國產材料ヲ相當多量使用スルトキハ事業費ニ對スル勞力費ノ割合カ一割以上ニシテ右材料費トヲ合シ事業費ノ五割以上タルモノ。

各種公營事業ニ失業者使用ノ件<sup>ロ</sup>

(昭和七年六月一日付發社第五八號  
內務次官ヨリ廳府縣長官ヘ)

標記ノ件ニ關シテハ依命昭和七年六月一日發社第五七號ヲ以テ通牒致置候處尙左記事項御了知ノ上可然御取計相成  
度此段及通牒候也

記

- 一、依命通牒ニ於テ失業者特ニ多キ地方トハ當分ノ内左記地域ヲ指稱スルモノナルコト
- 北海道 札幌市、旭川市、小樽市、室蘭市、釧路市、夕張町
  - 東京 東京市及其ノ附近、八王子市
  - 京都 京都市及其ノ附近
  - 大阪 大阪市及其ノ附近、堺市
  - 神奈川 横濱市及其ノ附近、川崎市、横須賀市
  - 兵庫 神戸市及其ノ附近、明石市
  - 長崎 長崎市、佐世保市
  - 愛知 名古屋市及其ノ附近、豊橋市
  - 岐阜 岐阜市
  - 長野 長野市
  - 宮城 仙臺市

- 青森 青森市
- 秋田 秋田市
- 岡山 岡山市
- 広島 廣島市、吳市
- 山口 下關市、宇部市
- 和歌山 和歌山市
- 福岡 福岡市、門司市、小倉市、若松市、大牟田市、八幡市、戸畑市
- 熊本 熊本市
- 鹿児島 鹿児島市

道府縣ニ於テ事業ヲ施行スル場合ニハ特ニ附近ヲ指定セル以外ノ都市ニ在リテモ其ノ附近ヲ含ム

二、右地方ニ於テ關係道府縣市町村等カ事業費總額五萬圓以上ノ事業ヲ起興スルニ付之カ事業ノ認可、許可、免許又ハ起債ノ許可等ヲ當省ニ申請セラルルニ當リテハ右申請ニ必要ナル書類ノ外別紙ヲ以テ左記事項ヲ具シタル書類ヲ添付スル様取計ハレタキコト。

- (イ) 事業ノ種類並其ノ計畫概要
- (ロ) 事業關係豫算書
- (ハ) 事業施行箇所ヲ示シタル圖面
- (ニ) 勞力費勞働者使用延人員、使用延人員中要救濟失業者使用ノ割合

- (ホ) 勞働者一日平均使用人員及一日平均賃銀
  - (ヘ) 事業着手並終了ノ豫定年月日
  - (ト) 事業施行方法、直營請負ノ別ヲ記入シ請負ノ場合ハ失業勞働者使用ニ關シ請負者ニ指示セムトスル契約條件
  - (チ) 使用勞働者中要救濟失業者ヲ五割以上使用スルコトヲ得ストスル工事施行上已ムヲ得サル事由アルトキハ其ノ事由
- 二以上ノ認可、許可等ヲ申請セラルル場合ハ最後ノ申請書ニ右書類ヲ添付シ若シ同時ナルトキハ何レカ一方ニ添付シ添付セサル申請書ニハ其旨ヲ記載スルコト



### 五 産業開發ノ爲ニスル土木事業ニ關スル件

(昭和七年六月四日付發社第五九號 社會局長內務省土木局長ヨリ府縣知事宛)

昭和七年度ニ於テ産業開發ノ目的ヲ以テ施行ノ豫定ナル道路、河川、港灣等ノ國庫補助關係土木事業ハ現下ノ失業状態ニ鑑ミ之カ施行等ニ當リテハ既ニ示サレタルモノ、外尙左記各項ニ準據セラレ本事業ノ施行ヲシテ併而失業ノ防止並救濟ニ資セシメラル、様充分御配意相成度

追而右事業ニ對シテハ左記第六項ニ依リ豫金部資金ノ都合ノ許ス限り失業應急資金ニ屬スル低利資金ヲ融通セラルル見込ニ付希望ノ向ハ其ノ所要額ヲ來ル六月二十日迄ニ社會局社會部長宛御申出相成度

#### 記

一、失業者特ニ多キ地方ト認メラル、別記都市及其ノ附近ニ於テ事業ヲ行フ場合ハ左記各號ニ依ルコト

(イ) 工事施行上已ムヲ得ザル場合ノ外使用労働者中ノ七割以上ハ職業紹介所ヨリ紹介セラレタル要救濟失業者ヨリ之ヲ採用スルコト

(ロ) 前項要救濟失業者相互間ノ就勞機會ヲ公平ナラシムル爲額付(指定人夫)ノ數ハ技術上必要ノ最少限度ニ止ムルコト

(ハ) 勞働賃銀ハ成ルベク日拂トシ必要ニ應シ立替支拂制度ヲ利用スルコト

二、右以外ノ地方ニ於テ事業ヲ行フ場合ニ於テモ使用労働者ハ能フ限り職業紹介所ヨリ紹介セラレタル要救濟失業者又ハ方面委員、警察等ト聯絡ヲ保チ認定ヲ經タル生活困窮者ヨリ之ヲ採用スルコト

三、事業ヲ請負ニ附スル場合ニ於テモ右事項ヲ請負條件トシテ遵守セシムルコト

四、要救済失業者又ハ生活困窮者ノ紹介、就勞ノ統制等ニ關シテハ府縣ノ關係主任官ト關係市町村當局、職業紹介所方面委員及關係地方職業紹介事務局等トノ間ニ聯絡協力ヲ圖ランメ遺憾ナキヲ期スルコト

五、國庫補助申請書ニハ該申請ニ必要ナル書類ノ外別紙ヲ以テ左記事項ヲ具シタル書類ヲ併而添付スルコト

(イ) 工事計畫書

道路工事ハ設計書様式第一號様式ノモノ、河川工事ニアリテハ實施設計書様式第一號様式ノモノ、港灣工事ニアリテハ箇所別ニ事業費ノ大體ノ内譯及之ニ對スル勞力費ヲ示シタルモノ

(ロ) 勞働者使用延人員(箇所別)及一日平均使用見込實人員

(ハ) 工事箇所別ノ要救済失業者又ハ生活困窮者使用ノ割合

(ニ) 別記失業者特ニ多キ地方ニ於テ施行スルモノニシテ工事施行上已ムヲ得サル事由ニヨリ使用勞働者總數ノ七割以上要救済失業者ヲ使用スルコトヲ得サル場合ハ其ノ事由及要救済失業者使用ノ割合

(ホ) 事業施行箇所ヲ示シタル圖面

(ヘ) 事業ヲ請負ニ付スル場合ハ其ノ箇所名及失業者使用ニ關シ請負者ニ指示セントスル契約條件

六、低利資金ノ融通ハ別記失業者特ニ多キ地方ト認メラル、地方及其ノ附近ニ於テ第一項ニ準據シテ事業ヲ施行スルモノ及其他ニ於テモ失業者多數存シ爲ニ第一項ニ準シ事業ヲ施行スルモノニシテ原則トシテ直營ニ依リ之ヲ行フモノ(已ムヲ得サル事由アルモノハ請負ニ付スルコトヲ認ムルコトアルヘシ)ニ限り融通セラル、見込ニ付申込書ニハ左記書類ヲ添付スルコト

(イ) 融通ヲ受ケムトスル工事箇所別ノ事業費及其ノ財産表

(ロ) 別記失業者特ニ多キ地方ト認メラル、以外ノ地方ニ於テ施行スルモノニ對シ融通ヲ受ケムトスルトキハ當該地方ニ於ケル失業ノ具體的状況及救済ノ必要ナル理由ヲ數字ヲ以テ説明シタル書類

(ハ) 事業ヲ請負ニ付スル場合ハ其ノ已ムヲ得サル事由

七、事業施行中ハ左記様式ニ依リ前月末迄ノ勞働者使用狀況ヲ毎月十日迄ニ社會局長官宛報告スルコト

産業開發府縣道改良工事  
(街路改良工事 河川改良工事 港灣改良工事)  
 勞働者使用狀況

昭和 年 月末現在  
 府(縣)

施行箇所	前月迄累計			本月分			合計		
	職業紹介所利用 ニヨルモノ又ハ 生活困窮者	其ノ他ニ 依ルモノ	計	職業紹介所利用 ニヨルモノ又ハ 生活困窮者	其ノ他ニ 依ルモノ	計	職業紹介所利用 ニヨルモノ又ハ 生活困窮者	其ノ他ニ 依ルモノ	計
計									

備考 (イ) 府縣道改良工事、六大都市ニ於テ施行スル街路改良工事、河川工事、港灣工事各別紙トシテ報告スルコト

(口) 使用人員ハ步増、步引ノ有無ニ不拘出役ノ頭數ニヨル實際人員ヲ掲記スルコト

別記

府縣名	地名
東京	東京市、八王子市
京都	京都市
大阪	大阪市、堺市
神奈川	横濱市、川崎市、横須賀市
兵庫	神戸市、明石市
長崎	長崎市、佐世保市
愛知	名古屋市、豊橋市
岐阜	岐阜市
長野	長野市
宮城	仙台市
青森	青森市
秋田	秋田市
岡山	岡山市
広島	広島市、呉市

山口	下關市、宇部市
和歌山	和歌山市
福岡	福岡市、門司市、小倉市、若松市、大牟田市、八幡市、戸畑市
熊本	熊本市
鹿児島	鹿児島市

## 六 産業開發ノ爲ニスル國直轄土木事業ノ施行ニ關スル件

(昭和七年六月二十二日付發社第六七號 社會局  
社會部長內務省土木局長ヨリ各土木出張所長へ)

昭和七年度ニ於テ産業開發ノ爲國直轄ニテ施行(直接施行ヲ含ム)ノ豫定ナル國道、河川(今回七年度豫算ニ工費經上並新規ノ分)港灣(今回七年度豫算ニ工費繰上並ニ追加ノ分)等ノ改良工事ハ現下ノ失業狀態ニ鑑ミ之ガ施行ニ當リテハ左記各項ニ準據セラレ本事業ノ施行ヲシテ併而失業ノ緩和ニ資センメラルル様充分御配意相成度

記

- 一、失業者最多キ地方ト認メラル、地方及其ノ附近ニ於テ施行スル別記工事ノ施行ニ當リテハ左記各號ニ依ルコト
- (イ) 使用労働者ハ能フ限り職業紹介所ヨリ紹介セラレタル要救済失業者ヨリ之ヲ採用シ其ノ數ハ工事施行上已ムヲ得サル事由アル場合ノ外少クトモ全使用労働者數ノ七割以上タルコト。尙必要アル場合ハ飯場其ノ他ノ場屋ヲ設ケ失業者多キ地方ヨリ要救済失業者ノ移動ヲ行ヒ其ノ目的ヲ達スルニ努ムルコト
- (ロ) 前項要救済失業者相互間ノ就勞機會ヲ公平ナラシムル爲額付(指定人夫)ノ數ハ技術上必要ノ最少限度ニ止ムルコト
- (ハ) 勞働賃銀ハ成ルヘク日拂トシ必要ニ應シ立替支拂制度ヲ利用スルコト
- (ニ) 事業ハ成ルヘク直營トシ己ムヲ得スシテ請負ニ附スル場合ニ於テモ請負人ヲシテ前記各號ノ趣旨ヲ請負條件トシ遵守セシムルコト
- (ホ) 要救済失業者移動ノ場合ニ於ケル飯場其ノ他場屋ノ費用ハ必要ニ應シ工事雜費ヨリ支出スルコト

- 二、右以外ノ工事ニ於テモ使用労働者ハ能フ限り職業紹介所ヨリ紹介セラレタル要救済失業者又ハ方面委員等ノ認定ヲ經タル生活困窮者ヨリ之ヲ採用スルコト。尙請負ニ付スル場合ニ於テモ右事項ヲ請負條件トシテ遵守セシムルコト
- 三、要救済失業者又ハ生活困窮者ノ紹介、就勞ノ統制等ニ關シテハ關係府縣當局、關係市町村當局、職業紹介所及關係地方職業紹介事務局等ト緊密ナル聯絡ヲ保チ遺憾ナキヲ期スルコト
- 四、事業施行中ハ左記様式ニ依リ前月末迄ノ労働者使用狀況ヲ毎月十日迄ニ社會局長官及土木局長宛報告スルコト

産業開發國道改良工事(河川改良工事)労働者使用狀況

昭和 年 月末現在  
、土木出張所

施行箇所	前月迄累計			本月分			合計		
	職業紹介所利用 ニヨルモノ又ハ 生活困窮者	其ノ他ニ 依ルモノ	計	職業紹介所利用 ニヨルモノ又ハ 生活困窮者	其ノ他ニ 依ルモノ	計	職業紹介所利用 ニヨルモノ又ハ 生活困窮者	其ノ他ニ 依ルモノ	計
計									

備考 (イ) 國道改良工事、河川改良工事、港灣改良工事、各別紙トシテ報告スルコト  
(ロ) 使用人員ハ歩増歩引ノ有無ニ不拘出役ノ頭數ニヨル實際延人員ヲ掲記スルコト

別記

土木出張所名 又ハ廳名	府縣名	事業種目
東京	東京	自南足立郡千住町荒川左岸國道改良工事
東京	東京	至同 郡淵江村
東京	東京	自南葛飾郡新宿町國道改良工事
東京	東京	至同 郡金町
東京	東京	南葛飾郡小岩町地内國道改良工事
東京	東京	自北多摩郡谷保村大和田國道改良工事
東京	東京	至同 郡小宮村
東京	東京	南多摩郡淺川町地内國道改良工事
東京	東京	自北足立郡大辻村國道改良工事
東京	東京	至同 郡浦和町
東京	東京	自東葛飾郡葛飾町小栗原國道改良工事
東京	東京	至同 郡同 町西海神
東京	東京	荒川上流改修工事
東京	東京	多摩川上流改修工事

(以下略)

七 失業者救済關係事業ニ關スル諸通牒一覽 (昭和七年七月十四日付職發第五〇號  
社會局社會部職業課ヨリ縣府社會課へ)

甲 內務省關係

イ 各種公營事業ニ失業者使用ノ件 (昭和七年六月一日付發社第五七號內務大藏兩次官  
及同日付發社第五八號ヲ以テ各地方長官宛通牒)

要旨、地方公共團體ノ施行スル一般各種事業 (但シ産業開發ノ目的ヲ以テ施行) ニ失業者ヲ使用セシムルニハ失業ノ防止並救済上極メテ有効ナルモノト認メラル、ニ付差當リ特ニ失業者多キ地方ト目セラル、地方ヲ限り之等地方ニ於テ關係公共團體ガ事業費總額五萬圓以上ノ土木事業ヲ起興スル場合ハ工事施行上已ムヲ得ザル場合ノ外使用勞働者ノ五割以上ハ要救済失業者ヲ使用セシメ此ノ場合ニ於テハ預金部資金ノ都合ノ許ス限り低利資金ヲ融通シ又右失業者特ニ多キ地方以外ト雖モ公營事業ニハ能フ限り要救済失業者又ハ生活困窮者ヲ使用セシムルコト

ロ、産業開發ノ目的ヲ以テ施行スル土木事業ニ失業者使用ノ件

(1) 國直轄工事

實行豫算ニ依ル國道改良工事 (昭和七年五月十七日付發社第四九號社會部長、土木局長ヨリ東京、大阪、名古屋、下關各土木出張所長及東京、京都、大阪、埼玉、愛知、福岡各府縣知事、東京、大阪、名古屋、福岡各地方職業紹介事務局局長宛通牒)

追加豫算ニ依ル國道河川、港灣工事 (昭和七年六月二十二日付發社第六七號社會部長、土木局長ヨリ各土木出張所長及北海道廳長官並關係府縣知事中央職業紹介事務局局長宛通牒)

右二通牒ノ要旨 失業者特ニ多キ地方ト認メラル、地方及其ノ附近ニ於テ施行スル工事ノ施行ニ當リテハ使用勞働者ハ能フ限り職業紹介所ヨリ紹介セラレタル要救済失業者ヨリ之ヲ採用シ其ノ數ハ工事施行上已ムヲ得ザ

ル事由アル場合ノ外少クトモ全使用労働者數ノ七割以上タルコト、又右以外ノ地方ニ於テ施行スル工事ニ於テモ使用労働者ハ能フ限り職業紹介所ヨリ紹介セラレタル要救済失業者又ハ方面委員等ノ認定ヲ經タル生活困窮者ヨリ之ヲ採用スルコト

(2) 府縣又ハ六大都市ニ於テ施行スル國庫補助關係工事

要旨 國直轄工事ノ要旨ニ同シ

ハ、失業應急事業ニ關スル件(昭和七年五月二十日付發社第五一號内務、大藏兩官官ヨリ各地方官宛通牒)

要旨 前記 イ、ロ、ニ掲グル事業及民間事業等ノ施行ノ時期、地域方法等ニ於テ失業ノ防止並救済ノ爲最モ有

効ナル方法ヲ講ズルモ尙救済ヲ要スベキ失業者多數存シ之カ救済ノ爲關係公共團體ニ於テ特ニ事業ヲ起興セ

ムトスルトキハ之ヲ失業應急事業トシテ國庫補助ヲナスノミナラズ預金部資金ノ都合ノ許ス限り低利資金ヲ

融通スルコト

### 乙 他省關係

各種官營事業ニ失業者使用ノ件(昭和七年五月二十日付發社第五六號内務次官ヨリ各省次官宛依頼)

要旨 失業ノ防止並救済ノ効果ヲ十全ナラシムルニハ内務省關係ノ諸事業ノミヲ以テシテハ現下ノ失業狀態ニ鑑

ミ不充分ニ付各省關係ノ官營事業ニ於テモ失業者特ニ多キ地方ト認メラル、地域ニ於テ土木建築事業ヲ起興

スル場合ニ於テハ能フ限り職業紹介所ヨリ紹介セラレタル要救済失業者ヲ使用シ又右失業者特ニ多キ地方ト

認メラル地域以外ノ地方ニ於テ事業ヲ起興スル場合ニ於テモ方面委員等ト聯絡ヲ圖ラレ生活困窮者ヲ成ルヘ

ク多數使用セラル、様配慮セラレタシ

### 〔附〕 失業應急資金ニ屬スル預金部低利資金融通事業一覽

イ、各種官營事業(國庫補助關係產業開發事業及失業應急事業ヲ除ク)

1、失業者特ニ多キ地方又ハ其ノ附近ニ於テ施行セラル、モノ

2、事業費總額五萬圓以上ノ土木事業

3、事業費ニ對スル勞力費ノ割合カ二割以上タルモノ但シ國產材料ヲ相當多量使用スルトキハ事業費ニ對スル勞

力費ノ割合カ一割以上ニシテ右材料費トヲ合シ事業費ノ五割以上タルモノ

ロ、産業開發事業

1、國直轄事業

七大府縣(六大都市關係府縣及福岡縣)ニ於テ施行スル國道改良工事ノ地方分擔金

2、國庫補助關係事業(道路、河川、港灣)

失業者特ニ多キ地方ト目セラル、地方及其ノ附近ニ於テ施行スルモノ及右以外ノ地方ニ於テモ失業者多數存シ

爲ニ其ノ施行ニ當リ失業者特ニ多キ地方ト認メラル、地方ニ於ケル工事ト同一方法ニヨリ工事ヲ施行スルモノ

ハ、失業應急事業

失業應急事業トシテ内務大臣ノ認可ヲ經タルモノ

八 失業状況(推定)月報ニ關スル件

(昭和四年八月十二日付發社第四七號) 社會局長官ヨリ各地方長官へ)

貴管下ニ於ケル失業狀況左記様式ニ依リ來ル九月以降例月一日現在ヲ以テ其ノ月ノ十日迄ニ調査報告相成度  
追而本件ニ關シテハ地方職業紹介事務局長ニ對シテモ別紙寫ノ通り照會致置候條御含置相成度

失業狀況(推定)月報

備考	調査事項	給料生活者		日傭労働者		其ノ他労働者		計
		男	女	男	女	男	女	
		計	計	計	計	計	計	
有業者ニ關スル推定數								
失業者ニ關スル推定數								
推定失業者中要救済人員ニ關スル推定數								

註 (一) 有業者及失業者ノ範圍ハ大正十四年十月一日失業統計調査ノ例ニ依リ左ノ通りトスルコト

甲、有業者

- (a) 給料生活者……官吏、公吏其ノ他俸給々料又ハ之ニ準ズル報酬ヲ得テ事務又ハ技術ニ従事スル者
- (b) 労働者……雇傭關係ノ下ニ賃銀ヲ得テ勞役ニ従事スル者ヲ謂ヒ之ヲ  
 (イ) 日傭労働者ト  
 (ロ) 其ノ他ノ労働者トニ分ツ
- (c) 調査ヨリ除外スヘキ者……  
 (1) 學生其他無業者 (2) 雇主 (3) 自營業者 (4) 實收月額二百圓以上ノ給料生活者 (5) 藝娼



妓、酌婦、仲居等 (6) 外國人

乙 失業業者

- (イ) 失業當時給料生活者又ハ労働者タルモノニシテ調査當時現ニ失業状態ニ在ル者但シ日備労働者ニ就テハ調査當時ヲ起點トシ過去一ヶ月間ニ於テ大凡其ノ四分ノ三以上就職セリト認メラル、者ハ失業者ト見做ササルコト
- (ロ) 而シテ失業トハ就業ノ能力及意志ヲ有スルニ拘ハラズ就業ノ機會ヲ得サル状態ヲ謂フ從テ (1) 老衰者 (2) 傷病不具者、酒亂又ハ怠惰等ノ爲就業ニ適セサル者 (3) 任意不就業者 (4) 同盟罷業又ハ工場封鎖ノ爲就業セサル者等ハ之ヲ除外ス
- (二) 朝鮮人ノ數ハ當該労働者總數ノ傍ニ朱書スルコト
- (三) 要救済人員トハ失業者中生活困難ニシテ授職救済ヲ要スルト認メラル、モノ
- (四) 備考欄ニハ當該月内ニ於ケル主要ナル勞力移動及産業状態ノ變化ニ就キ記載ノコト

九 失業狀況推定月報ニ關ルス件 (昭和五年五月二日社發第七五號)  
(社會局社會部長ヨリ各地方長官)  
 標記ノ件ニ關シテハ客年八月十二日附發社發第四七號社會局長官通牒ニ依リ例月御報告相成候處爾今別紙様式ニ依リ御報告相成度

記 失業狀況推定月報

何府縣(何市並隣接地)何月一日現在

業 失	推定數		右ノ内		推定數		人 口		調 査		種 別	
	本月分	前月分	比較増減	本月分	前月分	比較増減	本月分	前月分	本月分	前月分	男	女
											人	人
											計	計
											男	女
											人	人
											計	計
											男	女
											人	人
											計	計
											男	女
											人	人
											計	計

備考	率	
	失業率	比較増減
中要 救済者 推定数	前月分	
	本月分	
備考	比較増減	

註ノ一 有業者及失業者ノ範圍ハ大正十四年十月一日失業統計調査ノ例ニ依リ左ノ通りトスルコト

甲、有業者

- (a) 給料生活者…官吏公吏其他俸給料又ハ之ニ準スル報酬ヲ得テ事務又ハ技術ニ従事スル者
- (b) 労働者…雇傭關係ノ下ニ賃銀ヲ得テ勞役ニ従事スル者ヲ謂ヒ、之ヲ
  - (イ) 日傭労働者ト
  - (ロ) 其ノ他ノ労働者トニ分ツ

(c) 調査ヨリ除外スベキ者

- (イ) 學生、其ノ他無業者
- (ロ) 雇主
- (ハ) 自営業者
- (ニ) 實收月額二百圓以上ノ給料生活者
- (ホ) 藝妓娼婦仲居等
- (ヘ) 外國人

乙 失業者

- (イ) 失業當時給料生活者又ハ労働者タルモノニシテ調査當時現ニ失業状態ニ在ル者、但シ日傭労働者ニ就テハ調査當時ヲ起點トシ過去一ヶ月間ニ於テ大凡其ノ四分ノ三以上就職セリト認めラル、者ハ失業者ト見做サザルコト
- (ロ) 而シテ失業トハ就業ノ能力及意思ヲ有スルニ拘ラス就業ノ機會ヲ得サル状態ヲ謂フ、從ツテ
  - (1) 老衰者
  - (2) 傷病不

員者、酒亂又ハ怠惰等ノ爲就業ニ適セサル者 (3)任意不就業者 (4)同盟罷業又ハ工場封鎖ノ爲就業セザル者等ハ之ヲ除外ス

- (二) 朝鮮人ノ數ハ當該労働者總數ノ傍ニ朱書スルコト
- (三) 要救済人員トハ失業者中生計困難ニシテ授職救済ヲ要スト認メラルモノ
- (四) 備考欄ニハ當該月内ニ於ケル主要ナル労働移動及産業状態ノ變化ニ就キ記載ノコト

註ノ二 (昭和五年五月二日社發第七五號社會部長ヨリ各地方長官へ)

- (一) 調査人口推定數欄ハ有業者推定數ト失業者推定數トヲ合算記入スルコト
- (二) 失業率欄ニハ失業者推定數ノ調査人口推定數ニ對スル百分比ヲ記入スルコト而シテ本欄ニハ朝鮮人分ノ内譯ヲ記入スルコトヲ要セズ
- (三) 失業率ハ小數第一位ニ止メ二位ヲ四捨五入スルコト
- (四) 比較増減欄——減ハ△ヲ附スルコト

十 昭和五年十月以降失業狀況推定月報ニ關スル件

(昭和五年九月二十三日付發社第一二二號)  
社會局社會部長ヨリ廳府縣長官へ

客年八月十二日發社第四七號社會局長官通牒ニ基ク失業狀況推定月報ニ關シ本年十月一日現在以降ノ分左記ノ通り御取計相成度依命此段及通牒候也

左記

- イ、失業狀況推定月報作成ニ際シテハ實地調査其他各種ノ資料ヲ綜合的見地ヨリ參酌相成度旨ハ曩ニ地方長官會議等ニ於テ指示セラレタル所ニ有之尙本年八月三十日發社第四七號失業者調査ノ件通牒ノ次第モ有之旁充分御留意ノコトト存候處來ル十月一日現在ノ失業狀況推定ニ際シテモ右趣旨ニ基キ今回施行セラルル國勢調査ノ際ニ於ケル失業調ヲ最モ有力ナル資料トシテ御參酌相成様致度申ス迄モ無キ義乍ラ爲念
- ロ、推定月報ノ様式推定ノ基準等ニ關シテハ尙從前通り御取扱相成度

### 十一 失業狀況(推定)月報ニ關スル件

(昭和六年七月二日發社第五八號  
社會局社會部長ヨリ廳府縣長官へ)

昭和四年八月十二日付發社第四七號社會局長官通牒ニヨリ例月報告相成居候標記ノ件ニ關シ七月分以後左記ニヨリ御調査ノ上報告相成度追テ右ニ因リ今後其ノ失業者數ニ相當ノ差異ヲ生セル際ハ其ノ旨附記相成度

記

#### 一、日傭労働者ノ失業

日傭労働ノ失業ニ關シテハ昭和四年八月十二日付發社第四七號社會局長官通牒ニヨリ調査當日苟モ就業シ居レル者ハ有業者トシテ之ヲ除キ調査當日現ニ失業状態ニ在ル者ノ内ヨリ過去一ケ月間ニ於テ大凡其ノ四分ノ三以上就職セリト認メラル、者ヲ除ケル數ヲ失業者トシテ計上スヘキ様相成居候處今後ハ調査當日失業状態ニ在リシヤ否ヤヲ問ハス調査當日ヲ起點トシ過去一ケ月間ニ於テ十日以上失業セル者ヲ失業者トシテ然ラサルモノヲ有業者トシテ算定セラレ度

#### 二、失業者中ノ要救済人員

失業者中ノ要救済人員ニ關シテハ前記通牒ニ依リ失業者中生計困難ニシテ授職救済ヲ要スト認メラル、者ヲ計上スル様相定メラレ居候處爾後要救済者ノ認定ノ標準ニ付テハ、昭和六年四月三十日付發社第四八號社會局社會部長通牒ノ要救済者調査要綱中「貧困ノ爲メ生活スルコト能ハサル者」ト同一ノ標準ニ依リ大體軍事法ニ依ル要救済者標準濟生會要救済者標準又ハ方面委員要救済者標準等ヲ參酌シ地方ノ狀況ニ依リ最小限度ノ生活所要額ヲ標準トシテ之ヲ定メラレ度尙最小限度ノ生活所要額ハ一人一日三十錢以内一世帯一日一圓二十錢以内ニ於テ貴官ノ定メラル、

所ニ據ラレ度

尤モ失業者並要救濟者トシテ計上スヘキ者ハ日々就業ノ意思並能力ヲ有スルニ拘ラス就業ノ機會ヲ得サルモノニ限ラルルハ勿論ノ義ニ有之爲念

三、學校卒業ノ未就職者又ハ雇主自營業者ニシテ休廢業ナルモノノ調

學校卒業ノ未就職者及自營休廢業者ニ付テハ本年三月四日付發社第十九號社會部長通牒ニ依リ既ニ御留意中ノコトナラムモ右ハ其ノ標準等ヲ一定セス地方ノ實情ニ應シ適當ニ選定セシメ斷片的ノモノナリトモ報告相成度意嚮ニ有之候條右狀況ヲ査察スルニ足ルヘキ何等カノ資料有之際ハ出來得ル限リ例月月報ニ添へ御報告相成度

海外に於ける失業對策諸資料

所ニ據ラレ度

一一八

尤モ失業者並要救濟者トシテ計上スヘキ者ハ日々就業ノ意思並能力ヲ有スルニ拘ラス就業ノ機會ヲ得サルモノニ限ラルルハ勿論ノ義ニ有之爲念

三、學校卒業ノ未就職者又ハ雇主自營業者ニシテ休廢業ナルモノノ調

學校卒業ノ未就職者及自營休廢業者ニ付テハ本年三月四日付發社第十九號社會部長通牒ニ依リ既ニ御留意中ノコトナラムモ右ハ其ノ標準等ヲ一定セス地方ノ實情ニ應シ適當ニ選定セシメ斷片的ノモノナリトモ報告相成度意嚮ニ有之候條右狀況ヲ査察スルニ足ルヘキ何等カノ資料有之際ハ出來得ル限リ例月月報ニ添へ御報告相成度

海外に於ける失業對策諸資料

# 一、各 國 資 料

## 一九二四年及一九二五年初頭に於ける

### 世界の失業状態

本稿は國際労働評論一九二五年八月號 International Labour Review Vol. XII no. 1 August, 1925から譯載したものである

#### 第一章 英 國

##### 第一節 概 論

英國に於ては一九二四年に於ても矢張り失業は存したのであるが一九二二年、一九二三年に比べると非常に良くなり一九二三年よりは一寸良いのである。左に各年の失業平均率を示すと、

年	次	強 制 失 業 保 險	勞 働 組 合
一 九 二 一	一	一四・一	一五・三
一 九 二 二	一	一四・〇	一五・四
一 九 二 三	一	一一・六	一一・五
一 九 二 四	一	一〇・四	八・一

強制失業保険による数は労働組合による数に比べると失業状態が良好になつて来たことを示すことが少いのであるが、之は一九二五年一月の労働省公報によると失業保険法が度々其後改正されてそれによつて生じた施行上の變革によつて一九二三年に比べると一九二四年の失業者数は増加してゐるのである。

何は兎もあれ英國に於ける失業率は今尙甚大なものである。大戦前の不景氣中労働組合の失業率は成る程平均一九〇八年に七・八 一九〇九年に七・七に達したが一九一〇年には四・七 一九一一年には三・〇に回復した。即一般的に經濟界の不景氣に伴ふ失業は比較的短期間で終つたのである。之に比すると現在の失業は最初豫期したよりも永いと續いて居るのであつて此點により現在の失業の特別な重要性が存するのである。

左の表は一九二三年末からの失業の一般的趨勢を示すものである。  
毎月の失業者數（一九二三年一九二五年）

月 (末)	失業率		職業紹介所登録數
	失業者數	労働組合	
一九二三年十二月	一〇・七	九・七	一、三二七、〇〇〇
一九二四年一月	一一・九	八・九	一、三五九、〇〇〇
同 二月	一〇・七	八・一	一、一九二、〇〇〇
同 三月	九・九	七・八	一、〇九五、〇〇〇
同 四月	九・七	七・五	一、〇八七、〇〇〇
同 五月	九・五	七・〇	一、〇五七、〇〇〇
同 六月	九・四	七・二	一、〇四九、〇〇〇
同 七月	九・九	七・四	一、〇八九、〇〇〇
同 八月	一〇・六	七・九	一、一九一、〇〇〇

月	失業者數	労働組合	職業紹介所登録數
同 九月	一〇・八	八・六	一、二四三、〇〇〇
同 十月	一一・一	八・七	一、二四七、〇〇〇
同 十一月	一一・〇	八・六	一、二三三、〇〇〇
同 十二月	一〇・九	九・二	一、三一九、〇〇〇
一九二五年一月	一一・五	九・〇	一、二八七、〇〇〇
同 二月	一一・六	九・四	一、二八七、〇〇〇
同 三月	一一・四	九・〇	一、二四九、〇〇〇
同 四月	一一・二	九・四	一、二五一、〇〇〇

此の場合に於ては毎月の失業の高低と毎月の卸物價の變動との間には通常存在する相互的關係は存してゐない。物價指數は失業と同傾向を示し一九二四年の前期には一寸下り後期には上つた、だから兩者の相對的關係は通常見ると逆になつてゐるのである。即毎月の變動でなしに毎年の數を調べると此の逆の相互的關係が明になる。

年	次	労働組合ノ失業者ノ平均率	卸物價指數 (一九一三年=一〇〇)
一九二一年	一	一五・三	一九七・二
一九二二年	二	一五・四	一五八・八
一九二三年	三	一一・五	一五八・九
一九二四年	四	八・一	一六六・二



前記の数は従業と物價との二者の變動間に一般的一致の存することを示す一適例とすることが出来る。  
 就業に於ける回復が示されたものよりも大でないことを思へば英國に於ては他の諸國と同様に失業は事業環と密接な關係を有してゐるが失業が永續してゐることは大部分其の他の重要な分子就中外國貿易の不況に因るものであると推論して誤りはない。

直接又は間接に船舶業と關係のある諸産業は最大なる打撃を受けるものゝ一である。左表は一九二三年七月及一九二四年に於けるかゝる諸産業の地位を示すものである。

事業別	失業率		一九二四年七月ノ被保險者數
	一九二三年七月	同 一二月	
造船業	四三・二	三四・二	二五五・〇九〇
船舶工業 船舶ボイラー	二二・二	二二・二	六一・一一〇
運河、河川、船渠、港灣労働	二七・一	二二・五	一九五・四七〇
船舶荷扱	一八・六	二二・一	一一九・二二〇

造船業は一九二四年末に於て依然他の産業に比し一番率が高かつたのである。かゝる非道い失業が引續く爲約十萬の労働者が該事業を離れ他に職を求めた。造船業に於ける失業被保險労働者數は一九二二年の三五一、二三〇から一九二四年七月の二五五、〇九〇に減じた。だから一九二二年七月の失業率三六・八は實數にすると二二九、〇〇〇人で一九二四年二月の三一・九は僅に八一、〇〇〇人の失業者となる。

運河及河川、船渠及港灣労働者及船員間にも等しく失業は頑強であつたが彼等は各自の産業に踏み止つて居た。そ

は一九二二年から一九二四年七月迄かゝる産業に於ける被保險労働者の數が實際に於て一向變らぬことで明である。失業が非常に非道い一つの産業は冶金業に屬するものである。

事業別	失業率		一九二四年七月ノ被保險者數
	一九二三年七月	同 一二月	
溶鑄及鐵製煉爐、ローリン	九・九	一一・四	三〇、一九〇
溶鑄爐及鐵製煉爐、ローリン	二〇・九	一七・一	二〇七、二七〇
グ磨機及鍛鐵場	一五・九	一三・一	四〇、〇三〇
眞鍮、銅、亜鉛、錫及鉛ノ製造	三・五	三・六	二九、二六〇
鐵力板ノ製造	一九・九	一四・九	二七、二二〇
鐵及鋼管製作	九・八	九・八	二四、四九〇
針金工場	九・八	九・八	二四、四九〇

冶金業労働者の大多數を占めてゐるもの即溶鑄及鐵精煉工場、ローリング工場及鍛鐵場では全労働者數は一九二三年七月の二一五、〇〇〇から一九二四年七月の二〇七、〇〇〇に減少してゐるけれども一九二四年の事業不振は一九二三年の失業状態の改善を消して餘り有るのである。溶鑄爐では失業割合は一九二三年七月以後殆ど二倍になつてゐる。鐵力工業では失業は一九二四年一〇月までは僅であつたが一九二四年十一月には一六%に急増し一九二四年十二月には四五%に一九二五年二月には四五、五%に上つてゐる。

陶器業及ガラス製作業も亦失業の最非道い部門である。

事業別	一九二三年		一九二四年		一九二四年七月ノ被保険者數
	七月	同二月	七月	同二月	
陶器、土器及磁器	一三・二	一四・六	一一・六	一九・四	七三、二五〇
壺	二二・七	一八・五	一七・五	一八・五	一八、〇四〇
其ノ他ガラス器製造	一五・四	一一・六	一二・五	一二・二	二六、九八〇

殊に陶器業に於ては一九二三年よりも一九二四年に状態が非常に悪化して居る。上記三種の事業に於ては労働者數は何等變つてゐない。

依然非道いとはいふものゝ器械工業及鐵鋼鑄造工業では一九二三年よりも一九二四年では非常に良くなつてゐる。即左表の通りである。

器械工業及鐵鋼鑄造工業

事業別	一九二三年		一九二四年		一九二四年七月ノ被保険者數
	七月	同二月	七月	同二月	
失	二〇・四	一八・三	一三・五	一三・七	六二七、〇〇〇

前記の率が減少してゐるのは一は實際失業者數の減少(一九二三年七月には一三七、〇〇〇一九二四年十二月には八六、〇〇〇)及同業に於ける全労働者數が約五〇、〇〇〇減少し(一九二三年七月六七五、〇〇〇一九二四年七月六二七、〇〇〇)たことに基くのである。

石炭鑛業では失業状態は大變他のものとは違ふ。即、

事業別	一九二三年		一九二四年		一九二四年七月ノ被保険者數
	七月	同二月	七月	同二月	
石炭鑛業	三・〇	二・四	六・八	七・九	一、二六六、三五〇

一九二四年末に於て失業率は普通よりも低かつた。一九二二年七月より本業に於ける労働者全數は一、二六七、六一〇から一、二六六、三五〇に増加し九八、七四〇人の増加であつて此は十二月末の失業者數(九九、二七五)に殆ど同じ數である。當時に於てルール地方に於ける石炭採掘停止の爲に刺戟されて英國の石炭鑛業は常態に復しつゝあつたといふことが出来る。所が一九二五年の初の數ヶ月に於て状態は段々悪くなつて来て最早常態に復しつゝあるものといふことを得なくなつた。一九二五年五月末では一九九、二四九人の鑛夫(被保険者全數の一五・八パーセント)が失業してゐた。一九二五年七月初迄に失業せる鑛夫數は三〇〇、〇〇〇を突破した。爲に之が事態に付て下院に於て問題になつた位である。現在迄には未だ何等取るべき手段に付て決定されてゐない。

主たる産業である織維工業では失業は他の諸工業の平均と同じ位であるが一九二四年中にいくらか状態は良くなつた。

事業別	一九二三年		一九二四年		一九二四年七月ノ被保険者數
	七月	同二月	七月	同二月	
失	一七	一七	一七	一七	一九二四年七月ノ被保険者數

綿花 毛織又ハ毛絲 絹 麻 黄 大 織物、漂泊、染色、捺染	一九二三年		同		一九二四年		同	
	七月	十二月	七月	十二月	七月	十二月	七月	十二月
綿花	二一・三	一一・〇	一一・五	七・〇	七・〇	五六一・三九〇		
毛織又ハ毛絲	八・三	九・九	七・〇	九・二	九・二	二六〇・八九〇		
絹	六・七	九・六	四・二	七・二	七・二	四一・七二〇		
麻	一九・七	一五・一	一二・〇	一一・〇	一一・〇	八三・一三〇		
黄	一〇・九	一〇・一	九・二	一〇・一	一〇・一	四一・二二〇		
大	一四・八	一二・八	一三・九	一四・五	一四・五	二〇・六〇〇		
織物、漂泊、染色、捺染	一一・七	一二・四	一二・二	一一・八	一一・八	一一七・〇〇〇		

棉花及毛織業に於て一九二四年の失業率が下つてゐるのは幾分かは棉花で一萬四千、毛織で一萬三千減少したことに基く。  
之よりもつと手のかゝつたものを製造する事業では之と反對に一九二四年には悪い状態にあつた。

事 業 別	一九二三年		同		一九二四年		同	
	七月	十二月	七月	十二月	七月	十二月	七月	十二月
メリヤス	七・七	八・四	五・九	九・〇	九・〇	九三、四一〇		
レ	二五・一	一六・五	一七・六	二〇・六	二〇・六	二〇、三三〇		
絨	五・一	四・一	六・六	七・二	七・二	二六、九六〇		

衣服製造業では季節的高低はあるけれども従業はどうかかうか安定してゐた。

事 業 別	一九二四年		同		一九二四年		同	
	七月	十二月	七月	十二月	七月	十二月	七月	十二月
裁断業	六・七	一一・四	六・四	一一・六	一一・六	一八九、四五〇		
洋服業及婦人帽子業	六・三	九・三	五・三	九・九	九・九	一〇六、三九〇		
帽子製造業	八・二	一三・五	八・三	一二・五	一二・五	三三、六三〇		
不衣製造業	七・四	八・八	五・七	九・二	九・二	七二、〇八〇		
足履キ製造業	一〇・五	九・八	七・五	一一・八	一一・八	一四二、四九〇		

洋服業及婦人服製造業では労働者總數が一九二三年に比し一萬減少してゐる、しかし裁断業で約三千増し下衣業で五千人増してゐるから僅の減少となるのみである。

印刷、出版、製紙業では状態は安定してゐた。失業は著しく普通以下で労働はほと普通であつた。建築及家具等では失業は減つてゐる。即、

事 業 別	一九二四年		同		一九二四年		同	
	七月	十二月	七月	十二月	七月	十二月	七月	十二月
建築業	一一・二	一三・六	九・九	一一・九	一一・九	七二一、五六〇		
家具製作及室内裝飾業	七・七	七・三	七・〇	六・一	六・一	九六、七六〇		

一九二三年以後労働者數は建築業で約四千、家具業で二千増加してゐる。

公共事業 Public Works の状態は該事業を奨励する政府の努力を考へると驚くべきものがある。即失業は増加し充分普通以上の程度である。即

事業別	失業率		一九二四年七月ノ被保険者數
	一九二三年七月	同 一二月	
公共事業	一八・五	一八・九	一三〇、五八〇
事 業	一七・三	一七・四	

労働者總數の増加は一九二三年から一九二四年迄に僅約七千にすぎない。公共事務従事者 Public Services 間では失業は比較的に僅である。此種労働者の相当部分はその雇傭が安定してゐるからといふので強制保険から除外されて居る。それで左の統計には含まれてゐない。

事業別	失業率		一九二四年七月ノ被保険者數
	一九二三年七月	同 一二月	
瓦斯、水道、電氣供給	七・一	六・三	一七一、五五〇
鐵 道	六・〇	五・九	一七三、二一〇
電 車	三・一	三・五	一一九、三二〇
中 央 政 府	一一・一	九・八	一六〇、九七〇
地 方 官 廳	五・九	六・六	二四三、七一〇

中央政府及地方官廳に備はれてゐる保険加入の労働者數が一九二三年から一九二四年迄に約二萬三千減じてゐるこ

とは注目に價する。此の事は當該事業が急には必要ではないのであるがそれを企て公益事業者を雇傭することに成功した所謂「生産」的失業救済を計劃した諸國に於ける状況とは幾らか違ふのであつて經濟上直に考慮すべき問題であらう。

第二節 労働分布状態の變化

本期間に於て労働者が減少したものを擧げると造船業で十萬、機械工業で五萬、卸賣業、財政金融及保險會社で四萬、棉花、毛織業で二萬五千である。これに反して増加したものをあげると小賣業の被保險被傭人數に於ては一九二三年以來九萬、一九二二年から勘定すると三十五萬等の増加である。石炭鑛では一九二三年以後何等増加はないが一九二二年から勘定すると十萬人増加して居る。

農業が不幸にして強制失業保險範圍外に置かれて居るからして工業から農業への労働移動に付ては統計は何等明にする所がない。同様に色々な方法で以て奨励された婦人労働者の家事に歸る者に付ても同様であつて何等分明してゐない。戦争によりて持ち來され又該産業に於ける特別甚大な失業の主因の一と認められて來た冶金業及機械工業並に造船業に於ける事業の擴張が今尙影響を及してゐるか如何かを示す統計もない。といふのは該産業に於ける分類が變つたからである。しかし一九二三年から兎に角該産業に従事する労働者數に急減があり又若し失業にして將來に於て保合又は増加することがあれば此の失業は多分戦争中の擴張し過ぎたとは別な原因から生じたものと見なければならぬと云はれてゐる。

或種建築業に於ける労働の不足に付てはまだ該産業に従事する労働者の激増でもまだ追付かない。英國では又國內の現在の餘剩勞力を植民地及屬領に移出しようと度々努力が繰返されたが未だ此の先一時繰返さ

れるであらう。然し純移出即移入者及歸國者との純差は一年約四十萬である人口の平常の増加よりも非常に少いのである。純移出は一九二〇年に十九萬、一九二一年に十二萬八千、一九二二年に十萬六千、一九二三年には十九萬九千、一九二四年に一千二百六十二である。此の移出者がなければ失業はもつと非道かつたであらう。しかし此の移出数は毎年就職する年齢に達する者の數よりも非常に少いことは注意せねばならぬ。

第三節 外國貿易

輸出貿易の回復は一九二一年になつて再び始り今日に至る迄引續いて居る。

外國貿易毎年額一九一三年及一九二〇年——一九二四年

(百萬磅スターリング、一九一三年の價で)

年次	輸入	輸出	再輸出	平均労働組合失業率
一九二〇年	七六八・七	五二五・三	一〇九・六	二・一
一九二一年	六七九・七	三七二・五	九八・九	二・四
一九二二年	五七〇・九	二六一・六	八六・一	一五・三
一九二三年	六五九・四	三六一・八	八九・三	一五・四
一九二四年	七三五・七	四〇四・四	九四・〇	一一・五
一九二五年	八二五・七	四二〇・六	一〇六・二	八・一

右に見る如く失業の減少と輸出増加とは相伴つてゐるのであつて輸出は一九一三年よりも著しく下つてゐるのである(約二〇%) 此等の事實によつて見るも貿易の逆調が失業の永續の主たる原因の一であるといふことがわかる。

貿易状態は一九二四年末にはより悪かつたが一九二五年一月二十九日の商務院時報によると此は主として單に一時的原因の結果であらうと思はれるといつてゐる。其の當時には外國人は其の資本を倫敦に送ることが特別に有利であることを知つてゐた。利率は紐育よりも高く英國が金本位に復する確信を増しつゝあり、其の回復の時こそ磅價が昂騰するのである。此の磅價の確信からする倫敦へのバランスの振替は米國からだけではなく濠洲や歐大陸からも爲されたのである。外國資本が或る國に存在することは外國商品の輸入を増加せしめることになる。上掲の表で見ても一九二四年に於ける輸入は一九一三年よりも非常に多いのである。しかし此の英國が金本位に復すること(今は最早既に行はれぬ事實だが)を豫期しての外國資本の流入に次いで外國に對する資本の再歸となるのでこれは英國輸出貿易の増加又英國の貿易に對する刺戟を意味するのである。だから一九二四年末の不景氣が激しくなつたことは一時的原因に基くものであつたのである。

しかし此等の諸原因が止んだらとても英國は外國貿易に關して以前よりも良い地位になるといふことは請合はれない。實際上では外國貿易の状態は一九二五年の第一回半期の間にまだより悪くなつた。一九二五年五月十六日の「エコノミスト」所載の「外國貿易の行方」と題する論文によると一九二四年及一九二五年兩年の第一回半期の數字を示すと、

(單位百萬磅)

國名	輸出	輸入
一九二四年	一九二四	一九二五
一九二五年	一九二四	一九二五

歐洲諸國	八七	一〇四	六四	六八
其ノ他ノ非歐洲諸國	六五	七七	一四	一五
主たる英屬領 (但シ愛蘭ヲ除ク)	五六	六二	三五	三七
合計	三〇一	三五一	一九三	二〇八

一九二五年の第一回半期の輸入は前年同期に比し五千萬磅多いのである。所が輸出は僅一千五百萬磅増加してゐるのみである。

#### 第四節 金融状態

一九二〇年から實行された通貨の收縮の政策が最近数年の甚大な失業の主因であるといふ前大蔵大臣スノーデン氏の説を支持する多くの官憲がある。所が最近數ヶ月間に實際上收縮があつた形跡は存してゐない。實際上では卸賣相場は一九二四年七月の一六二・六から十二月の一七〇・一に上つてゐる此の物價の騰貴は英國の産業を刺戟したのであるが其の効果は色々な他の分子の影響殊に磅價の高い爲に輸入が増加したこと並にルール地方の占領によるのでそれ迄は活況を呈してきた石炭鑛業が退歩したことによつて消されてしまつた。加之實際上收縮がなくても尙今後收縮が行はれるといふ脅威は常に多少存したのであつて之は事業界の信用の一般状態に多大に影響する所のものであつて其の一般状態により新しい事業の擴張が依據してゐるのである。

金本位が再び行はれる様になつたのであるが尙一の危険が残つてゐる。米國で現今の騰貴の後に物價の下落があ

ると——これは遅いか早いかわりさうなのであるが——英蘭銀行は磅を金輸送點以上に保つ爲には銀行利子を上げねばならぬ。それは既に一九二五年三月に四%から五%に上げられて居るのである。簡言すれば金本位の回復と共に英國物價のレベルをして米國物價のレベルをして米國の物價と同じ道筋を廣く従はしめる様にせねばならぬといふことが英蘭銀行には必須なことになつたのである。米國の物價の下落に従ふ英國物價のレベルの努力された下落は現今の状態の弱味を考へるなら英國の産業に對する大なる脅威である様に見える。

### 第二章 英國屬領

英國に於て爲された餘剩労働を屬領並に植民地に振向けるといふ努力は餘り成功はしなかつた。其の理由は明に第一は労働者殊に家族を有する者は容易には移動することが出来ぬこと、第二には屬領自身に於ても既に産業労働者中に失業が存するといふことである。加之屬領が一番必要とするものは農業労働であつてこれは母國がよく供給し得る所のものではない。

#### 第一節 加 奈 陀

失業は一九二四年には一九二三年よりも又一九二二年よりさへも著しく悪かつた。労働組合の失業平均率は一九二三年の四・九%及一九二二年の七・〇%に比して一九二四年には七・二%である。一九二二年の恐慌に際しては二・五%であつた。

一九二二年の特別非道い失業は物價の暴落に應じてゐる。しかし過去三年間は失業の高低と物價の變動との間には外見上の關係は存しなかつた。即物價は實際では安定してゐたし(平均指數一九二二年=一五二、一九二三年=一五

三、一九二四年一五五・一又米國と同様に一九二四年末及一九二五年始に當つて(一九二五年二月の指數一六四・五)騰貴する傾向を示してゐた又輸出の變動とも外見上の明な關係は存してゐなかつた。即輸出の毎月平均額は一九二二年は七千四百萬弗、一九二三年には八千五百萬弗、一九二四年には八千八百萬弗であつた。

第二節 南亞弗利加

前諸年の危険な状態は一九二四年で良くなつたが白人失業者数は同年末に於て未だ七萬五千と見積られた。勞働大臣の報告によると此等の内一萬以上は十二月に於て臨時授職事業に就業した。失業の一般原因調査の爲に勞働評議會によつて任命された委員會は二つの根本的な事柄に注意を促してゐる。一は南亞特有なものであるが白人勞働と黒人勞働との間の職業の分配の問題である。も一つは多くの國に普通なものであるが、戦時の通貨膨脹に續く通貨收縮政策である。當局の調による卸賣相場指數は(一九一三年を一〇〇として)一九二〇年一三三・三、一九二一年一六〇・四、一九二二年一八二・八、一九二三年二二六・六、一九二四年二二八・七である。世人も知る如く南亞聯邦は本年七月一日に金本位を回復したのである。

第三節 濠太利

一九二三年の良くなつたのに續いて一九二四年には従業は減少した。即左の失業勞働組合員の率を示す通りである。

月	次	一	九	二	三	年	一	九	二	四	年
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

三	六	九	十	月	月	月	月	月	月	月	月
七・二	七・一	七・四	六・二	七・六	八・三	九・五	一〇・三	七・二	七・一	七・四	六・二

一九二四年十二月の率を實數に表すと四萬一千人の失業者となる。此處では他と同様に本問題の金融的觀察を注意せねばならぬ。議會の討議に於てエフ・マグドナルドは失業は政府が救済し得べかりし外國爲替の不安定な状態に由るものと云つてゐる。此に答へて總理大臣ブルースは爲替を安定させることは極めて困難な問題であつて通貨の膨脹は直に貨金の購買力を減少せしめるものであるとして其の危険に論及してゐる。爲替問題は通貨膨脹問題と密接な關係を有つて居るからして急激な行動は同國の貨銀稼得者に對して危険なる結果をもたらすと語を次いてゐる。

物價指數は(一九一三年一〇〇)は一九二四年一月には一八二・四であつたものが八月には一六九・四に下り十二月には再び一七二・六に上つてゐる。一年中の平均指數は一九二三年の一七八・七に對して一七三・三であつた。

第四節 印度

印度は此迄異例的な暴風による飢饉の期間を除いては失業を免れて居たのであるが、慢性的失業の問題は今や英印の中流階級間に現れた。

第三章 和蘭

和蘭は英國と同じく失業が最暴威を振つてゐる國の一である。一九二〇年に平均五・八であつた失業指數は一九二一年には九、一九二二年には一一に上つた。一九二一年の恐慌で影響を受けた諸國の大部分では一九二三年の状態は追々良くなりつゝあつたのだが、和蘭では依然状態は悪化し失業指數は平均一一・二になつた。幸にして一九二四年には著しく改善された。一月には例外的に高率な季節的失業があつたに拘らず一九二三年、一九二二年、一九二一年の同期より充分下つてきて數ヶ月にして比較的良い年になり一九二〇年の状態に近付いた。

失業指數並に卸賣物價指數 一九二〇年—一九二四年

月次	失業率				卸賣相場一九二四年
	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	
一	八・七	一三・八	一七・〇	一九・七	一五六
二	六・九	一三・五	一八・八	一五・八	一五八
三	六・四	一一・五	一二・〇	一一・九	一五五
四	六・七	九・六	一〇・一	九・〇	一五四
五	六・二	七・七	八・九	八・五	一五三
六	五・〇	六・六	八・一	八・二	一五一
七	四・二	六・二	八・三	九・四	一五一
八	四・二	六・〇	八・一	九・七	一五一
九	三・三	五・六	八・〇	一〇・〇	一五八

一〇	三・二	五・七	八・四	九・六	一六一
一一	五・二	八・一	一〇・〇	一〇・〇	一六一
一二	一〇・二	一三・七	一三・四	一三・七	一六〇

卸賣物價指數は一九二〇年には二九二、一九二一年には一八二、一九二二年には一六〇、一九二三年には一五一、一九二四年には一五六

卸賣物價指數は一九二〇年から一九二三年迄引續き下落し一方失業は増加して行つた。又卸賣物價指數は一九二四年に上昇していつた一方失業は減じた。此は物價の變動と失業の高低との間に存する一般的相互關係の存在を示す適例である。

十二月迄に物價は再び下落し引續き一九二五年一月、二月も下落した。物價指數は一九二五年一月に一六〇、二月には一五八であつた。しかし此の下落は十二月の割引歩合の五%から四%への引下によつて消されてしまつたらし。

和蘭では他の多くの諸國と同様に外國貿易は勞働市場に比較的に餘り影響をしない様であつた。此を實際に見れば一九二〇年から一九二三年に至る引續いて失業の増加してゐる一方輸出の方では重量並に價格共可成り著しく増加をしてゐるのである。一九二四年には此の増加は殊に著しくて勞働市場の改善に著しい好影響を及さねばならなかつたのである。



第四章 スカンディナヴィア

スカンディナヴィア諸國の一九二三年に示した従業に於ける改善は一九二四年にも引續いた。  
失業、物價、爲替相場 一九二三年——一九二四年

月次	丁抹		諾威		瑞典	
	失業率	卸賣物價指數	失業率	卸賣物價指數	失業率	卸賣物價指數
一九二二年一月	一九・三	一一八・一	一四・一	二二三・三	二三・一	一七三・三
一九二二年二月	一二・七	一二〇・〇	九・二	二二三・二	一二・五	一六三・九
一九二二年三月	一〇・五	一二三・四	六・八	二六七・一	一〇・一	一六二・〇
一九二二年四月	一一・〇	一二三・三	九・一	二五一・一	一三・六	一六一・一
一九二二年五月	一一・三	一二二・七	八・二	二六一・一	一三・四	一六一・一
一九二二年六月	一八・四	一二二・八	七・八	二六四・一	一三・九	一六一・一
一九二二年七月	九・三	一二二・五	七・六	二六三・一	一三・六	一六一・一
一九二二年八月	六・一	一二二・九	六・一	二六一・一	一三・六	一六一・一
一九二二年九月	五・一	一二三・〇	四・三	二六二・一	七・六	一六〇・一
一九二二年十月	五・三	一二三・三	三・一	二六二・一	七・四	一五八・一
一九二二年十一月	五・四	一二三・一	三・九	二六一・一	六・二	一五七・一
一九二二年十二月	五・五	一二三・四	五・二	二七二・一	六・六	一五七・一
一九二三年一月	六・五	一二三・一	三・七	二七三・一	七・〇	一六三・一
一九二三年二月	八・六	一二三・二	八・二	二七六・一	八・四	一六七・一
一九二三年三月	一三・二	一二三・四	一八・八	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二三年四月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二三年五月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二三年六月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二三年七月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二三年八月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二三年九月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二三年十月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二三年十一月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二三年十二月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二四年一月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二四年二月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二四年三月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二四年四月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二四年五月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二四年六月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二四年七月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二四年八月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二四年九月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二四年十月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二四年十一月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一
一九二四年十二月	一三・二	一二三・四	一七・七	二七九・一	一〇・五	一六七・一

此の改善は丁抹及諾威では物價騰貴、瑞典では物價保合と一致してゐる。  
三國共外國貿易は一九二四年に著しい發展をした。

貿易額 一九二二年——一九二四年 (單位百萬冠)

年次(毎月平均)	丁抹		諾威		瑞典	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
一九二二年	一一二・一	九八・八	一〇八・八	六四・四	九三・三	九三・三
一九二三年	一五九・九	一二八・八	一一〇・〇	六八・八	一〇八・八	九三・三
一九二四年	一八九・九	一六四・四	一二七・七	八七・七	一一七・七	一〇四・四

丁抹では冠價の安定が現今政府の最力を入れてゐる問題の一である。一九二四年三月には磅との爲替相場を安定さす爲に特別な基金を作つたが丁抹通貨を下落せしめる諸要素は案外根強く五百萬磅の基金では其の變動を阻止するには不十分であつた。で急製の方策が立てられて同年末には國立銀行に或る種の特權を賦與する法律が通過した。其の代りに此の發行銀行は丁抹の冠を六十五金エーレ以下に下ることを防ぎ又弗相場(實價三・七五冠)を一九二五年上半期には五・七五に維持し一九二六年末迄には序々に五・三迄下げることを引受けた。此の通貨收縮の方策に含まれる失業増加の危険は充分當局の熟知する所であつたが、當局は確然と回復された安定の徴候を示してゐる丁抹の貿易と産業的並に經濟的生活とが、或は起るかもしれない物價の適當な下落に伴ふ結果を乗り切る上に於て、何等かの困難が伏在すると考へる理由は何もないものと考へてゐる。

諸威では失業と通貨問題との關聯は同様考慮されてゐる。總理大臣が議長となつて一九二五年一月二十八日二十九日の兩日開催された國民經濟會議では労働組合聯合會頭のオール・リアン Ole Lian は政府の補助を受けてやつてゐる建築業の繼續の如き澤山の方策を續行すべきこと、並に外國通貨の取引を規制する廣い權限を賦與さるべき中央爲替調節局を作るべきことを要求した。同會議では失業視察官フヴィヤステン Huiasten が米國への移民に加へられた制限の效果に付て注意を促した。即米國への諸威の移住民數は戦前には毎年二萬であつたのが現在許された割當は僅六、四五三人に削られてしまつたのである。

瑞典では一九二四年四月一日に行はれた金本位制への復歸によつて物價は相對的に安定してゐる。爲替關係によつて多大な金の輸出となり銀行の準備金高は一九二四年一月の二億七千一百萬七千冠から同十二月の二億三千七百萬冠に減少してゐる。

### 第五章 芬蘭及バルチツク諸國

失業は依然そんなに多くはないのであるが公立職業紹介所の數字から見ると一九二四年には著しく増加した様に見える。左は三國に於ける公立職業紹介所の求職申込數である。

月次(月末)	芬	蘭	エストニア	ラトヴィア
一九二四年一月	一、六一五	二、五〇二		二、五四〇
一九二五年一月	四、八九六	三、七二〇		四、四五七

リトニアの數字は全くわからない。

公立職業紹介所の求職數は一般に失業者實數より餘程少いと思はれてゐる。此の常識的な事實はラトヴィアに付ては一九二五年二月末には約一萬の失業者が存在するといふ議會に於ける労働大臣の演說で以て實證された。然し事實さうであつたとしても此の數字を國民の全人口(約百八十萬人)に比すると失業はさう大したことはない様に考へられる。

### 第六章 波蘭

此處でも亦一九二四年には失業は増加してゐる。

失業、物價、爲替相場 一九二四年——一九二五年

月次(月末)	職業紹介所に於ける失業者數	卸賣物價指數(一九二四年=100)	弗相場
一九二四年一月	一〇〇、五三〇	一一一・二	
同 二 月	一一〇、七三七	一一一・九	
同 三 月	一一二、五五三	一一〇・五	
同 四 月	一二一、〇〇〇	一〇九・一	
同 五 月	一二八、〇〇〇	一〇四・〇	
同 六 月	一三六、一〇〇	一〇〇・六	
同 七 月	一四九、〇九七	一〇二・三	一〇〇・三

同	同	一	同	同	同	同	同
三	二	九	一	一	一	九	八
月	月	年	一	一	一	月	月
月	月	年	二	二	〇	月	月
一八五、四〇〇	一八四、四三〇	一七五、〇二〇	一五九、〇六〇	一五〇、一八〇	一四四、八六〇	一五五、二四五	一五九、八二〇
一二一・六	一二一・一	一一九・五	一一八・三	一一六・六	一一六・六	一一二・四	一〇九・二
一〇〇・六	一〇〇・六	一〇〇・六	一〇〇・五	一〇〇・五	一〇〇・四	一〇〇・四	一〇〇・四

一四二

上に見る如く物價は前の六ヶ月間下落してから急激に上つた。一九二四年五月以來ツロツテイと弗の間に保たれてゐた關係で見ると波蘭の物價の變動は米國の物價のそれに必然的に従ひつゝあるといふことを明かにして居る。加之、割引歩合は一九二四年十一月に割二分から割一に下げられた。

しかし物價の騰貴と割引歩合の引下によつて與へられた刺戟は他の影響によつて消されてしまつた様に見える。外國貿易の額は一九二四年には前年よりも大であつた。しかし輸入は輸出よりも増加の程度が多い。

同	一	一	一
二	九	九	九
月	二	二	二
月	年	年	年
月	年	年	年
一五	一六九	一二三	九三
一〇三	一〇七	一〇五	一〇〇

首相グラブスキは此の事態に於て説明して一九二五年四月一日の豫算委員會に於て説明して曰く。

『貿易逆調は我等の凡ての注意を惹いてゐる。それは明かに或種の産業では輸入税の引下の結果として物價は低落に至らなかつたからである。物價低落どころか工場にして外國品の賣さばきに轉じたるものが多數ある。故に政府の政策は勿論變更せねばならぬ。一番重要なことは失業者の爲に職を見付け輸入を制限することであつて、此の方針こそ今後の政府の關稅政策の基礎となるであらう。一九二四年に取られた政策は最早之を用ふることは出来ない。即輸入額が經濟組織にとつて眞の危険であるから、此の貿易の逆調の結果波蘭銀行の準備金を減少された爲に政府が紙幣發行の爲に使用しようと思つて米國債を起したに拘らず通貨の増大を妨げてゐる。』

一四三

首相は更に語を次いで、政府は出来る限り消費者を保護することを続けるのであるが、しかし現在では労働者が輸入税廃止により安い物價で物を買ふことが出来るよりも、職を得ることの方が更に重要であると考へると述べた。

**第七章 チェツコスロヴァキア**

此處では一九二四年には失業者は著しく減少して居る。同年十二月及一九二五年一月に一吋増加したのは季節的分子に基づくのである。

失業と物價 一九二四年—一九二五年

月次	失業者数	卸賣物價指數 (一九一四年七月=100)
一九二四年一月	一九三、一〇五	九九九
同 二月	一九五、八七二	一、〇二一
同 三月	一八〇、〇〇二	一、〇〇八
同 四月	一四〇、〇〇一	一、〇〇一
同 五月	一〇八、三六三	九六八
同 六月	八五、九六六	九五三
同 七月	七九、〇三六	九八六
同 八月	七八、七七四	九八二
同 九月	七三、〇〇六	九九九

年次	卸賣物價	輸出入
一九二四年十月	七一、九三八	一、〇一三
同 十一月	六九、九六五	一、〇二四
同 十二月	八一、〇四〇	一、〇四五
一九二五年一月	八三、六三一	一、〇四八
同 二月	七九、九二〇	一、〇三四
同 三月	一一、八八四	一、〇一九

卸賣物價は一九二三年のレベル以上に上らうとする傾向があつたけれども(一九二三年平均九七七、一九二四年九七七)本期中稍安定してゐた。終に外國貿易額は著しく増加した。

年次	輸入(單位百萬チェッコ冠)	輸出(リ)
一九二三年	八四四	一、〇四八
一九二四年	一、三二二	一、四一四

**第八章 埃 太 利**

埃太利では一九二四年は一九二二年末に通貨が安定したときに始つた失業が依然として引続き且つそれ所か其の度を増してゐる。

失業並に物價 一九二四年—一九二五年

月次(月末)	救済金受取者數	卸賣相場指數 (一九一四年前半期=100)
一九二四年一月	一一九、七六六	一八、七四八
同 二月	一二五、七八三	一九、一五八
同 三月	一〇六、九〇八	一九、一二〇
同 四月	八二、五二四	一九、四六五
同 五月	六八、九六九	一九、四六五
同 六月	六三、五五六	一八、二八二
同 七月	六六、四五七	一九、一三三
同 八月	七四、一九一	二〇、一三六
同 九月	七七、五五〇	一九、三七三
同 十月	八九、〇一六	二〇、〇八六
同 十一月	一一三、四八四	二〇、七六六
同 十二月	一五四、四九二	二〇、七五四
一九二五年一月	一八七、一〇一	二一、一八一
同 二月	一八八、九一九	二一、〇八一
同 三月	一七六、四四一	二〇、五四八

同 四月	一四八、三一七	二〇、〇五八
同 五月	一三〇、五三五	一九、八五四

失業は此の如く引續き悪化し一九二五年二月には救済金を受くる者一八八、九一九人のレコードに達した。率に直すと丁度勞働者全數約一六%に相當する。しかし同時に卸賣物價指數は微かに上昇する傾向はあつたが比較的安定してきた。だから一九二三年と同様に金融の膨脹並に物價の騰貴が急激に止つたことに因つて又低い爲替から生ずる輸出上のプレミアムがなくなつたことによる産業混亂によるものとするは出來ぬ。

一九二四年六月と一九二五年二月の間に三度失業者が増してゐるが其の原因の一是佛蘭西爲替に於ける投機が不成功に終つた爲による澤山の銀行の破算並に清算によるものである。此等の失敗の直接の結果は銀行員等の一齊解雇であつたが亦間接的には塊太利に於ける資本の不足の度を更に増して産業の發展を制限したのである。破産の一ヶ月平均は一九二四年一月の二〇から三月の三八迄に上り十一月に最高五九に達する迄は其の邊に止つてゐた。

信用も亦割引歩合を引續き引上げるによつて制限された。即五月には九%六月には一二%八月には一五%に上昇した。尤十一月には一三%迄下つたのである。一方外國貿易は増加した。

年次(毎月平均)	輸 入 (百萬金冠)	輸 出 (同)
一九二三年	一六〇	九三
一九二四年	一九三	一〇五

貿易は逆調であることを注意せねばならぬ。

失業の實数はさて措いて失業の性質及期間は失業者の實数よりもより現下の状況の切迫せる特徴を表してをる。永久に失業者の残りは存する様に見える。其れ等の者の爲には根本的な対策は移住で海外で職に就くことであらう。最近ウイナ労働者會議所は首相に一の覺書を交附して失業者五萬人を一團的に移住せしむる目的の爲に商議を始めんことを求めた。

奧太利が失業の主たる対策を國內的改革に求むると同様に國際的協約にも求めねばならぬといふ信念を有せる事は國際聯盟事務總長の第二十五回の報告中奧太利に付て述べて居る所からも明である。

### 第九章 匈牙利

匈牙利の失業統計は失業せる労働組合員の數に基くものである。失業率は一九二三年九月の六・六%から十二月の九・二%に上り一九二四年三月には一三・六%になつてゐる。一九二四年十二月には一七・三%、一九二五年三月には二〇・五%と増加して居る。最後の割合を實數に表すと統計に入つてゐる労働組合の會員の失業せる者三六、八七三人となる。

奧太利と同様失業は金融が其の膨脹の行移に於て急激に停止した爲に生じたものである。卸賣相場指數は(一九一三年11)一九二三年十二月には七、九一五、一九二四年一月には一〇、二六六、二月には一八、三九一、三月には二〇、七六七、四月には二一、三四六である。十月迄は二二、〇〇〇位の邊で保合つてきたが一九二四年十一月から一九二五年一月にかけて二三、〇〇〇に上つたが二月には二二、〇〇〇、三月には二一、〇〇〇に下つた。

通貨の膨脹は非常な産業的活況を呈せしめたがそれ等は大部分投機的なものであつた。しかし通貨の安定は此の活況を抑へてしまつた。現在匈牙利が直面してゐる問題は寧ろ其の經濟組織を健全な基礎に再建することである。

### 第十章 獨逸

一九二三年末並に一九二四年始には引續いた通貨膨脹から通貨の安定に移り變つたに連れて、一時的ではあつたが非道い失業が勃發したのであるが、一九二四年には正常的な就業状態へ著々回復して行つた。

一九二四年の初には労働組合員の四分の一は全部失業、四分の一は一部失業をしてゐた。左の表は卸賣相場が微かに昇つたことによつて失業割合は殆ど引續き減少してゐる。

失業及物價 一九二四年—一九二五年

月次	労働組合員ノ失業率		卸賣物價指數
	全部失業	一部失業	
一九二四年一月	二六・五	二三・四	一一七
同 二月	二五・一	一七・一	一一六
同 三月	一六・六	八・九	一一一
同 四月	一〇・四	五・八	一二四
同 五月	八・六	八・二	一二三
同 六月	一〇・五	一九・四	一一六

同	同	同	同	同	同	同	同	同
七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一九二五年一月	同	同
同		同	同	同	同	同	同	同
同		同	同	同	同	同	同	同
一二・五	一二・四	一〇・五	八・四	七・三	八・一	八・一	七・三	八・一
二八・二	二七・五	一七・五	一二・二	七・五	六・五	五・五	五・三	五・一
一一・五	一一・〇	一二・七	一二・三	一二・八	一三・一	一三・八	一三七	一三四
一一・五	一一・〇	一二・七	一二・三	一二・八	一三・一	一三・八	一三七	一三四
一一・五	一一・〇	一二・七	一二・三	一二・八	一三・一	一三・八	一三七	一三四

通貨膨脹に力を得てのみ存することが出来てゐた澤山の事業がなくなつたことによつて労働市場は著しくより健全な状態に達したから尙のこと此の回復は満足的なものである。一九二三年から一九二四年迄の一ヶ月の破産平均数は二二から五〇四迄増加してゐる。一九二四年七月のみでは破産者一、一二五であり一九二五年初の四ヶ月間の一ヶ月平均は尙七四〇であつた。

一九二四年の初め以來国立銀行は信用を規制する上に於て厳格な政策を取つた。正常なる金融状態に歸つたことは輸出を抑壓するどころか輸出を輸入同様著しく増したことは面白いことである。

年次 (月平均)	輸 入 (百萬金マーク)	輸 出 (リ)
一九二三年	五二二	五〇九
一九二四年	七六一	五四四
一九二五年(第一四半期)	一、一三〇	六七八

第十一章 瑞 西

失業が其の絶頂に達した一九二二年二月以來就業状態は引續き改善され一九二四年も亦さうであつた。一九二三年の改善は主として國內市場の回復に基くものであるに反し一九二四年の改善は輸出市場の改善に基くものである。輸出は一九二三年の十七億一千七百萬法(輸入二十二億四千三百萬法)から一九二四年には二十億九百萬法(輸入二十五億四百萬法)に増加した、かく輸入超過は二三・五%からして一九・六%に減じた。

現在の状態を戦前の状態と比較する爲に一九一三年の輸出額(十三億七千三百萬法)を現在の價に換算しやう。さうすると二億七千五百萬法だけ一九二四年より多く即一二%多い又一九二三年よりは六億法多く即二四%多いのである。二億七千五百萬法の差額の中一億九千萬法は刺繡業の輸出が減じたに由るので残額の八千五百萬法はチョコレートとチーズの輸出が減つた爲である。

一九二四年の瑞西の輸出回復は多分瑞西の物價をして積極的に國際市場に於ける物價に適合せしめたことに基くのである。一九二三年には瑞西は依然物價のレベルが高い爲に妨げられたが其の翌年に此のレベルが下つたのである。

獨逸、佛蘭西及英國の卸賣物價の瑞西物價に對する比率

一九二四年—一九二五年

月次	獨	佛	英
一九二四年一月	九五	八二	九五
同 二月	八六	八一	九六
同 三月	八五	七九	九五
同 四月	九二	九六	九二
同 五月	九二	九五	九四
同 六月	八六	八四	九五
同 七月	七六	八七	九五
同 八月	七七	八三	九六
同 九月	七二	八六	九六
同 十月	八一	八九	九八
同 十一月	八一	八五	九九
同 十二月	八三	八九	九八
一九二五年一月	八四	八八	一〇三
同 二月	八六	九〇	一〇四

月次	獨	佛	英
三月	八六	八六	一〇六
四月	八六	九一	一〇九

かくの如く獨逸の卸賣物價は瑞西よりも僅一四%低いだけである。所が不景氣時には此の開きは五〇%以上だつた。だから瑞西は獨逸に餘計に輸出することが出来た。此は主としてチョコレート並にチーズ事業を利した所以である。瑞西と佛蘭西の物價關係は實際には安定してきた。所が英國との關係は元は瑞西が不利だつたのが今では九%だけ有利である。此は主として織維工業並に金屬工業によつて得られたものである。失業者が漸次減少してゐるのは左表の通りである。尙一九二四年九月から一九二五年一月迄の増加は季節的分子に由る。

失業及物價 一九二四年—一九二五年

月次(月末)	職業紹介所ニ登録サレタル失業者數	卸賣物價指數(一九一四年七月=一〇〇)
一九二四年一月	二八、四八〇	一八三
同 二月	二七、一二〇	一八〇
同 三月	二一、三八〇	一八一
同 四月	一六、七三〇	一八〇
同 五月	一三、六一八	一七八
同 六月	一〇、九三八	一七三



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一九二五年一月	同	同	同
五月	四月	三月	二月	一月	同	同	同	同	同
八、二三五	八、七三七	八、七一八	九、四五二	一一、四七九	一一、四一九	一二、一八四	一一、八三四	一〇、一八五	八、五九二
一七一	一七〇	一六九	一六九	一七〇	一七一	一七一	一七〇	一六六	一六三
七、一八九									七、一八九
一六二									一六二

此の表によると失業の減少は卸賣物價に於ける明確な下落に伴つてゐる。此は普通の場合に於けると反對の事實であるが物價の變動は必ずしも常に失業に於ける主たる原因ではないことを示してゐるのである。失業の大なる割合が外國貿易の減退に基いてゐる現在の場合には瑞西の物價の下落は瑞西の産業をして世界市場に於てより有利な地位を回復せしめる効果を有するものである。

第十二章 伊太利

失業は一九二四年の初の九ヶ月間は引續き減少した。登録された失業者数は一月の二八〇、七六五から九月の一五、二九〇に減じてゐる。十二月には再び一五〇、四四九に増加したが此は伊太利に於ける著しい季節的分子が含まれてきて此の増加三四、八五九は前諸年に比すると一九二三年の七七、九四六、一九二二年の六九、二五四、一九二一年の六八、五五九よりは少いのである。だから此の就業に於ける改善は同年中引續くものと解せられる。一九二五年五月には前年同期の失業者二一八、七四〇人であつたのが一四二、五五二人に減じてゐる。

此の改善は最初は卸賣物價が著しく安定したのに伴つたのであるが卸賣物價は其の後八月以後著しく騰貴したのである。パッチ指數（一九一三年＝一〇〇）によると一九二四年八月には五七・二三であつたものが二月には六六・〇一で丁度六ヶ月間に一五%の増加である。此の物價の騰貴は同期に於て利の弗に對する價が八%低落したことに對應してゐる。一九二五年三月に割引歩合が五・五%から六%に引上げられたのは多分此の二つのものゝ變動を止めるであらう。

外國貿易は一九二四年に於ては昨年よりも増してゐる。

年次	輸入 (百萬利)	輸出 (同)
一九二三年	一、四三二	九二四
一九二四年	一、六一六	一、一九三

第十三章 佛蘭西

大體全産業に付ていふと一九二四年には前諸年よりも景氣がよかつた。經濟的研究情報協會の各月指數によると一九一三年一〇〇、一九二三年の平均は九六・九だつたが一九二四年の平均は一一一・六であつた。一九二五年一月には最高レコードたる一二八・五に上り二月には一一一・六に下り三月には再び一一六・九に上り四月には再び一〇九・三に下つてゐる。

外國貿易は増してゐる。

年次(月平均)	輸		入		輸		出	
	百萬法	一千米突噸	百萬法	一千米突噸	百萬法	一千米突噸	百萬法	一千米突噸
一九二三年	二、七二四	四、五七二	二、五三六	二、〇七五				
一九二四年	三、三四四	四、七〇八	三、四三五	二、四四九				
一九二五年ノ第一四半期	三、七二五	三、八一三	三、六四〇	二、六二八				

次に産業の發展は通貨膨脹をしさうな徴候を有して居た。即それを列挙すると、

(一) 卸賣相場指數(一九一三年一〇〇)は一九二三年には平均は四一八・九だつたのが一九二四年には四八八・五で一六%の騰貴である。法の低下を止める爲の努力によつて二月(五四三・七)から四月(四九九・三)に急落した後物價騰貴は引續き起り一九二四年十二月には五〇七・二、一九二五年二月には五一五・一に達したと、

(二) 佛蘭西銀行のやつた有價證券に對する貸付額は二〇%増してゐること、(一九二三年末には三十五億六千萬法、一九二四年末には三十億法)

(三) 佛蘭西銀行の抱えてゐる有價證券の額は六六%増加して居ること、(一九二三年末には三十五億六千萬法、一九二四年末には五十七億四千萬法)

佛蘭西銀行は割引歩合を引上げることによつて信用の需要に於ける絶えざる増大を止め様と努力した。一九二三年十二月には五%から六%に引上げ一九二四年十二月には更に七%引上げた。此の結果物價騰貴を一寸緩和し一九二五年の始には一寸物價下落をさせた。物價指數は一九二五年二月の五一五・七から三月の五一三・一、四月の五二二・一に低下した。

同時に十金屬工業會社の株價平均の指數は一九二二年七月から一九二三年末迄殆ど引續き騰貴してゐるのであるが一九二四年一月の一六〇から十二月の一〇〇、一九二五年三月には一〇〇以下に低下した。工業株の價の變動は普通、事業環トイザンネンに於ける各時期に先立ち又巴里大學の統計研究所が選んだ該十會社が凡ての工業株を代表するものとするのが正しいとすれば佛蘭西が一九二二年始以來享受してゐた事業環の上向が間もなく下向するものと氣遣れる。

一九二五年の始から勞働の爲に職を見付けることがより困難になつた。從業指數は一九二四年十二月の二〇〇から一九二五年一月の一八一、二月の一七五に落ちてゐる。前諸年との比較によると此の下落は季節的分子に基くものとする事が出来ないのである。前述の如く輸出は一九二五年の第一回半期の間は稍安定してゐたが輸入は著しく減少した。殊に嵩に於て然りである。之は原料の輸入の減少から生じたものらしい。之に反し輸出の増加は新しい生産から生じたのではなく寧ろ在貨物から生じたものだらう。

白耳義では卸賣物價の騰貴は一九二四年四月から止んだ。其の時の指數は(一九一四年=100)二月の六四二、三月の六二五(爲替の恐慌時代である)に對して約五五五で安定してゐた。同月から一九二五年二月迄は指數は非常に安定してゐて平均五五八から二%以上も動かなかつた。所が九月から引續き低下し出した。十一月には五六九、十二月には五六六、一九二五年一月には五五九、二月には五五一、三月には五四六である。

此等の期間を通じて割引歩合は以然不相變五・五%であつた。

中央製造業者委員會の經濟指數で判斷すると一九二三年よりは一九二四年の方が一般産業は盛況であつた。一九二三年の十二月の平均を100とすると一九二四年の平均は一一九に上つてゐる。白耳義の産業は物價が引續き騰貴するので一九二二年、一九二三年に著しく盛況を示したが他の諸國と同様に物價騰貴の停止によつては産業盛況は停止せず物價の安定によつて直に利益を得たことを示すやうである。

外國貿易の趨勢は左に掲ぐる通である。

年次(月平均)	輸		入		輸		出	
	百萬	法	千米	突噸	百萬	法	千米	突噸
一九二三年	一、〇四六		二、二〇三		七三八		一、四一一	
一九二四年	一、四六四		二、七八三		一、一五七		一、六八〇	

一方失業保險制度に加入せる者の失業率は一九二四年には平均三・三四%に増加した。此の數字は成る程高いこと

はないが僅二・六七%であつた一九二三年のそれに比すると可成り増大して居るのである。

一九二四年の最後の三ヶ月と一九二五年の始とに限局して觀察して見ると單に季節的とは云はれない。失業者率の増加に向ふ大層明な傾向が認められる。此の傾向は既述した卸賣物價の下落に伴つてゐる。

一九二四年、一九二五年の失業

月次	卸賣相場指數(一九一四年四月=100)	失業率(一部失業ヲモ含ム)
一九二四年十月	五五五	二・九
同 十一月	五六九	三・八
同 十二月	五六六	五・一
一九二五年一月	五五九	六・三
同 二月	五五一	六・三
同 三月	五四六	七・〇
同 四月	五三八	七・三

此等の數字によつて目前に差し迫れる不景氣を豫見することが出来る。

第十五章 日本

一九二四年の日本に於ける失業状態は戦争直後と全く同様である。一九二四年—一九二五年の混亂並に難澁な事態を生んだものは一九二三年九月の大震災であつた。戦争の場合と同じに此の災禍は單に直接的損失を招いたのみなら

ず政府が負擔すべき經常的な財政的重荷を實質的に増したのである。かくて一九二四年は日本に於ては非道い國內的  
 なた、並に此の困難時を切り抜ける爲に倫敦並に紐育で莫大な國債を募集せねばならなくなつた政府と共に幕が開  
 いた。外債募集の不利な條件は日本の信用が低下しつゝあることを示した。外國投資者間に於ける信用の失墜は爲替  
 に影響し爲に圓價を低落せしめかくて輸入品並に原料品の價を騰貴せしめた。政府の重荷はかく信用の缺乏の爲に増  
 されて政府は非常な財政問題に打突かつたのである。

震災善後問題によつて生じた國內的並に對外的信用の缺乏の爲に生じた最初の効果は一九二四年一月から七月迄殆  
 ど引續いての物價下落によつて伴はれた一般的な不況であつた様だ。其の期間後三ヶ月に約一〇%の物價のレベルが  
 急騰した。實際非常に急激であつたからして廣い範圍に亘る投機的な好景氣を豫想せしめた。此の通貨膨脹の趨勢が政  
 府が借款した爲なのか又は全く商業並に工業の活況の爲に基くものであるかは評價することは困難である。それはと  
 にかく此の傾向は一九二四年十一月に止められて其れに次いで非常な不景氣がやつて來た。一九二五年二月十四日の  
 中央新聞によると全國商業會議所聯合會の調査によると社會の凡ての階級に亘つて三百四十萬の仕事をつた者が存  
 してゐたことを示してゐる。此數は多分日本に於て未曾有の數であつた。しかし此數は此より前に爲された又これよ  
 りもつと内輪に見積つた社會局の見積りで加減して見ねばならぬ。同局の調べによると失業者數は九十三萬二千であ  
 つた。註(從來當社會局ニ於テハカ、ル調査ヲ發表シタルコトナシ。本統計ハ如何ナル  
 基礎ニヨリテ算定セラレシモノナルヤ明カナラザレドモ原文通り譯載セリ)

さらば色々な點に於て一九二四年—一九二五年の日本の此の不幸な地位は戦後の現象の繰返しであつた。即ち急速  
 な錯亂、信用の失墜、不景氣を來らしめた災禍に對し増大せしめた政府の諸困難、財政緊縮及通貨膨脹が續いた。通  
 貨膨脹の抑壓及安定の當座は非道い失業の危機によつて顯著にされて居る。

物價並に外國貿易 一九二三年—一九二五年

月次	卸賣物價指數 (日本銀行一九二三年=100)	輸入(百萬圓)	輸出(同)
一九二三年七月	一九二・四	一六一	一二〇
同八月	一九〇・〇	一五六	一三六
同九月	二一〇・二	八三	七五
同十月	二一一・六	一四五	一三七
同十一月	二二〇・一	一五七	一二〇
同十二月	二二〇・五	一七八	一四七
一九二四年一月	二二〇・九	二一四	一一一
同二月	二〇七・七	二九四	一〇五
同三月	二〇五・七	三一	一二〇
同四月	二〇六・六	二四八	一四九
同五月	二〇四・九	二二四	一七七
同六月	一九九・五	一七六	一四六
同七月	一九五・三	一五四	一三五
同八月	二〇〇・一	一四三	一七七
同九月	二〇六・五	一四二	一五九
同十月	二一三・〇	一六〇	一六三

同	十一月	二一四・三	一九三	一八三
同	十二月	二一三・五	一八七	一八一
一九二五年一月		二一三・七	二二八	一四七
同	二月	二一〇・〇	二八八	一六五
同	三月	二〇四・〇	三一四	一五一

右の外國貿易の數字は地震が起つた一九二三年九月中の一般的な事業の廢頽を證據立てゝゐる。其れに續ける冬季中の輸出の非常に低いレベルが引續いてゐることは生産に面接して居る國內的困難を證據立てゝゐるものであり、之に反して一九二四年の初の諸月中の異常な輸入の増加は日本が外國の援助に待つことの増加せることを明にするものである。輸入の増加は豫想の通り日本が倫敦並に紐育に於て外債を募集してからの直後が一番大であつた。

第十六章 米 國

一九二四年米國に於ける事業の變動は二の點から特別の興味がある。第一には同年には全く他とは異つた特殊な特徴を有する不景氣があつた。一九二三年の前半期に於ける比較的好況に次いで同年後半期には一寸景氣が悪くなつた。此の漸次的な下向加減は一月、二月を除いて一九二四年迄續き遂に夏の諸月に非道い不景氣になつた。かくの如く普通に見る様に月並的に先の好景氣の結果として暴落が來たのではなく長く繼いだ下向調子の最終の結果として生じたのである。加之此の暴落は全く豫想せず生じたのである。先行的な下向調子の期間に於ける殆ど各時期に於て一般的豫測並に豫想は直に回復するだらうと思はれた。だからしてかゝる時期に又かゝる有様で不景氣を生じたといふことは經濟學者に新しい研究の糧を與へたもので彼等をして不景氣は唯其の前の好景氣に於て擴張し過ぎた結果としてのみ起るものであるといふ月並的な理論を熱心に研討するに至らしめたものである。

第二の興味有る點は其の期間の經驗は信用の規制による安定政策が或る成功をしたこと並に其の成功の限界を示して居る。本政策の發展は本時期に於ては確に未だ幼年期にあつたのである。しかし本政策の有價値なることを示すものが其の結果から覗ふことが出来るのである。銀行制度全體の貸付政策といふものは産業的活動の景氣不景氣に大なる影響を有するものであつて産業が餘り擴張し過ぎる様な傾向があると貸付を緊縮して將來の投機並に度を過ぎた擴張を防ぎ又産業が下向になると其の回復の爲信用を緩めねばならぬのである。此の理論は一九二四年中米國で事情の許す限り適用され同國の信用政策の遂行に付き責を負ふ人々は産業上の安定を來すことを目的として自己の規制して居る機關の重要なことを知つてきたと信すべき理由がある。

今取られてゐる信用政策の外に表れた主たる徵表諸聯邦準備銀行の利率(再割引歩合)である。此等の銀行の利子引上は貸付の増加を防ぎ好景氣が豫見せられるときに通常適用される。かくして一九二三年の春に事業が迅速に回復して非道い好景氣にならうかと思はれたのであるが、紐育では再割引歩合を四%から四・五%に引上げた。此やあれやの方策によつて今にも來るかと思はれた好景氣が事實防がれてそれに續いた夏季中に何等の反動も起らなかつた。秋季の諸月は一寸下向となり一九二四年に續き遂に同年の春季には事態が氣遣はれ出して來た。此の事況に鑑み紐育に於ける再割引歩合は一九二四年五月一日に四%に引下げられた。しかし此の下向加減は一般的に回復を豫想されたに拘らず引續いた。所が凡ての觀測が依然皆回復することを示したので此以上再割引歩合の引下は一寸目先行はないことになつた。所が不景氣の絶頂たる六月廿一日には遂に再割引歩合は三・五%に引下げられた。八月八日には更に三%

迄引下げて戦前以来の低率であつた。尙從來状態が段々良くなつて來たのも此の八月から發足してゐることは下表にも記す通りである。

前記信用政策が實際上産業に及す効果は兎に角としてかく利子の引上又は引下を行つたといふことは少くとも信用を規制する立場に有る者の側に於ける其の意圖のある所を明に覗ふことが出来るのである。加之これは當該期間中に於ける聯邦準備制度の自由市場に於ける活動にも明示されてゐる。一九二四年の初の七ヶ月中に於て諸聯邦準備銀行が買つた米國債は序々に増加して其の保持してゐる有價證券は一九二三年末の一億三千三百萬弗から七月末の五億五百萬弗以上に増加した。此は買つただけの有價證券の價額を市場の融資としたもので信用を緩和する一般政策を強めたものである。

此等に付ては一九二四年度の聯邦準備局の年報に明である。事業の安定を増し豫見せしめる指數を引續き改善せしめる様に信用を規制してゆかんとする繼續せる意圖を見ると將來必ずや失業危機の上に於て甚大なる進歩が得られることだらうと期待される。

中央諸銀行が其の信用を規制してゆくに際し方針を定むる上に於て役に立つべき指數に付ては夙くから物價指數が事業界の趨勢を示す最良の指數の一だとして注意されて來た。一般物價變動と事業並に事業の改善との間に存すると認められた密接な關係は又一九二四年に於て米國の經驗に於て實證されてゐる。物價指數は一九二四年の夏に於て就業指數よりも一寸早く回復を示してゐるのである。だから之によつて就業状態を豫見することが出来るのである。其の他の諸點に於ては該二指數の變化は非常に一致してゐる。

就業並に物價 一九二四年—一九二五年

月次	從業指數 (一九一九年=100)	卸賣相場指數 (一九一三年=100)
一九二四年一月	九八	一五一
同 二月	九九	一五二
同 三月	九九	一五〇
同 四月	九七	一四八
同 五月	九三	一四七
同 六月	九〇	一四五
同 七月	八七	一四七
同 八月	八七	一五〇
同 九月	九〇	一四九
同 十月	九一	一五二
同 十一月	九一	一五三
同 十二月	九三	一五七
一九二五年一月	九三	一六〇
同 二月	九五	一六一

一九二四年八月に始つた改善は一九二五年の初の諸月に續くに連れて大分勢が宜くなつた。回復の迅速なことは低金利の爲に刺戟を受けて實に素晴らしいものであつた。基礎的産業に於ける生産は最近の諸月に於て迅速に増加したが一月には八%増し昨夏の低い點に比すると三四%も増加した。ところが一九二五年一月並に二月には就業指數は依然

一九一九年のレベルに比すると著しく低く爲に生産並に商業に於て此上の増大がまだ期待されてゐる。紐育聯邦準備銀行は一九二五年二月廿七日に再割引歩合を三・五%に引上げた。此は事業の擴大する傾向をちゃんと止め様とする爲のものでないと見ねばならぬ。そは三・五%といふ利率は中央割引歩合としては未だ異常に低率なのであるから。

### 第十七章 結 論

失業に影響する多くの色々な要素の中物價の一般變動は屢々一番最重要なものである様に見える。此は一九一九年から一九二三年迄の經濟的並に政治的改善時代に於ても見られる。澤山の他の要素が勞力に對する需要を擴大し又は制限することによつて勞働市場に影響するけれども失業が諸國に於て増加し出す時期と又國によつて異なるが一般物價のレベルの上昇が止み、下り出す時期との間には符合を合した様に一致することが澤山ある。加之物價の下落が非常に永引いた國々では失業は最非道く又頑強であるが、一方物價の下落が短期間で間もなく騰貴又は保合となつた國々では失業は一番早く減少した。

同様な現象は一九二四年並に一九二五年の始に於ける失業の高低にも見られる。和蘭では失業は引續き一九二三年迄増加した。一方物價は一九二〇年以後下落したのであるが就業は一九二四年迄改善し出さなかつた。其の時には物價も亦上り出したのである。同様に獨逸でも一九二三年の金融恐慌に次いだ非道い失業は一九二四年に終つた。其の時には卸賣物價指數はより正常なレベルに回歸し一寸だけ上昇する傾向を表した。丁抹、諾威、瑞典、チエツコスロヴァキアに於ては一九二三年に始まつた就業の改善は翌年中續き一方物價のレベルは丁抹、諾威では上り瑞典、チエツコスロヴァキアでは保合つてきた。伊太利では或る期間保合つてゐたが、今や上昇しつゝあり、失業は以前同様僅である。佛蘭西では唯一一九二四年二月から四月迄の短期間の物價の下落の爲に一寸中斷されただけで、常に物價が騰貴し

たのが主因で實際上失業は存在しなかつた。ところが一九二五年の初に事業界に或る緊張が表れ出した。白耳義では悪化の程度が非道い。失業率は幾月か上りづめで物價は下りづめである。米國に於ては就業指數並に卸賣物價は一九二四年中非常に整然と並行してゐた。

前記の一般傾向に對しては同時に或る除外例のあることを注意せねばならぬ。英國では失業は一九二四年の初の諸月は減少し其の時には物價は下落しつゝあつたのである。又失業は同年の後半期に於ては物價が騰貴しつゝあつたにも拘らず増加した。然し乍ら此の二者の間に普通存在する相互的關係は毎年平均に於て見出される。即一九二三年から一九二四年迄の失業の減少は一般物價のレベルに於て約五%騰貴せるに伴つて居る。又一九二五年の初に於ては失業の増加は一月の物價指數一七一・〇から三月の同一六六・三に下落したのに對應してゐる。

唯瑞西は特例である。一九二四年一月から一九二五年一月迄卸賣物價指數は殆ど引續き凡て六%以上下落してゐるに拘らず失業者数は二萬八千から一萬二千に下つてゐる。

此様な特例は決して驚くには足りぬ。勞働市場は澤山の各種の要素に影響されて居るからして一の要素の効果が他の要素の効果によつて隠されてしまふことが時によると有るのである。前回の報告(國際勞働事務局發行「一九二三年—一九二四年失業」研究報告發書類第八輯)に於ては一九一九—一九二三年に於ては物價變動の方が外國貿易よりも就業に對し強い影響を有してゐる様に見えると報告してをいた。しかし一九二四年に於ては瑞西に於ける外國貿易の發展は産業界の活動を刺戟し、まんまと物價の下落による惡結果を消してしまつたのである。同様に英國では輸入超過は同國に於ける就業に對して非常な影響を以前よりも甚しく與へてゐることと思はれる。

失業の萬能藥といふものは何處にも存在しない。失業の根本原因は澤山あるのであつて色々な方策を講ずることに

よつてのみ有効に禁壓することが出来るのである。といつても其等方策中の一は物價レベルの安定である。此は實際上の政策問題中に入り來ることを正當に豫期することが出来る方策に屬する。此以上の目的は國際貿易の困難を速に除去することだと思ふ。此の道程によつて確により高い一般的從業レベルに達することが出來て爲に澤山の個人的窮乏や困難を防ぐことが出来るであらう。端的にいへば失業の防止には生産並に爲替のより良き組織を得んが爲に國際的に協同する政策が必要なのである。此は又其の準備として爲替の凡ての仲介物の價を安定さす政策もを含んでゐる。

### 歐洲各國の一九二九年及び一九三〇年の春夏に於ける失業狀況

産業労働時報

歐洲各國の失業は本年の春期より夏期に到つても猶其の深刻を持續し特に獨逸、英國の如き大工業國は甚大な影響を蒙つた。

各國の失業統計資料に依つて一九三〇年の春夏の狀況を一九二九年の同期と比較對照すれば次の通りである。即ちフィンランド及ルーマニヤは前年に比して三倍半の増、ベルジウムは約三倍の増、フランスは二倍半の増、ドイツ、ニザールランド及ポーランドは各々一倍の増、イタリー、イギリス及スイスは各々六五%の増、チェツコスロヴァキアは約六〇%の増、ハンガリーは五〇%の増、オーストリアは四〇%の増、アイルランド自由國及スエーデンは僅少の増加を示しエストニア及ラトビヤは各々異動なし。

減少を示してゐる國はデンマークの九%、ノールウエの四%及ユーゴスラビヤの一八%である。  
歐洲各國の一九二九年及一九三〇年の春夏に於ける失業者數並に失業率。

國 及 失 業 團 體 別	月 別	失 業 者 數		失 業 率	
		一九二九年	一九三〇年	一九二九年	一九三〇年
オーストリア(給付金受領者)	七月	一〇七、一九〇	一五二、三四〇	—	—
白 耳 義(社會保險ニ依ル失業者)	四月	二、五〇七 二、三六一	一三、四二一 三〇、〇七〇	〇・四 一・九	二・二 四・九
チェツコスロヴァキア(労働組合)	同	二六、八三五	四二、六六四	二・四	三・七



デンマーク(同)	六月	二七、三九八	二四、八〇七	一〇〇	八・八
エストニア(失業登録)	五月	二、一六九	二、〇六五	—	—
フィンランド(同)	同	一、二八〇	四、六六六	—	—
佛國(給付金受領者)	六月	三九四	一、〇一九	—	—
獨逸(失業登録)	七月	一、二五三、〇〇〇	二、七一五、〇〇〇	—	—
英國及北アイルランド(同)	六月	一、二七六、〇六四	一、九四六、六二九	—	—
ハンガリー(労働組合)	五月	一四、〇五三	二〇、七三二	—	—
アイルランド自由國(被保險者)	同	二四、二五六	二六、〇二七	八・六	九・二
伊太利(失業登録)全部失業一部失業	同同	二二七、六八二 八、七一三	三六七、一八三 二二、八二五	—	—
ラトヴィア(失業登録)	同	一、四三三	四、二一二	—	—
ニージャラド(社會保險ニ依ル失業者)	同	一〇、八二〇	二三、九一四	三〇	六・三
ノールウェ(失業登録)	六月	一四、五四七	一三、九三九	—	—
ポーランド(同)	同	一〇五、〇六五	二一八、四三八	—	—
ルーマニア(同)	五月	六、八一九	二五、〇九六	—	—
スエーデン(労働組合)	四月	三五、九八九	三八、三四七	一二・三	一一・二
スイス(失業公債)	五月	—	—	一・六	二・六
ユーゴスラビア(失業登録)	同	一〇、五八三	八、七〇四	—	—

### 一九二九年より一九三一年に至る世界主要諸國の失業狀況

ライヒスアルバイツブラット一九三二年二月廿五日號

ドクトル、エルハルト、ウインドミュツレル

労働市場の推移は、一九二九年には、國によつて非常に異つて居た。然し、一九三〇年には、失業は、殆ど總ての國が世界經濟恐慌によつて打撃を被つた爲に著しく増加した。主として輸出貿易によつて經濟を維持して居た獨逸、英吉利、北米合衆國の如き工業諸國は、特に甚大なる失業に悩まされた。

他方、佛蘭西、スカンヂナヴィア諸國の一部の労働市場は、一九三〇年の最初の數ヶ月間には、尙ほ好況を續けて居たが、然し、此等の諸國の經濟界も亦漸く不況となり、一九三〇年の後半期には、失業は特に著しく増大した。殆ど總ての諸國に於ける失業は、一九三一年に至り躍進的に昂騰した。

一九三〇年に比較的抵抗力のあつた諸國でさへも、恐慌の來襲を喰ひ止めることは不可能であつた。今まで恐慌とは殆ど何等の交渉を持たなかつた佛蘭西に於ても、失業は増大した。然し其程度は其他の諸國に比べれば僅かであつた。

賠償履行の困難の結果、獨逸に重大なる信用恐慌(Kreditkrisis)を捲き起した一般的信用恐慌(Vertrauenskrise)は一切の景氣の上昇氣運(Aufwirtsentwicklung)を妨げた。唯英吉利に於ては、一九三二年十月以來失業者數字は、

金本位拋棄によつて勞働需要が増大した爲め一時的に幾分低下した。

歐羅巴以外の諸國に於ける勞働市場は、歐羅巴諸國に於ける其れと同様に、一九三〇年には既に一般的恐慌の重壓によつて著しく悪化した。世界に於ける失業者の總數は、一九三〇年には約二千萬人と推算された。一九三二年末には失業者の總數は、約二千五百萬人と推算されたが、恐らく此の數字は、餘りに多く見積られたものではないであらう。

獨逸の失業者は、一九二八年から一九二九年にかけて、氣温の異常に寒冷なると、其れが長期に亘つて繼續した爲め一九二九年二月末日までに、三百萬人以上に増加した。

此數字は一九二六年の恐慌期に於ける最も甚大なる失業數字よりも遙かに大なる數を示すものである。然し失業者數は一九二九年七月末日までに再び約百二十五萬人に減少した。此の失業者の減少は獨逸の外國貿易の増加によつて國內の不景氣が驅逐された爲である。然し、一九二九年秋以來失業者は、世界市場に現れた景氣沈衰の傾向の影響に因つて次第に増大した。職業紹介所の登録失業者數は、一九三〇年二月末には約三百四十萬人、一九三一年二月末には約五百萬人に達した。

更に一九三一年末には、失業者數は之よりも七十萬人を増加した。此の失業者増加の勢は、一九三二年に入るも革ることなく、一月末には失業者は遂に、六百萬人を突破する状態を示した。

一九三〇年末から一九三一年末までの間に失業保險の失業手當を受領した者の數は約二百十六萬六千六百萬人から約百六十四萬二千人に減少して居るが、之に對し同期間に於ける緊急的失業手當受領者數は六十六萬七千人から五十萬六千人に減少し、福利失業手當受領者數 (Wohlfahrtsarbeitslos) は七十六萬一千人から百五十六萬五千人に増

加した。

右の數字上に現れて居る失業者數の増減は、短期失業者の長期失業者への轉移と失業保險手當支給期間の短縮によるものであつて、失業保險手當受領者數は、右の數字によつて明かなる如く、獨逸に於ては、最早失業者數を測定すべき尺度ではあり得ないことになつた。

英吉利及北愛蘭に於ては、被保險者にして失業せる者の數は、一九二九年一月の百四十六萬六千人から百十六萬四千人に減少した。以來毎月右失業者數は増大し一九三一年二月末には、約二百七十萬人 (又は被保險者の二割一分七厘) に達した。此數字は、一九二六年の炭坑夫罷業のときの失業者數 (約百七十五人) 及一九二〇年乃至一九二一年に於ける英吉利の失業者の未曾有の數字 (約百七十五萬人) に比べて遙かに大である。然し英吉利に於ける失業は最近數年間に既に増大したのであつて、之れは英吉利の多くの勞働者に勞働機會を與へた輸出諸工業が、戰爭以來世界市場に於て愈々苦難と闘はねばをらなかつたからである。一九二九年以來の失業の漸増は、勿論、世界經濟恐慌の影響に歸すべきであつて、之によつて英吉利の輸出は更に萎縮した。

故に輸出工業に於ける失業は、内地市場を對象とする工業に於ける其れよりも、遙に甚大であつた。一九三一年に於ては、英吉利經濟界の狀態は更に悪化した。

失業者數は同年三月、季節的影響によつて減少したが、然し其れは單に五月迄の一時的現象であつて (五月の失業者數二百五十八萬人) 六月以降再び激増し、九月末には二百八十八萬人と云ふ數字を示した。然し十月以降は輸出工業の就業勞働者數は、磅下落に因る輸出能力の増加に依つて幾分減少したが、十二月末以來は失業者は再び増加し、一九三二年一月末には二百七十二萬八千人となつた。

佛蘭西に於ては、法の安定後産業界に現れた好景氣は一九三〇年の中頃迄(最後には上昇の速度は緩慢であつたが)續いたが爲め、失業は此のときまで極めて輕微であつた。然し其の後に於ては佛蘭西の景氣も沈衰し、殆ど總ての産業は業績不振となつた。工業生産は、一九三一年中頃既に一九三〇年中頃に比して少くも一割を減少した。産業不振増大の結果、一部失業のみならず、全部失業も亦著しく増大した。佛蘭西の私的調査に依れば、一九三一年末に於ける失業者の總數は、約七十萬人、一部失業者の數は、二百萬人乃至二百五十萬人であつた。

白耳義に於ては、一九二七年に現はれた景氣の振興は一九二八年以後にも續いた。失業者數は、一九二九年の夏季數ヶ月間には、前年の同期に比べて著しく低下した。一九三〇年には、一般的恐慌の波動は遂に白耳義の經濟界及労働市場にも及んで來た。同年に於ける白耳義の生産物は、僅かに其三分の一が海外に賣却されたに過ぎなかつた。全部失業者數は、一九三〇年一月末の約二萬二千五百人から六月末の約一萬二千人に減少し、更に一九三一年二月末には、八萬二千人に激増した。

一九三一年三月より失業者は季節的關係で減少したが五月(五萬六千人)から再び増加の方向に轉じた。一部失業者數も亦一九三一年の各月に於ては、一九三〇年の其れに比べて著しく増加した。一九三一年十月末、一部失業者數は約十二萬六千人であつたが、以後一部失業者は續増した。

和蘭に於ては、一九二九年には、生産の増加は著しいものがあつた爲に年初季節的に前數年に比べて著しく増加した失業は、其の後前數年に比べて著しく減少した。一九三〇年の始め、國內市場の狀勢は不況ではあつたが、其程度は深刻ではなかつた。然し外國貿易の不振の結果失業は急増した。公設職業紹介所に登録された失業者數は同年六月末の夏季の景氣沈滞の時期に、約四萬七千四百人であつたが、一九三一年一月末までには、十四萬六千四百人に

増加した。一九三一年には、特に輸出諸産業の業績は悪化した。之れが爲め一九三一年の失業者數は各月に於て、前年各月に比して遙に昂騰した。失業者數は、五月(九萬四千人)までに季節關係で減少したが、十一月末には十九萬七千人に増加した。即ち此の數字は前年同期に比して殆ど倍加して居る。

スカンデナヴィア諸國の一部の國に於ては、労働市場の推移は、スカンデナヴィア以外の國よりもずつと良好である。瑞典に於ては、輸出工業の被傭者の就業數は、一九二九年には前年と同様に高い數字を示して居た。此輸出工業の振興によつて、國內市場を販路とする諸工業も亦業績革まり、被傭者の就業で増大した。

労働組合員の失業者數は、一九三〇年一月末には、一三・九パーセントであつたが、同年七月には七・八パーセント(失業者數二萬七千人)に減少し、同年十二月末には、二三・〇パーセント(失業者數八萬三千人)に激増した。一九三一年に於ては、輸出工業も國內市場を販路とする工業も何れも不振であつたが、失業者數は比較的僅かであつた。と云ふのは、一部失業者の増加によつて、解雇數の増加が喰ひ止められなからである。一九三一年六月末の失業率は一・八パーセントであつた。爾來失業者數は増加し、十一月には失業率は再び一・九・五パーセントに増加した。

丁抹に於ては失業者數は一九二九年には、一九二八年よりも少い。労働組合員の失業率は、一九二九年二月には、二九・七パーセント、九月には僅かに、八・七パーセントであつた。

一九二九年に労働者の就業數は、前年に比べて殆ど變化がない。然し一九三〇年の十月以降經濟界の景氣上昇の傾向の停止するに連れて、失業は増大した。即ち、労働組合員の失業率は、一九三〇年二月には、二〇・五パーセント、六月には八・七パーセント、十二月には二五・一パーセントである。一九三一年夏季數ヶ月間に於ける失業は、經濟界の悪化せるにも拘らず、一九三〇年の同期に於ける其に比べれば殆んど増加して居ない。

以上は労働者の失業状態を説明したのであるが、一部失業者数は失業者よりも其の増加の程度は遙に大である。諾威に於ても亦一九二九年には、労働者の就業数は前年よりも少い。労働組合員の失業率は、一九二八年には一三・六パーセントから二八・八パーセントまでの間を上下して居たのであるが、一九二九年には一〇・二パーセントから二二・二パーセントの間を上下したに過ぎない。経済界の景気上昇の傾向は、一九三〇年の前半期中連続したが然し其の程度は世界経済の影響に因り緩慢であつた。然し其後輸出の減退著しきものがあり、爲に経済界は悪化し其れに連れて労働者の失業者数は増大した。

即ち労働組合員の失業率は、一九三〇年一月には一九・〇パーセント、六月及七月には二〇・八パーセント、一九三一年一月には一九・〇パーセントであつた。求職者数は一九三〇年二月には約二萬三千人あつたが、七月末には一萬二千人に増加し、一九三一年三月末には更に二萬九千人に増加した。一九三一年に於ては経済界は更に悪化し、労働争議に因つて一時大部分の産業は其の活動を休止したが、求職者数は一九三一年七月末までに二萬一千人に減少した。然し求職者数は一九三一年十二月末日には、三萬四千八百人となつた。

伊太利に於ては、失業者は、一九二九年春季及夏季には例年の季節的減少の程度以上に激減した職業紹介所に登録された全部失業者数は、一九二九年一月末には四十六萬二千人、同年六月末には十九萬三千人、一九三〇年一月末には四十六萬六千人であつた。一九三〇年に於ては各月の失業者数は、前年各月の其れに比して著しく増加した。其れは世界経済恐慌の影響が此の年に於て伊太利に濃厚に現はれたからである。失業者数は、同年六月までに三十二萬二千人に減少したが、一九三一年二月末には、七十六萬五千人となり、前年同期に比して三十萬人の増加であつた。建築土木界の比較的好況なると失業救済事業の大規模に行はれたるとによつて、失業者数は、一九三一年六月末まで

に五十七萬四千人に減少したが、同年七月以後には、失業者は再び増加の傾向を辿り、十二月末日には失業者は約九十八萬二千人となり、一部失業者は三萬三千人に及んだ。

瑞西に於ては失業者は、一九二六年以來續減の一途を辿つたのであるが、一九三〇年には再び増加の方向に轉じた。一九三一年國內市場が悪化した結果として失業者は更に増加した。夏季の景気沈滞の時に於ける求職者数は、一九二九年六月には約四千四百人、一九三〇年六月には約九千人、一九三一年五月及六月には約一萬四千四百人即ち求職者は一九三〇年夏季には其の前年同期に比して約二倍の數に達した。尙ほ一九三一年十二月末には求職者数は五萬一千人に及んだ。

澳太利に於ては、失業者(失業者手當受領者)は一九二八年中に於て九月末に最低數(十一萬三千人)に達した。一九二九年に於ては失業者数は、八月末に最低數(十萬二千人)に達した。

失業者数は、一九二九年八月末以來、一九三〇年二月末日までに、二十八萬五千人に増加し、一九三〇年六月末までに十五萬人に減少し、一九三一年二月末日までに再び三十三萬四千人に増加した。一般の産業は、一九二九年にはまだ多數の被傭者を雇傭して居たが、一九三〇年中頃以來、被傭者の解雇數は激増した。即ち建築土木業、金屬及機械業、木材業及纖維工業の従業被傭者の失業者数は夥多しい數に達した。一九三一年には、大部分の工業は更に減産を行つた。澳太利のクレジット・アンシユタルトの破綻に關聯して惹起された信用恐慌は、澳太利經濟界の悪化を更に助長した。失業者は一九三一年には續増し、各月に於て前年同期に比して高い數字を示した。

チェツコスロヴァキアの失業は、一九二九年には一九二八年に比して増加した。一九二八年の平均求職者数は、約三萬八千六百人、一九二九年には約四萬一千六百人、一九三〇年には約十萬五千四百人であつた。一九三〇年に於る